

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部
生活科学研究所報告

第 39 号

特集「家族」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.39

Special Issue: Family

2016

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部
生活科学研究所報告

第 39 号

特集「家族」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.39

Special Issue: Family

2016

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

REPORT OF THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY No.39 2016

CONTENTS

Kenji MUNAKATA	
Introduction to the Special Issue on the Family	1
Considering the Future Family: 2016 Nichidai Forum on the Declining Birthrate	2
1) The Future of Asia and Japan in View of the Population Change by Prof. Tomomi Otsuka	
2) Fujinokuni's Challenge: New Plans for the Declining Birthrate by Reiko Oishi	
Summarized by Kenji MUNAKATA	
Isao TAKEI	
A Basic Household Profile of Asian Americans	5
Michiyo MATSUURA	
Japanese Learning Support for Foreign Students in Japan by Volunteer Teachers and Parents	
.....	15
Kentaro ONO	
The Issue on the Interpretation of Article 714 of the Japanese Civil Code	25
Masanori YOSHIDA	
The Ethnography of Hansen Disease Families	
— Documentary Films of Oshima Seisho En in the Seto Inland Sea and Culion Island	
in the Philippines —	45
Report on Sciences for Living	
Tomiko MITSUHASHI and Airi YAMAGISHI	
The Survey on the Use of Highly Processed Foods at Home	
— The Background of the Use of Highly Processed Foods and the Changes over the Years —	
.....	57
Makoto MUROFUSHI, Katsuya SUGIYAMA, Ayu YAMASHITA,	
Yuji HASEGAWA, Daiki SUZUKI, Kumiko OHNO and Ryutaro UEDA	
Investigation of the Seasonable Eicosapentaenic Acid (EPA) and Docosahexaenic Acid (DHA)	
Contents in Skeletal Muscle of Deep-sea Smelt <i>Glossanodon semifasciatus</i> (Nigisu in Japanese)	
Collected from Suruga Bay, Shizuoka Prefecture	67
Atsuhiko TAKAHASHI	
Review of Relationship between Lifestyle Related Disease and Dietary Habit	
— EBM (Evidence Based Medicine) • Study Design • Meal Survey —	77
Keiko SHINOHARA	
The Relationship between How Parents of Kindergarteners Hold Chopsticks and Dietary	
Awareness	83
Hiromi KATSURAGI (IKEDA) and Shimako MUTO	
Report on the Instructions on Diet and Nutrition in the Case of	
an Elderly Chronic Renal Failure Patient with Hypertension and Diabetes	91
Faculty Research Activity Report 2015	101

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告 第39号

平成29年3月

目 次

『生活科学研究所報告』第39号 特集「家族」について	宗形賢二 1
「未来家族を考える：日大少子化フォーラム2016 in Mishima」 第一部「人口から見たアジアと日本の将来像」(大塚友美) 概要 第二部「少子化対策への“ふじのくに”の挑戦」(大石玲子) 概要	宗形賢二 2
合衆国国勢調査局データから見たアジア系アメリカ人の住宅保有率および世帯的特徴	武井 勲 5
外国人児童生徒の学習支援における家族の協力と課題 — ボランティア支援者と日系外国人大学生への聴き取り調査より —	松浦康世 15
認知症患者の不法行為についての家族の責任	小野健太郎 25
ハンセン病家族の生活誌 — 瀬戸内海の大島青松園とフィリピン・クリオン島の映像記録から —	吉田正紀 45
生活科学研究所報告	
加工食品の利用状況調査 — 加工食品利用の背景と経年変化 —	三橋富子・山岸愛里 57
駿河湾産ニギスの筋肉中に含まれるEPA・DHA含有量の季節変化	室伏 誠・杉山克哉・山下あゆ・長谷川勇司 鈴木大揮・大野久美子・上田龍太郎 67
生活習慣病における食と食習慣の基礎的検討 — EBM (Evidence Based Medicine)・研究デザイン・食事調査法 —	高橋敦彦 77
家庭での箸の指導からみた幼稚園児保護者の箸の持ち方と食に対する意識	篠原啓子 83
高血圧と糖尿病が合併した慢性腎不全高齢患者における栄養食事指導の一症例報告	葛城(池田)裕美・武藤志真子 91
平成27年度事業報告	101

『生活科学研究所報告』第39号 特集「家族」について

『生活科学研究所報告』第39号の特集は「家族」である。現代日本の抱える様々な問題の多くは、それぞれの家族や家庭の問題に起因していると言っても過言ではないだろう。少子化、高齢化、離婚や離散、シングルマザー、家事労働や介護の負担、家庭内暴力、児童虐待、貧困等どれも一筋縄ではいかない問題である。若年者の晩婚化や未婚率の増加は、小津安二郎や山田洋次監督の映画に描かれるような一昔前の家庭像とはまったく異なる情景を生み出している。少子化と高齢化は、いわゆる年金問題だけではなく、労働人口の減少と経済力の衰退を生み出し、社会全体の活力が失われ、社会保障どころか基本的な日常生活でさえ危うくなる可能性がある。それは例えば夕張の例でも明らかであろう。厚生労働省によると、2015年の合計特殊出生率は1.46となり、出生数は100万5,656人だったという。前年に比べ0.04上昇したとはいえ、日本の人口減少に変わりはない。1950年代～60年代の出生率がほぼ安定的に2.0を超えていた時代は終わり、1970年代に人口置換水準2.07を割り込み、2005年には1.26まで下がった。このままいくと、2060年には総人口が9,000万人となり、しかもその中の高齢者率がほぼ40%である。

出生率低下の主な原因は、経済的余裕の無さ、女性の社会進出、独身の自由や気楽さの重視、家事・育児の負担などと言われる。文明の発達史から見れば、日本もひとつのピークを終えた、というような見方さえある。若者の未婚化・晩婚化は欧米先進諸国と同様に世界的な傾向である。身近な現実として、若年者が以前のように結婚や家族への夢や期待を持ちにくくなっている。結婚の後に来るのは、現実の家庭生活であり家族である。近代化が進み、高度消費社会のサービスが行き渡り、一人でもほとんど不自由なく生活できる日常は、妻や夫、あるいは新しい家族や親せきといった人間関係を、単なる面倒で煩わしい「余計な仕事」としてしか見られなくしつつあるのかも知れない。昭和の高度成長期の「家族」の姿はもはやノスタルジーの中にしか無くなって来ている。

このような社会的動向を鑑み、今年度は、「少子化」をテーマに討論の場も組んだ。タイトルは「未来家族を考える：日大少子化フォーラム2016 in Mishima」。これは学生を含む若者にこそ将来の家族を考えてもらいたいという意図であった。第一部では、日本大学文学部の大塚友美教授に「人口から見たアジアと日本の将来像」を、第二部では、静岡県健康福祉部理事・少子化対策担当の大石玲子氏に「少子化対策への“ふじのくに”の挑戦」と題して講演をしていただき質疑まで行った。

「家族」をテーマに特集原稿を募集したところ、最終的に4本の投稿があった。それぞれの論考が重いテーマを内包し、読み応えのある内容であると思われた。多忙な中、特集へご協力いただいた武井、杉浦、小野、吉田先生には感謝申し上げたい。また、食物栄養学科からも、篠原、三橋、室伏・山下・上田、高橋、葛城（池田）先生から計5本の投稿があった。外部査読も含め厳しい審査を経ての掲載原稿であることは明記しておきたい。

平成29年3月

国際関係学部生活科学研究所長
宗 形 賢 二

「未来家族を考える：日大少子化フォーラム2016 in Mishima」 第一部「人口から見たアジアと日本の将来像」概要

講師：日本大学文理学部 大塚 友美 教授

少子化フォーラム第一部の講師として、日本大学文理学部の大塚友美教授をお招きした。大塚先生は、主に人口経済学という分野を専門とする研究者で、近著としては『少子高齢化』（文眞堂、2014年）、『Excelで学ぶ人口経済学』（創成社、2011年）、論文は、「簡易人口経済計量モデルによる国際労働移動分析—日本の事例—」（日本大学文理学部人文科学研究so『研究紀要』2010）など多数ある。

講演は、まず人口変動の要因の解説から始まり、さまざまな統計指標を使いながら現在の日本の人口・経済のシミュレーション結果を示してくれた。人口変動に経済活動を関連付ける計量経済モデルでのシミュレーションは簡単な作業ではないが、結果として、日本経済の将来像は、2030年～35年くらいで最高潮に達し、その後はじり貧になることが想定されるという。無論このような予測は、回避努力によって外れる場合もあるが、逆に戦時中の「総力戦研究所」などの例のように、見事に当ててしまう場合もある。人口転換理論によれば、「経済が発展すると、この出生率と死亡率は高水準から低水準にずっと推移し、・・・成熟段階で出生率も死亡率も低水準で安定します。」（大塚、以下同）。すなわち、現在の日本は第4ステージの成熟期で死亡率も少ないが、出生率も少ない、自然増加率が安定していた時期にいた。ところが最近、「第2の人口転換」が起こってきている。これは、出生率が死亡率を下回り、人口減少が進んでいくこと。これに経済予測を加えると、当然自然成長率は低下し、衰退が予測される。しかし、経済的衰退が必ず進むわけではない。「貯蓄率が高まると投資が増えて、生産設備が増えてくる。だから経済成長をする。・・・自然成長率とは、・・・この生産設備の性能が技術進歩率によって高まっていく。・・・技術進歩率を高めると経済は何となく上向きになる」。同時に、「有業率」（働く人の割合）を高めていくことも重要である。大量の外国人労働者の受け入れは難しいにしても、女性や健康な老人の有業率を少し上げるだけで経済効果は大きい。日本の総人口を1億人程度にし、従属人口を減らし、生産年齢人口を増やし、人口の置換水準（2.1）を横ばいでも維持しながら技術革新を進められれば、日本は将来経済的ジリ貧に陥らないで済む可能性がある。人口の「定常安定は怖くない。経済的にはそんなに成長しなくても、人口もそんなに増えなくても、人間の内面を豊かにしていくことができるんじゃないか。だから人間の内面をもっと豊かにするべきことが大切なんだから、けっして定常状態というのは怖いことではない」というイギリスの経済学者がいる。日本における文化的で高度なレベルの生活を継続できる可能性はまだある。問題は極端な人口減である。「定常状態で横ばい状態を維持している中でそれが可能なんだ。ですから女性はなるべく子どもを産む、男性はそういうことを可能にできるような経済状態を作り出すというようなことがこれからの社会には求められているのかなという気がするわけであります。」という結論で講演を終了した。基調講演の後、本学部の青木千賀子教授から、男女共同参画の立場からの質問、本学部講師の川口さつき先生からは晩婚化、未婚化の原因について、学生からは技術進歩、家事・育児労働と収入の関係などの質問が続いた。（文責：宗形）

「未来家族を考える：日大少子化フォーラム2016 in Mishima」 第二部「少子化対策への“ふじのくに”の挑戦」概要

講師：静岡県健康福祉部・少子化対策担当 大石 玲子 理事

少子化フォーラム第二部の講演は、静岡県健康福祉部で高齢者福祉を担当、現在は少子化を担当している大石玲子理事に「少子化対策への“ふじのくに”の挑戦」と題して、主に静岡県が行っている少子化の現状分析と対策の具体例を講演していただいた。

講演は、まず平成28年2月に県福祉部が発行したばかりの『ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤』に基づき、静岡県の現状報告から始まった。この冊子は、合計特殊出生率「2」の達成に向けた基礎分析書で、静岡県の各市町の出生率に影響を与える要因を分析し、少子化の原因をわかりやすく「見える化」したものである。県内の人口は、平成17年の387万人をピークに減少し続け、特に14歳以下の人口減少が著しいことがわかる。戦後間もなくの出生数は約8万人だったが、平成27年は28,352人となった。出生率は1.54で全国19位。県内の男女の未婚率は、過去50年以上ほぼ右肩上がり、概ね男性の2人に1人、女性の3人に1人は独身である。別冊子にもあるように、男女の妊娠率も年齢によって下がってくることは覚えてほしい（「いつか」のために「いまから」できること：妊娠・出産のための健康づくり事業）。

平成26年の県民調査では、結婚を希望する若者は8割以上、理想の子供数は2.43人であり、結婚と子供への期待は大きいことがわかる。しかし、共働きや貧困のために、希望するような子育てができていない。現在、子供の貧困率は過去最悪で、約6人に1人が貧困状態にある。1人親家庭の数は増加傾向にあり、特に母子家庭の多くが非正規雇用のため、平均所得の半分以下の243万円しか所得がない。1人親の貧困率は50%を超えており、生活保護や就学支援を受ける子供の数も増えている。県では、平成27年「ふじさんっこ応援プラン」を策定し、生活および教育支援、保護者の就労支援、経済的支援などを重点項目として少子化対策に取り組んでいる。

静岡県では、少子化対策として5つの対策を整備している。「本当に未婚化晩婚化晩産化が進行し核家族化共働き家庭も増え未婚の家庭も増えています。でもこれからの時代を担う皆さんが恋愛や結婚を望む若い皆さんが家庭を築き安心して子育てをしながら働き続けることができる夢や希望を叶える取り組みを静岡県としては進めていきたい。」（大石）。そのために、結婚妊娠出産子育てを応援する事業を立ち上げ、出会い・結婚から、働き方の見直し、待機児童ゼロの実現、児童虐待防止対策、DV防止対策、大学生の未来予想図事業や「愛の歌短歌コンテスト」など子育てを幅広く支援できる環境整備を行っている。

合計特殊出生率2が静岡県の目標値だが、現状は1.50（平成26年の全国平均1.42）。『羅針盤』を見ると、出生率もっとも高い市町は裾野市と長泉町で1.82、最低は熱海の1.22。地域の特性を、働く力、にぎわい力、子育て基盤など6つの要因で分析した結果、35市町の出生率の要因が明らかになった。「社会全体で未来を担う子どもと子育て家庭を応援する産んでよし育ててよしの街づくりに全力で取り組んでまいりたい」と講演を結んだ。講演後、青木教授から待機児童の実態および長時間労働と県庁での実情など、学生からは、保育士・介護士の待遇、南米からの日系人についての質疑があった。（文責：宗形）

論文

合衆国国勢調査局データから見た アジア系アメリカ人の住宅保有率および世帯的特徴

武井 勲^{※1}

A Basic Household Profile of Asian Americans

Isao TAKEI^{※1}

ABSTRACT

Using data from the 2010-2014 American Community Survey (ACS), this study seeks to provide current information about some basic household characteristics of selected ethnic groups of Asian Americans, including their homeownership rates and overcrowded conditions. Findings show that net of age, gender, length of stay in the U.S., and household linguistic isolation, Chinese and Vietnamese have significantly and substantially higher odds of homeownership that surpass whites. By contrast, Japanese, Filipinos, Asian Indians, and Koreans appear to be systematically disadvantaged relative to whites, even after controlling for all covariates in this study. Among them, Koreans have the highest net effect. Regarding overcrowding, Asian groups except for Japanese tend to have higher odds in reference to whites. Net racial disadvantage is particularly high in the case of Filipinos. Overall, findings of this study indicate how foreign-born status of Asians in terms of duration of stay in the U.S. and household linguistic isolation play a crucial role in their likelihood of owning a home and overcrowding.

はじめに

本研究の目的は、アジア系アメリカ人の住宅保有および過密住宅をはじめとした基礎的な世帯的特徴を考察することにある。アジア系の住宅環境を扱う先行研究は黒人やヒスパニック系と比べて限定的であるが、それは人口規模が比較的小さいということと、1965年以降の移民を多く含むということが理由として挙げられよう。住宅保有は福利、富の蓄積、社会同化、そして学校教育の質といった家族生活に密接に関連する。さらに、合衆国におけるいわゆるホームエクイティ・ローン (home equity loan)、つまり所有住宅の資産価値を担保として組まれる一種の不動産ローンは、子供の高等教育にかかる費用を工面する上で貴重な財産を成すということは広く知られるところである¹。また、こうした住宅がもたらす恩恵は良好かつ過密度が低い住環境によって増

すとされる²。アジア系の住宅事情を検証することは、彼らの社会同化や教育水準の高さの背景的要因を理解する上で重要な手掛かりとなり得るだろう。

先行研究においてアジア系アメリカ人は概して単一の人種集団として扱われ、集団内部における人口動態的多様性は十分検証されていない³。本稿では先行研究の欠如を補うべく、近年のAmerican Community Survey (ACS) データを用いてアジア系アメリカ人の中でも人口規模が上位の6つの民族集団—インド系、中国系、フィリピン系、日系、韓国系、そしてベトナム系—に分けた上での記述統計および固定効果ロジスティック回帰モデルの分析結果を紹介する。

アジア系アメリカ人の世帯的特徴に関する先行研究

アジア系アメリカ人と白人の住宅保有の比較において、先行研究ではその格差と要因に関する一致し

※1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 Assistant Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

た見解は見られない。まず彼らの住宅保有率の低さを指摘する文献によると、移民世代の割合の高さと、カリフォルニアをはじめとする住宅価格の高い特定の大都市や地域に偏住するアジア系特有の地域分布という二つの要因により、ほぼ完全に説明し得ると指摘される⁴。実際、移民世代の住宅保有率がネイティブ世代を下回るということは多くの世帯研究により明らかである⁵。しかし合衆国における居住年数に比例して英語能力が向上し、市民権の獲得率が増すと元来高い教育的向上心を持つ移民世代はネイティブ世代のみならず、白人をも上回る住宅保有率を達成し得るといふ⁶。

他方、移民世代であることそれ自体が住宅保有率の低さの中心的説明要因ではなく、活発な地域移動に因るものとする議論がある⁷。実際、住宅保有は移動を制限するものであろうし、住居の検索や売買にかかる費用は賃貸の比ではないことから、将来移住を希望する者は住宅保有に付随する責任を敬遠するであろう⁸。アジア系の場合移民世代も含めて高い教育水準を活かすべく、専門性の高い職種を求めて全米規模で移動することから、白人よりも移住の頻度が高い⁹。よって、この地域移動を統計学的に考慮すると、彼らの住宅保有率は民族別に見ても白人を下回ることはないとする調査結果も存在する¹⁰。

このアジア系の高い住宅購買意欲の背景には、彼らの伝統的文化規範が挙げられよう。例えば儒教的な孝行を反映してか、彼らは親との同居率や三世帯住宅もしくはその他大所帯を形成する割合が高い¹¹。さらに、アジア系に関しては学業を終えるまで結婚を控える、離婚や別居率が低い、子供の教育に重点を置くといった家族重視の特徴が挙げられ、住宅にかかる費用は白人を上回るという¹²。教育水準の低い中国系でさえ、生活費を抑えて親族の協力を得ながらも住宅を購入するという調査報告がある¹³。加えて、平均年齢が若いにも関わらず大きい住宅志向を反映してか、アジア系の所有物件の純粋価格は白人を凌ぐとされる¹⁴。家族や教育の重要性を説く文化規範は東南アジア系アメリカ人にも同様に当てはまる¹⁵。しかしインド、パキスタン、バングラデッシュといった南アジア系は純粋な儒教文化が浸透していないにも関わらず複数世代同居が一般的であるが、これはどちらかと言えば経済的理由に因るとの見方もある¹⁶。

こうしたアジア地域の伝統的文化規範を考慮すると、住宅保有率に加えて過密住宅の割合を検証する必要性が先行研究により示唆される。住宅保有それ

自体が賃貸住宅に対する優位性を示すものではなく、資産価値は家屋の状態や立地にも左右されるからである¹⁷。また過密住宅は生活全般の質を低下させるだけでなく、犯罪等周辺地域へもたらす悪影響も懸念される場合がある¹⁸。移民の住宅保有率は合衆国における居住年数とともに上昇するが、過密住宅の改善との相関関係はさほど確認されないとも指摘される¹⁹。理由として、移民世帯は住宅費用を軽減すべく親族や知人をも含めて共同生活する傾向があることに加えて²⁰、そもそも慣習的に広い居住空間への選好が低いとされる²¹。さらにアジア系はヒスパニックと並んで、ネイティブ世代においても白人や黒人世帯の過密住宅率を上回るという²²。一般的に所得は過密住宅率に対して軽減効果を持つが、人種、民族、家族構成といった人口動態的要因と比較すると極めて限定的であることがわかっている²³。他方、世帯主の教育水準と過密住宅との相関性は概して認められていない²⁴。

データと方法

データは、合衆国国勢調査局が毎年集計する American Community Survey (ACS) を用いた。この ACS は、調査規模が大きい上に合衆国全体を網羅する世帯調査である。2010年から2014年までのデータを結合することにより、統計分析が可能なアジア系民族集団の標本数を確保した。ACS は人口動態と社会経済的項目に関する幅広い変数について信憑性の高い情報を提供するだけでなく、アジア系アメリカ人を民族別に特定できる貴重なデータである。標本には、単一人種で非ヒスパニック系の中国系、日系、フィリピン系、インド系、韓国系、そしてベトナム系で25-64歳の者を含めた。

また、以下に示す多変量解析の分析単位は世帯主とし、住宅保有や過密住宅といった現象は世帯類型に因るところが大きいため、単身者を除く既婚者もしくは同居者世帯に限定した。婚姻が住居購入を促すことは言うまでもないが、子供がいる場合その必要性は更に高まる²⁵。同時に、婚姻や子供の存在は地域移動の制限要因にもなり得るという意味で住居購入にマイナスの影響を持つとされる²⁶。加えて住居の購入は家族全体の意思決定事項であることから、男性・女性ともに分析対象に含めることとする。実際、男性世帯主が家族内における最終決定権を持つとは限らない場合が多い²⁷。参照集団は25-64歳の単一人種で非ヒスパニック系の白人であり、以下の解析では単に「白人」と表記する。

以下に示す重回帰モデルにおける依存変数は住宅保有と過密住宅（同居者数が、物置や廊下を除く部屋総数を上回る状態）の確率であり、それぞれ二項変数として扱われる。この過密住宅という概念は、合衆国では不適格な住環境を示す主要指数として用いられ、例えば移民が集中する主要都市部における劣悪な共同住宅が典型的な例として挙げられる。

コントロール変数には、世帯に関連する一般的な人口動態的要因（年齢、性別、移民世代、合衆国における居住年数、言語的孤立世帯、教育水準、世帯所得、同居する子供の有無、世帯内の賃金労働者数、調査前年における居住地変更の有無、兵役経験、そして身体障害）を含めた。言語的孤立世帯とは、14歳以上で英語のみで会話をする者が一人もいない、もしくは14歳以上で英語以外の母国語を用いるが、英語も流暢に話す者が一人もいない世帯を指す。教育水準の参照カテゴリーは「高校卒業未満」である。

以下の分析では、記述統計に加えてアジア系アメリカ人と白人との住宅保有および過密住宅格差に関する多変量解析を試みるが、上述の通りこれら二つの従属変数は二項変数として扱われるため、ロジスティック回帰が用いられる。特に、本研究では主要都市固定効果モデル（the metropolitan fixed effects model）を用いるが、これは2010年の合衆国国勢調査により示された、人口が全米上位100の主要都市間における総体的な異質性を合計99のダミー変数を以て統計学的に統制する機能を持つ。このモデルにより測定される「主要都市内変動効果」とは、より具体的に例を挙げれば「ある特定の都市部に居住し、ある時点で人口動態的・社会経済的背景の異なる任意の2名の世帯主間の住居保有と過密住宅に関する確率の差異」と解釈できよう。言い換えれば、主要都市固定効果モデルは本質的に、標本中の被験者全てが同一の都市部内に居住している状態を仮定した上で解析結果を求めることが可能なのである（居住研究における固定効果回帰モデルの適用に関しては、Painter and Yu [2014]²⁸を参照のこと）。なお、固定効果モデルを用いるにあたりデータに複雑な統計学的処理を施したことから、以下に示す分析結果にはロジスティック回帰に付随する疑似決定係数は示されていない。

分析結果

記述統計

表1の記述統計から、アジア系アメリカ人各集団の住宅保有率は軒並み白人を下回ることがわかる。

アジア系の中ではベトナム系が最も高く、次いで中国系、そして韓国系の住宅保有率が最も低い。一方過密住宅に関しては、アジア系の割合が軒並み白人を上回っている。とりわけフィリピン系が最も高く、次いでベトナム系であり、日系人の数値は他のアジア系集団よりもはるかに低い。さらに表1から、アジア系各集団の平均年齢は白人のそれを下回り（ただし日系人を除く）、また女性世帯主の割合も低い反面（ただしフィリピン系を除く）、外国生まれの移民世帯主の割合が白人を大きく上回り（ただし日系人のそれはアジア系集団の中でも格段に低い）、従ってこの外国生まれ世代の割合の高さを反映してアジア系の合衆国における平均居住年数は白人よりも高く、市民権保持者の割合は白人と比較してはるかに低い。またアジア系は「言語的孤立世帯」に分類される割合が白人を大きく上回っている（とりわけベトナム系、中国系、そして韓国系）。

教育水準に関しては、「学士号取得」と「修士号・博士号・専門職学位取得」双方の合併数値から、アジア系アメリカ人のそれは白人の水準をはるかに凌ぐことが見て取れる（ただしベトナム系を除く）。一つ注視すべき点として、中国系の教育水準は両極端化しており、彼らの場合「高校卒業未満」の割合も比較的高いことも付け加えておく。世帯所得の中央値に関しては、中国系、韓国系、そしてベトナム系のそれらは白人との比較において格差があることがわかる。他方アジア系アメリカ人世帯主は韓国系を除き就業者の割合が高いことが示されているが、これは自営業者の割合の高さと関連していると予測されよう。英語能力については、「英会話能力なし／流暢な英会話能力なし」の割合の高さからも中国系、韓国系、そしてベトナム系の言語的同化の達成度の低さが見て取れる。他方、日系人は言語的同化が最も進んでいることが示されているが、これはネイティブ世代の割合の高さを反映したものであると推測できよう。

世帯主の地域移動に関して、アジア系集団の中でも特にインド系と韓国系の居住地変更率の高さが示されている。世帯内の賃金労働者数については、フィリピン系とベトナム系が白人と比較して若干上回る数値を示している点を除いて、アジア系と白人との間には目立った差異は認められない。最後に、18歳未満の子供数に関しては日系人を除くアジア系民族集団が白人よりも軒並み高い数値を示していることがわかる。

表 1. 記述統計

	白人	中国系	日系	フィリピン系	インド系	韓国系	ベトナム系
住宅保有 (%)	83.17	74.57	66.79	68.27	59.73	57.34	75.88
過密住宅 (%)	1.87	8.13	3.68	12.27	7.87	7.28	10.71
年齢	46.90	46.19	47.88	46.30	41.47	45.48	46.22
女性世帯主 (%)	38.76	33.54	32.25	43.40	20.21	36.00	26.76
移民世帯主 (%)	7.89	87.35	47.96	85.98	94.95	92.50	95.69
合衆国における居住年数	1.89	17.83	8.19	18.86	14.41	19.46	22.64
市民権あり (%)	97.44	70.23	63.94	80.94	53.63	62.26	86.28
言語的孤立世帯 (%)	1.08	29.13	18.78	7.11	9.50	28.40	34.18
教育水準 (%)							
高校卒業未満	3.37	12.96	1.09	2.35	3.79	2.36	21.90
高校卒業	18.57	12.38	7.33	9.14	6.00	13.44	18.85 *
進学士号取得を含む大学在籍経験	30.00	12.01	21.28	28.89	8.52	18.16	26.16
学士号取得	28.74	23.73	43.70	49.04	33.45	38.30	23.08
修士号・博士号・専門職学位取得	19.32	38.92	26.61	10.57	48.23	27.74	10.01
世帯所得 (中央値)	102,082	97,898	114,740	103,161	113,000	77,549	72,179
就業者 (%)	80.94	83.18	84.00	86.46	89.39	79.01	83.99
英語能力 (%)							
英会話能力なし/流暢な英会話能力なし	0.71	22.77	8.59	2.48	3.13	23.48	29.00
流暢な英会話能力あり	7.07	63.19	36.83	75.77	83.98	61.46	63.52
英語でのみ会話	92.22	14.04	54.59	21.75	12.89	15.06	7.48
調査前年における居住地変更 (%)	9.02	12.75	13.16	11.41	20.32	16.29	9.85
兵役経験 (%)	9.51	1.08	4.65	7.69	0.51	2.80	1.71
身体障害 (%)	7.04	2.42	3.17	4.19	2.23	2.77	4.84
世帯内の賃金労働者数	1.71	1.67	1.59	2.00	1.63	1.54	1.85
18歳未満の子供数	0.91	0.87	0.79	0.99	1.03	0.93 *	1.16
同居する子供あり (%)	0.48	0.53	0.46 *	0.56	0.63	0.54	0.63
標本数	993,717	31,088	5,492	17,189	28,269	10,223	11,613

ここに示した記述統計には、すべて加重値処理を施してある。

*で示されたケースを除き、白人との対比は $\alpha = 0.05$ 以下の水準で統計学的に有意である。

住宅保有と過密住宅に関する主要都市固定効果モデル

表 2 は住宅保有に関するオッズ比の測定結果を示している。前述の通り、表 2・3 に示されているオッズ比は主要都市間における総体的な異質性を合計 99 のダミー変数を以て統計学的に処理した上での数値であり、紙面の都合上これらの変数は表記されていないことを断っておく。コントロール変数を一切伴わないモデル 1 および年齢と性別のみを考慮したモデル 2 から、6 つのアジア系民族集団全ての住宅保有に関する確率は統計学的に有意な水準で、かつ実質的に見ても白人を下回っていることが示されている。

例えばモデル 2 から、(ACS データに直接反映されていない主要都市間における様々な特質に加えて) 年齢と性別を統計学的に考慮すると、既婚もしくは同棲中の中国系、日系、フィリピン系、インド系、韓国系、そしてベトナム系世帯主が住宅を保有する

確率は同条件下の白人と比較してそれぞれ 21, 46, 39, 58, 66, 23 パーセント低い。他方、モデル 3 でさらに移民世代、合衆国における居住期間、そして言語的孤立世帯をコントロールすると、中国系、フィリピン系、インド系、そしてベトナム系のオッズ比は白人よりもそれぞれ 91, 8, 7, 68 パーセント上回るようになる。日系人世帯主が住宅を所有する確率に関しては白人との間で統計学的に有意な差異が無く、また韓国系はアジア系集団の中で唯一、白人の住宅所有率を下回っていることがわかる。

中国系とベトナム系はモデル 3 以降の全てのモデルにおいても、白人を大きく上回る住宅所有率を示している。このようにアジア系民族集団の中でも中国系とベトナム系に関しては、合衆国における居住年数や言語的孤立世帯か否かといった移民世代に直接関連する要因が、彼らの住宅保有の中心的な説明要因であると推測できよう。モデル 3 では日系人と

表2. 住宅保有に関する主要都市固定効果ロジスティック回帰モデル

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比
中国系	0.781 ***	0.785 ***	1.914 ***	2.002 ***	2.045 ***	2.022 ***
日系	0.626 ***	0.544 ***	1.014	0.806 ***	0.826 ***	0.813 ***
フィリピン系	0.623 ***	0.608 ***	1.077 **	0.961	0.853 ***	0.862 ***
インド系	0.329 ***	0.419 ***	1.065 **	0.859 ***	0.865 ***	0.866 ***
韓国系	0.349 ***	0.339 ***	0.719 ***	0.676 ***	0.694 ***	0.690 ***
ベトナム系	0.796 ***	0.769 ***	1.676 ***	2.119 ***	1.893 ***	1.877 ***
年齢		1.196 ***	1.202 ***	1.160 ***	1.041 ***	1.038 ***
年齢二乗		0.999 ***	0.999 ***	0.999 ***	1.000 ***	1.000 ***
女性		0.991	0.958 ***	0.996	0.987	0.972 **
移民世代			0.163 ***	0.176 ***	0.201 ***	0.195 ***
合衆国における居住年数			1.058 ***	1.057 ***	1.050 ***	1.050 ***
言語的孤立世帯			0.440 ***	0.626 ***	0.634 ***	0.625 ***
教育水準						
高校卒業				1.524 ***	1.496 ***	1.459 ***
準学士号取得を含む大学在籍経験				1.920 ***	1.899 ***	1.852 ***
学士号取得				2.856 ***	3.044 ***	2.894 ***
修士号・博士号・専門職学位取得				2.674 ***	3.016 ***	2.864 ***
ログ世帯所得				1.415 ***	1.310 ***	1.305 ***
同居する子供あり					1.622 ***	1.606 ***
世帯内の賃金労働者数					1.264 ***	1.236 ***
調査前年における居住地変更					0.176 ***	0.177 ***
兵役経験						0.836 ***
身体障害						0.620 ***

ここに示されているオッズ比は、測定係数のanti-logである。
 参照集団は非ヒスパニック系白人である。
 ** $p < 0.01$; *** $p < 0.001$ (両側検定).

白人との間には統計学的な有意差が無く、フィリピン系とインド系は白人と比較して住宅保有のアドバンテージが示されているが、モデル3以降ではこれら3つのアジア系集団の住宅保有のオッズ比が白人を上回ることではない。こうした分析結果から、日系人、フィリピン系、そしてインド系に関しては、中国系とベトナム系と同様に移民世代に直接関連する要因が彼らの住宅保有の中心的な説明要因であり、モデル中のその他の変数—例えば教育、世帯所得、子供の有無、調査前年の居住地変更といった変数は、住宅保有の独立変数としては限定的な効果しか持たないことがわかる。

アジア系民族集団の中でもとりわけ住宅保有率格差にあるのが韓国系であり、モデル6で本研究における全てのコントロール変数を統計学的に考慮しても、彼らの住宅保有のオッズは白人と比較して0.69倍（もしくは31パーセント）下回っている。韓国系移民に関しては、韓国から合衆国への国際移動それ

自体が移住後の住宅保有の確率を上昇させることが先行研究により示されている²⁹。しかし、高い異人種間通婚率にも一部起因する著しい社会同化によって、伝統的アジア文化が理想的とする大家族を形成するために必要な住宅保有が重視されなくなる傾向にあるとも言われる³⁰。例えば、今日の韓国系コミュニティでは独居高齢女性、親元を離れて暮らす未婚成人、そして若年世代の離婚率の増加と出生率の低下によって単身世帯の割合の増加が著しいという³¹。表2により示された、アジア系民族集団の中でも一貫して低い彼らの住宅保有率は、合衆国移住後のこうした著しい人口動態的・世代的変化を象徴しているのかもしれない。

表3は過密住宅に関するオッズ比の測定結果を示している。コントロール変数を伴わないモデル1では、日系人を除くアジア系民族集団の過密住宅率は白人の水準をはるかに上回ることが示されている。モデル2で年齢と性別を統計学的に考慮しても、日

表3. 過密住宅に関する主要都市固定効果ロジスティック回帰モデル

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比	オッズ比
中国系	3.233 ***	3.227 ***	1.208 ***	1.194 ***	1.158 ***	1.179 ***
日系	1.185	1.303 **	0.598 ***	0.840	0.920	0.931
フィリピン系	5.117 ***	5.239 ***	2.373 ***	2.817 ***	2.451 ***	2.453 ***
インド系	3.715 ***	2.941 ***	1.030	1.491 ***	1.497 ***	1.497 ***
韓国系	2.955 ***	2.879 ***	1.076	1.312 ***	1.322 ***	1.337 ***
ベトナム系	5.213 ***	5.314 ***	2.044 ***	1.496 ***	1.242 ***	1.253 ***
年齢		0.927 ***	0.920 ***	1.014 ***	0.906 ***	0.905 ***
年齢二乗		1.000 ***	1.000 ***	0.999 ***	1.001 ***	1.001 ***
女性		0.875 ***	0.908 ***	0.894 ***	0.923 ***	0.916 ***
移民世代			5.181 ***	5.051 ***	5.463 ***	5.545 ***
合衆国における居住年数			0.972 ***	0.970 ***	0.965 ***	0.965 ***
言語的孤立世帯			1.630 ***	1.089 ***	1.182 ***	1.187 ***
教育水準						
高校卒業				0.500 ***	0.513 ***	0.526 ***
準学士号取得を含む大学在籍経験				0.327 ***	0.330 ***	0.340 ***
学士号取得				0.182 ***	0.190 ***	0.198 ***
修士号・博士号・専門職学位取得				0.142 ***	0.151 ***	0.158 ***
ログ世帯所得				0.880 ***	0.832 ***	0.833 ***
同居する子供あり					3.915 ***	3.958 ***
世帯内の賃金労働者数					1.384 ***	1.405 ***
調査前年における居住地変更					1.221 ***	1.214 ***
兵役経験						0.938
身体障害						1.732 ***

ここに示されているオッズ比は、測定係数のanti-logである。
参照集団は非ヒスパニック系白人である。
** $p < 0.01$; *** $p < 0.001$ (両側検定).

系人のオッズが1.303倍（もしくは30パーセント）に上昇するという点を除き、アジア系各集団の過密住宅率に大きな変化は見られない。過密住宅のオッズは2つの東南アジア系集団で特に高く、フィリピン系は5.239倍（もしくは5.239-1.000=424パーセント）、ベトナム系は5.314倍（もしくは5.314-1.000=431パーセント）、それぞれ白人よりも高い。また表2の住宅保有の場合と同様に、モデル3で移民世代、合衆国における居住期間、そして言語的孤立世帯を考慮すると、アジア系各集団のオッズ比が大きく減少することが確認できる。具体的には、同条件下の白人と対比した日系人のそれは40パーセント（つまり0.598-1.000）低く、またインド系と韓国系に関しては統計学的な有意差は見られない。先行研究で示唆されているように、アジア系アメリカ人には過密住宅問題を抱える傾向にある外国生まれの移民が多く含まれ、合衆国における居住年数とともに解消していくが、克服し得る現象ではないことが表3中の

モデルによって示されていると考えられる。

さらにモデル4, 5, 6でその他の変数をコントロールしても、日系人以外のアジア系民族集団と白人との間には依然として過密住宅率格差が残ることが示されている。モデル6で本分析に含まれる全ての変数を考慮した後でさえ、中国系、フィリピン系、インド系、韓国系、そしてベトナム系世帯主は白人よりもそれぞれ18, 145, 50, 34, 25パーセント高い確率を示している。とりわけ、フィリピン系のそれは145パーセント（もしくは2.453倍）と群を抜いて高い数値であることも注目すべき点である。

表2の住宅保有の場合と同様に、合衆国における居住期間や言語的孤立世帯といった外国生まれ世代に関連した要因が過密住宅にも直接的な効果をもたらしていると考えられる。とりわけ、複数世代に渡る同居世帯をはじめとした大所帯を形成する傾向が顕著な、アジア系の移民世代特有の家族文化が過密住宅の主な要因であると推測してもよからう。日系

人は例外的に過密住宅率において統計学的に有意な水準での格差が見られないが、これは外国生まれ世代に多くの一時滞在型労働者（例えば現地の日系企業に勤務する社員等）が含まれていることも理由の一つとして挙げられよう³²。

おわりに

本研究では、近年の American Community Survey (ACS) データを用いて6つのアジア系民族集団に関する基礎的な世帯の特徴を、住宅保有および過密住宅に着目しながら考察した。分析手法として記述統計量を示すとともに、データに直接反映されない主要都市間の差異を統制することが可能な固定効果モデルを使用することにより、アジア系アメリカ人と白人世帯主との間の格差を先行研究と比べてより体系的に検証することを目指した。

本研究の結果から、日系人、フィリピン系、インド系、とりわけ韓国系に関しては、諸変数を統計学的に考慮しても白人との間に大きな住宅保有率格差が存在することがわかった。他方、中国系とベトナム系は白人に対してアドバンテージを持つが、そこには移民世代に関連した特徴が他のアジア系集団以上に深く絡んでいることもわかった。このように民族集団間には変動が認められる反面、外国生まれ世代の割合の高さがアジア系アメリカ人全体の住宅保有率の低さの中心的要因であることが分析結果により示されているのである。実際、年齢、性別、そして移民世代に関する共変量のみをコントロールした固定効果モデルでは日系人、フィリピン系、そしてインド系も白人の水準を下回ってはいない。従って教育や所得といった社会経済的要因は、この集団の住宅保有率に副次的な効果しか持たないことが示されていると言えよう。また過密住宅率に関しては、日系人を除くアジア系民族集団は本分析における全ての共変量を考慮しても白人を大きく上回ることがわかった。

アジア系アメリカ人は教育や所得をはじめとした社会経済的指数において白人と同水準に達しているにも関わらず、住宅保有率の低さと過密住宅率の高さが依然として残るのは、移民世代の割合の高さに拠るところが大きいと推測される。彼らは文化的・経済的に大所帯を形成する傾向にあることから、1人当たりの住宅所有者数で見ると白人を下回るどころか、黒人やヒスパニックの水準に近いという指摘もある³³。それでもなお、ネイティブ世代を含めたアジア系にとって住宅保有や過密住宅の現状は単に

彼らの選好に拠る部分も否めず、従って彼らにとっては必ずしも社会同化を示す尺度としての意味を成さないのかもしれない。また住宅所有か賃貸住宅かの選択には家庭や財政事情が複雑に絡み合うことに加えて、アジア系の場合特に生計費が高く住宅供給に限りのある合衆国西部に偏住する傾向があることから、地域別に分けた上での考察も今後望まれるであろう。

最後に、今後の研究課題として本研究で示された民族間の相違点とその背景要因を考察していくことが求められる。例えば中国系とベトナム系の住宅保有率は白人を上回っているが、ベトナム系は中国系よりも社会経済的水準が低いだけでなく、比較的近年の移民の割合が高い。これは、ベトナム系の多くが西部以外の比較的住宅費用の安い都市部郊外に分散しているという彼らの地域分布によるものなのかもしれない。また韓国系は移民世代を含めた全ての変数を統計学的に考慮しても、住宅保有率が圧倒的に低い。主に急速な同化や白人との通婚による韓国系女性の経済的地位の上昇により、今日の韓国系コミュニティは特に比較的若い世代において儒教的大所帯の解体、少子化、家庭内の不調和、離婚といった新しい問題に直面しているという指摘もある³⁴。このように、アジア系アメリカ人の住宅研究における移民世代の存在感や社会同化の意味合いを考慮すると、各々の民族集団に特有の要因をより詳細に探求していくことと併せて、移民世代とネイティブ世代とに分けた上での統計分析モデルの検証も今後望まれるであろう。

註

¹ Rohe, William M., Shannon van Zandt, and George McCarthy. "Home Ownership and Access to Opportunity." *Housing Studies* 17:51-61. 2002. Yinger, John. *Closed Doors, Opportunities Lost: The Continuing Costs of Housing Discrimination*. New York: Russell Sage Foundation. 1995.

² Adams, John S. *Housing America in the 1980s*. New York: Russell Sage. 1987.

³ Coulson, N. Edward. "Why Are Hispanic- and Asian-American Home-Ownership Rate So Low?: Immigration and Other Factors." *Journal of Urban Economics* 45(2): 209-227. 1999. Krivo, Kauren L. and Robert Kaufman. "Housing and Wealth Inequality: Racial-Ethnic Differences in Home Equity in the United States." *Demogra-*

- phy 41(3):585-605. 2004.
- ⁴ Coulson, *op. cit.*, Painter, Gary, Lihong Yang, and Zhou Yu. "Heterogeneity in Asian American Homeownership: The Impact of Household Endowments and Immigrant Status." *Urban Studies* 40:505-530. 2003.
- ⁵ Lee, Kwan O. and Gary Painter. "What Happens to Household Formation in a Recession?" *Journal of Urban Economics* 76:93-109. 2013. Yu, Zhou and Dowell Myers. "Convergence or Divergence in Los Angeles: Three Distinctive Ethnic Patterns of Immigrant Residential Assimilation." *Social Science Research* 36(1):254-285. 2007.
- ⁶ Alba, Richard D. and Victor Nee. "Remaking the American Mainstream: Assimilation and Contemporary Immigration." Cambridge, MA: Harvard University Press. 2005. McConnell, E. D. and I. R. Akresh. "Through the Front Door: The Housing Outcomes of New Lawful Immigrants." *International Migration Review* 42(1):134-162. 2007. Yao, Rui. "Financial Wellbeing of Asian Americans." Pp. 225-238 in Xiao, Jing Jian, Ed. *Handbook of Consumer Finance Research*. Switzerland: Springer International Publishing. 2016.
- ⁷ Painter, Yang, and Yu, 2003, *op. cit.*
- ⁸ Speare, Alden Jr. "Home Ownership, Life Cycle Stage, and Residential Mobility." *Demography* 7(4):449-458. 1970.
- ⁹ Sakamoto, Arthur, ChangHwan Kim, and Isao Takei. "Moving Out of the Margins and into the Mainstream: The Demographics of Asian Americans in the New South." Pp. 131-164 in Joshi, Khyati Y. and Jigna Desai, Eds. *Asian Americans in Dixie: Race and Migration in the South*. Urbana-Champaign, IL: University of Illinois Press. 2013.
- ¹⁰ Painter, Gary, Stuart A. Gabriel, and Dowell Myers. "Race, Immigrant Status, and Housing Tenure Choice." *Journal of Urban Economics* 49(1):150-167. 2001. Painter, Yang, and Yu, 2003, *op. cit.*, Painter, Gary, Lihong Yang, and Zhou Yu. "Homeownership Determinants for Chinese Americans: Assimilation, Ethnic Concentration, and Nativity." *Real Estate Economics* 32(3):509-539. 2004.
- ¹¹ Kamo, Yoshinori. "Racial and Ethnic Differences in Extended Family Households." *Sociological Perspectives* 43(2):211-229. 2000. Kamo, Yoshinori and Min Zhou. "Living Arrangements of Elderly Chinese and Japanese in the United States." *Journal of Marriage and the Family* 56:544-558. 1994.
- ¹² Xie, Yu and Kimberly A. Goyette. *A Demographic Portrait of Asian Americans*. New York: Russell Sage. 2004.
- ¹³ Lee, SeongWoo and Curtis C. Roseman. "Migration Determinants and Employment Consequences of White and Black Families, 1985-1990." *Economic Geography* 75(2):25. 1999.
- ¹⁴ Krivo and Kaufman, *op. cit.*
- ¹⁵ Ngo, Bic and Stacey J. Lee. "Complicating the Image of Model Minority Success: A Review of Southeast Asian American Education." *Review of Educational Research* 77(4):415-453. 2007.
- ¹⁶ Ram, Malathi and Rebeca Wong. "Covariates of Household Extension in Rural India: Change over Time." *Journal of Marriage and the Family* 56:853-864. 1994.
- ¹⁷ Alba, Richard D. and John R. Logan. "Assimilation and Stratification in the Homeownership Patterns of Racial and Ethnic Groups." *International Migration Review* 26(4):1314-1341. 1992.
- ¹⁸ Painter, Gary and Zhou Yu. "Immigrants and Housing Markets in Mid-Size Metropolitan Areas." *International Migration Review* 44(2):442-476. 2010.
- ¹⁹ Painter, Gary and Zhou Yu. "Leaving Gateway Metropolitan Areas: Immigrants and the Housing Market." *Urban Studies* 45(5/6):1163-1191. 2008.
- ²⁰ Painter and Yu, 2010, *op. cit.*
- ²¹ Choi, Seong-Youn. *The Determinants of Household Overcrowding and the Role of Immigration in Southern California*. Doctoral Dissertation, Los Angeles, CA: The University of Southern California. 1993.
- ²² Myers, Dowell, William C. Baer, and Seong-Youn Choi. "The Changing Problem of Overcrowded Housing." *Journal of the American Planning Association* 62(1):66-84. 1996.
- ²³ Myers, Dowell and Seong Woo Lee. "Immigration Cohorts and Residential Overcrowding in Southern California." *Demography* 33(1):51-65. 1996.
- ²⁴ *Ibid.*
- ²⁵ Painter, Yang, and Yu, 2003, *op. cit.*
- ²⁶ Krivo, Lauren J. "Immigrant Characteristics and Hispanic-Anglo Housing Inequality." *Demography* 32(4):599-615. 1995. Painter, Gabriel, and Myers, *op. cit.*
- ²⁷ Kleinjans, Kristin J. "The Man of the House—How the Use of Household Head Characteristics May Lead to Omitted Variable Bias." *Economic Letters* 119:133-135. 2013.

²⁸ Painter, Gary and Zhou Yu. "Caught in the Housing Bubble: Immigrants' Housing Outcomes in Traditional Gateways and Newly Emerging Destinations." *Urban Studies* 51(4):781-809. 2014.

²⁹ Lee, SeongWoo, Dowell Myers, Seong-Kyu Ha and Hae Ran Shin. "What If Immigrants Had Not Migrated?: Determinants and Consequence of Korean Immigration to the United States." *American Journal of Economics and Sociology* 64(2):609-636. 2005.

³⁰ Min, Pyong Gap and Chigon Kim. "The Korean American Family." Pp. 174-198 in Roosevelt Wright Jr., Charles H. Mindel, Thanh Van Tran, and Robert W. Habenstein,

Eds. *Ethnic Families in America: Patterns and Variations*. 5th Edition. Boston, MA: Pearson. 2012.

³¹ Min and Kim, *Ibid*.

³² Alba and Logan, *op. cit*.

³³ Yu, Zhou and Dowell Myers. "Misleading Comparisons of Homeownership Rates when the Variable Effect of Household Formation Is Ignored: Explaining Rising Homeownership and the Homeownership Gap between Blacks and Asians in the US." *Urban Studies* 47(12):2615-2640. 2010.

³⁴ Min and Kim, *op. cit*.

論文

外国人児童生徒の学習支援における家族の協力と課題

— ボランティア支援者と日系外国人大学生への聴き取り調査より —

松浦 康世^{※1}

Japanese Learning Support for Foreign Students in Japan by Volunteer Teachers and Parents

Michiyo MATSUURA^{※1}

ABSTRACT

This article investigates the activities of three learning support teachers for foreign pupils and students in Japan. Each of the learning support teachers belongs to a volunteer group inside Shizuoka Prefecture. Through their activities, we can see the needs and challenges of foreign pupils and students learning in public schools as well as the relationship between pupils and parents.

The supporting activities by the volunteer teachers start with teaching the Japanese language skills necessary for taking all other subjects in the compulsory education. Their efforts, however, had to be directed toward bringing the parents' attention to their children's studies soon after the volunteer teachers started the learning support.

Analyzing how the parents' attention can motivate their children to study and enhance a learning effect, this research also investigates the experience of a foreign university student who came to Japan with his family when he was an elementary school student. The student's responses about his success and his parents' study support give different perspectives on the parent-child relationship.

1. はじめに

日本国内の在留外国人数は平成27年12月現在で約269万人であり、現在も増加傾向にある¹⁾。在留資格では、特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者等を合わせると約138万人で半数以上を占めている²⁾。また、国公立学校に在籍する外国人児童生徒数の数も78,630人で、前年より約2%増加している³⁾。各地域の自治体や任意団体等は、多文化共生のための施策として、日本語教育やその他生活のための様々な支援を行っているが、特に外国人児童のための学習支援は大きな課題となっている。家庭環境の問題や日本語力不足のために学校の勉強についていけなくなる児童生徒には一人一人に対して適切な支援が必要である。

問題を放置しておくことにより、不登校になるケ-

スも見られる。文部科学省が平成21年から22年にかけて全国29市を対象に行った外国人の子どもの就学状況等に関する調査結果⁴⁾によると、外国人登録された児童生徒数に対する不就学者の割合は小学校1年生の0.5%から6年生では0.8%へ、また中学校1年生の0.8%から中学校3年生では1.1%へと学年が上がるにつれ増加している。また、同調査結果は不就学の理由として、「学校へ行くためのお金がないから」が33.0%、「日本語がわからないから」が16.0%、「すぐに母国に帰るから」が10.4%、「勉強がわからないから」が8.5%と示しており、親の経済的な理由と学力不足が主な原因となっていることを明らかにしている。

同省は、学習支援の必要性に関する調査と支援体制の整備を進めている。日本語学習支援の必要性に

※1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 Assistant Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

関する調査⁵⁾では、平成26年5月1日現在、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人または日本国籍の児童生徒は37,095人であり、そのうち日本語指導を受けているのは31,379人であった。日本語学習支援体制の整備としては、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部もしくは中学部において、必要がある場合には「特別の教育課程」⁶⁾を編成・実施することができるよう制度が検討され、平成26年4月1日に施行された。「特別の教育課程」とは、児童生徒が学校生活で日常的に使う言葉などを指導し、学校生活や教科等の授業を受ける上で必要な日本語の指導を教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行うものであり、既に7,026人がこの課程による日本語指導を受けている。母語別では、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、スペイン語の4言語で全体の約8割を占めている。

しかし、政府主導による制度は始まったばかりであり、様々な性質を持つ地域において自治体ごとに築いてきた支援体制もある中、この制度が各地に浸透していくのには時間がかかりそうである。地域の現状を把握し、自治体や支援者たちによる支援の在り方を検討するための一つの資料となるよう、本研究は、静岡県内で活動するボランティア支援者を対象に行った聞き取り調査の結果より、児童生徒とその保護者が抱える問題を明らかにするとともに、学習支援の取組の過程で見えてきた、親の関与が子どもの学習意欲や学力向上に与える影響について報告する。更に、外国人大学生に対して聞き取り調査を行い得られた結果より、親の関与と子どもの学習意欲や学力向上との関係性について考察を加える。

調査方法として、まず、静岡県内の中部と東部の2つの自治体を選び出し、その中で任意ボランティア団体に所属し、児童生徒の学習支援を行っている3人のボランティアに対して聞き取り調査を行った。平成28年4月から7月までの活動についてアンケートを取り、必要に応じ、回答に対して追加質問をするという方法により調査した。次に、その調査結果の中で見られた、子どもの学習に対する親の関心、あるいは関与について、子どもの視点からの回答を得るために、小学生のときに両親とともに来日し、日本の大学に通う学生に自分の体験について会話形式で質問し、日本に来た当時の日本語レベル、受講した日本語教育の形態、学校生活の様子や問題点、親の態度等について回答を得た。

2. ボランティア支援者の活動報告

ボランティアに対する質問事項は、どのような経緯で児童生徒に対する支援を始めたのか、どのような時と場所において、どのように支援を行っているのか、児童生徒が抱える問題は何か、それに対してどのように対処しているか、難しい点はあるか、及び、回答への追加質問である。それらの質問に対する回答を、1) 支援形態と、2) 児童生徒が抱える問題と支援者の対応の2つの項目に整理した上で、問題の所在を考察する。

2.1 支援形態

調査の対象としたボランティアの活動報告からは3つの異なる支援形態が見られた。

1つは、市教育委員会の学校教育課から学校訪問の依頼を受け、1学期間で10日間、年間20回程度の学校訪問をするというものである。訪問日程や児童生徒の様子などについて事前に学校の担任教員、あるいは教育担当者と打ち合わせをした後、週に1日指導員が学校に通い、45分間、1対1の個別指導をする。対象となる児童生徒は、他の生徒たちが通常の授業を受けている間、教室とは別の場所で「取り出し授業」を受ける。

2つ目は、学校訪問の期間終了後に、ボランティアの所属する任意団体が学習支援の継続を引き受けるものである。これは児童生徒と親の同意を得て行われる。指導員の話では、教育委員会に指定された時間内では十分な指導はできないという。学校訪問は回数が制限されてしまっているため、期間が終了した後も学校の外で支援が続けられるように児童の親と連絡を取り合い、関わりを保っているということである。

3つ目は、任意団体が常時、外国人児童生徒のための学習支援活動を行っており、児童生徒の親の要請により参加させるものである。通常の塾とは異なり、授業料などは支払わせない。使用する教材も寄付や援助によって賄っている。学習場所は主催者の自宅を利用し、地域の大学生などもボランティアとして参加している。また、大人を対象とする日本語教室においても、子どもを持つ母親に対して育児や教育に関する相談に乗っている。

以上、3人に対する聞き取り調査の中では3つの支援形態が見られた。このうち、学校訪問による支援を全国的に見ると、日本語指導員の訪問回数や指導方法について大きな違いが見られる。例えば、指導員の訪問回数で見れば、新宿区では小学生に対し

て年間50時間の学校訪問が設定されており⁷⁾、横浜市では学年に応じて40～60時間が設定されている⁸⁾。指導方法についても、個別に指導する「取り出し指導」に対して、指導員が全体授業に入り込み、当該児童生徒の横でサポートする「入り込み指導」を行う学校もある。特定の国籍の児童生徒が1クラスに複数いる場合、その国籍の指導員が全体授業の中に入り込み、必要に応じて母語で指示を与えるという方法も取られている。

更に進んだ日本語学習支援として、横浜市⁹⁾や群馬県太田市¹⁰⁾のように、学校内に常時日本語の指導が受けられる「国際教室」を設置するとともに、バイリンガル教員の採用も進めるといった施策を実施している自治体もある。

一方で、外国人児童生徒の数が特に少ない学校では指導員を派遣できない場合もある。前述の平成26年の調査結果を割合で示すと、日本語指導を必要としている児童生徒のうち15.4%が日本語指導を受けていないことになる¹¹⁾。様々な要因が考えられるが、一つには各学校に日本語指導を必要とする児童生徒の数が少ない場合、自治体や学校から大きな問題として取り上げられないことが挙げられる。平成28年3月に出された文部科学省の報告によると、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校は全体の22.7%にとどまっており、そのうち1人と報告した学校が42.8%に上る。5人以上と回答した学校は全体の24.2%にとどまっている¹²⁾。

実際に、本研究で調査した自治体の一つの教育委員会に聴き取りをしたところ、本調査と同じ時期に日本語指導が必要と判断され、学校訪問による支援を受けた児童生徒は市全体でわずか5名だった。しかし、同じ自治体でボランティアとして活動する回答者の教室には常時10名以上の児童生徒が学びに来ており、それよりもはるかに大勢の子どもが学習に関する問題を抱えていると述べている。その状況については市教育委員会の担当者も認めており、各学校に対して定期的にアンケート調査を行っているが、児童の問題が発見されない、あるいは報告されない場合が多いと語っていた。

2.2 児童生徒が抱える問題と支援者の対応

聞き取り調査を行った3名の支援者の活動報告の中から、特に特徴的だと思われる4つの事例を取り上げる。

事例1) 幼年期から日本で生活している小学5年生のブラジル人女子に対する学校訪問による取り出し指導

<問題点>

- 会話は日本人と変わらないほど流暢だが、読み書きの力が不足しており、授業についていくのが難しい。
- 担任教員の事前の報告とは大きく異なり、特に算数は1桁の足し算引き算でも両指を使い計算するという状態で、小学1、2年生のレベルであった。本人は「算数ができるようになりたい」と教室に目標を書いていた。
- 学習に対する自信をなくしているため、全体授業で発表して自分の意見を言うことができず、授業を受ける態度が受身になっている。

<対応>

- 低学年で学習する漢字を使った算数の文章問題を作り、国語と算数を一緒に学習できるようにした。最後は必ず紙芝居を読み、感想を発表させている。
- ごく簡単な問題から徐々に難易度を上げていくように問題を選択し、些細なことでも褒め、一つずつ達成感を与えながら少しずつ自信をつけていけるように指導している。
- 授業の最後に必ずその日に学習したことを整理し、次回もう一度確認をすると伝えると、自宅で復習してくるようになった。記憶が定着し、次の授業で新しく学習することについても理解を助けている。

事例2) 国籍の違う小学3年生女子3名（ブラジル人、タイ人、コロンビア人）に対する学校訪問による取り出し指導

<問題点>

- 家庭環境の違いにより、同じ学年で同じ内容を勉強していても差が出てくる。家族と日本語の会話がある家庭の子どもは宿題をする習慣があり、学習成果も見られる。しかし、両親が日本語を話さない場合、特に母親が日本語に関心がない場合は、学校と家庭との間の伝達が難しく、子どもに対する諸注意も伝わらない場合が多いため、子どもの学習意欲の低下につながっている。

<対応>

- 担任教員と相談し、取り出し指導の報告書に「指導員から」、「担任から」、「お家の人から」の欄を作り、家族と週1回ファイルのやり取りをしている。最初はファイルを忘れていたり、家族のコメントがなかったりしたが、次第に学習の様子に目を向けてもらえ

るようになり、家庭内での子どもの様子なども書かれるようになった。それにより、児童の学校での様子も変わってきている。

・取り出し授業では教科書音読、本文中の漢字、文章問題を中心に指導しているが、特に上達が見られたのは教科書音読だった。担任教員から「100点満点中90点の評価でしたよ」と言われた。

事例3) 小学3年生と4年生のコロンビア人兄妹に対する学校訪問による取り出し指導

<問題点>

・両親が離婚して母子家庭になったため生活状態が良くなく、特に兄の方はクラスの中でも孤立した存在となり、けんかも多い。二度目の指導になるが、昨年よりも状況が悪化していた。取り出し授業の態度も明らかにやる気のない状態である。

・スポーツ選手になりたいという夢を持っているが、喘息の持病があるため周囲から反対されている。

<対応>

・20回の授業のうち、前半で生徒の興味や考え方を理解し、後半は生徒の好きなスポーツに関する作文、日記、ルール説明を書かせるなどして日本語学習につなげている。

・スポーツ選手になる夢を持ち続けているため、「夢は持ってもいいけど、遠い将来大人になるためには勉強、特に日本語は必要だよ。日本人でいたいんでしょ。」と言って励ましている。

・教頭先生から、「君が大人になったら働いてお母さんを食べさせなければならぬんだよ！だから勉強しろよ！」と発破をかけられることもあった。

・学校訪問では「教科書が読める、漢字の読み書きができる、文章問題の質問が理解でき、答えを書きことができる」を目標に指導している。

事例4) 中学1年生のフィリピン人男子に対する学外でのボランティア学習支援

<問題点>

・両親が離婚し母子家庭であるため、母親は仕事で忙しく、子どもに不登校が続いても関与しようとしていない。平日の夜に保護され、児童相談所が世話をすることになった。通常、児童相談所は子どもに生命の危険が迫らない限り保護しないが、このケースの場合、事態が深刻であると判断された。この生徒の他にも同じ児童相談所に保護されている外国人児童生徒が複数いる。

<対応>

・児童相談所の判断で、支援者、行政関係機関、相談機関、学校が連携をとり、一時、子どもを親から保護するという処置がとられた。その後一旦は家に戻されたが、母親の態度が改善されなかった為、通訳を通して母親を説得している。

2.3 問題の所在

以上4つの事例を見ると、児童生徒に見られる問題は学習意欲や学力低下のみならず、不登校や非行のような深刻な問題にまで至る場合もある。しかし、程度の違いはあっても、どの問題も日本語力不足と親の無関心に起因していることが共通している。この節では、その二つの原因についてボランティア支援者たちの報告をもとに考察する。

2.3.1 日本語運用能力の不足

まず、日本語運用能力の不足についてである。完全ではない日本語力で授業を受けていても学べることは制限されており、それが積み重なることにより、次第に授業についていけなくなる。しかし、長く日本にいと会話力では日本人の生徒と全く変わらないように見えるため、日本語力に不足があっても、全体授業の中では担任に見過ごされてしまうことが多い。そのまま放置されているうちに学力の差が開き、児童生徒は自信をなくし、授業の中で発言したり積極的に参加したりすることができなくなってしまふようである。

この問題に対して、ボランティア支援者の一人は、各教科の学習に際して必ず日本語学習の要素を取り入れる工夫をしている。算数の問題にはなるべく既習漢字を使った文章問題を作り、作文や朗読などにより漢字の読み書きを練習させ、読解力の強化につなげている。3人の指導に共通していたのは、教科の学習の補助をする際にも、日本語の学習を意識しているということである。どんな場面でも読み書きの要素を取り入れ、日本語を使いながら理解させることに重点を置いた学習支援をしている。

また、学習成果に間接的に関わる配慮として、積極的に発言するよう促すために、生徒が興味のある題材を用い、簡単なことから一つずつ解かせて達成感を与え、自信をつけさせるようにしている。更に、1対1の指導だけでなく、児童生徒がより多くの人と接する機会を作ることにより、様々な話題に関心を持たせ、安心感を与えることができるよう環境づくりにも配慮している。

3人の支援者は各々、試行錯誤しながら支援を行っているが、学校訪問については共通して、訪問回数
の少なさを指摘している。学校訪問は自治体ごと現
状に合わせて回数が設定されていることを既に述べ
たが、前述の「特別の教育課程」では、授業時間を
年間10単位から280単位、すなわち1単位45分または
50分授業で週8時間を目安としており、必要に応じ
て280単位以上の指導も可能としている¹³⁾。本調査の
事例で見える限り、実際に自治体がこれだけの時間数
を設定することは難しいようであるが、文部科学省
の学校教育法施行規則が一部改正されたことにより、
今後、全国の自治体において「取り出し授業」の時
間数も再検討されていくことが期待される。

2.3.2 親の無関心

二つ目の原因である親の無関心については、上記
のうち3つの事例が顕著に示している。

事例2では、指導員が同じ学校に通う国籍の違う
児童3名を、時間を分けて45分ずつ個別に指導して
いる。学年が同じであるため、授業の進度はほぼ同
じはずであるが、宿題をする習慣と学習意欲に違い
が見られ、それにより学習効果にも差が出ていると
いう。児童たちとの会話の中で少しずつ家庭での生
活の様子が見えてくるため、当該指導員は家庭環境
の違いに言及している。

一つには親の日本語力が影響しており、家庭で日
本語を使っているかどうかで学習意欲や学習効果に
影響が出ていると述べている。また、親が十分な日
本語力を持たないため、学校や担任教員からの連絡
に目を通さず、学習に関する注意事項など重要な連
絡すら見過ごしてしまうことが多い。更に、親と学
校との間のコミュニケーションの欠如は、児童の学
校行事への関心も薄めてしまう可能性がある。ある
生徒の母親は運動会の意味すらわからず、生徒を参
加させなかったそうである。このように親の日本語
力の不足は家庭での日本語の使用を妨げるだけでな
く、子どもが学校活動に積極的に参加しようという
意欲にも影響を与えている。

しかし、指導員が親の日本語力以上に影響を与え
ることとして指摘しているのは、子どもの学習態度
に対する親の関心である。事例2でも、指導員が指
導報告書に「お家の人から」というコメント欄を作
ったところ、初めはコメントがないこともあったが、
毎回コメントが得られるようになってからは、子
どもの学習態度に対する親の関心が示されるよう
になり、それにより子どもの学習態度も変わり、学力も

少しずつ上がってきていると報告されている。

このように事例2は、親に子どもの学習の様子を
見るように仕向けるという簡単な工夫により、わが
子の学習に対する興味を惹き、親の協力が得られた
というケースである。また、事例1の場合も、直接
的に親の関与は見えないが、「自宅で勉強してくる」
という行為から、間接的に家庭学習における親の関
与が見えてくる。すなわち、宿題を出したり報告書
にコメントを求めたりなど、親に対して関与を促す
工夫により、児童生徒の学習態度が改善される可
能性がある。親が子どもの学習に関心を持つという
ことは、家庭内において学習が大切であるという雰
囲気が作られることでもあり、子どもの意識を高
めることにつながる。

それに対し、事例3と事例4は、どちらも親が離
婚をしているケースで、経済的な事情もあり、問題
はより深刻である。親は仕事で外出することが多く、
子どもと過ごす時間が短だけでなく、学校関係者
や支援者にとっても連絡を取ることが難しいため、
事例1や事例2のように親に対しての働きかけが容
易ではない。そのため、子どもに対しての積極的な
働きかけが必要となる。

事例3の場合は、教頭と指導員が児童に対して勉
強する目的を話し、学習の必要性を理解させよう
としている。ここで教頭と指導員が伝えているメッ
セージは、勉強することは個人の問題ではなく、社
会の一員、家族の一員としての役割を果たすために
必要なことだということである。社会や家族への
帰属意識や責任感、環境の中で自然に育つものだ
と考えられるが、母子家庭において、母親が常に
留守である状況では、第三者が子どもに家庭、社
会との関係をイメージさせることにより、学習を
促したり励ましたりする必要がある。この事例
では、教頭と指導員がその役割を果たしている
といえる。

事例4も同様に母子家庭のケースである。しか
し、このケースは事例3よりも更に深刻で、子
どもに不登校が続いているにも関わらず、母
親は数日間の外泊を繰り返しており、子ども
の問題を完全に放置した状態である。子ども
が補導されて初めて児童相談所が関与し、
保護できる状態となった。

事例3との大きな違いとして、子どもたちに家
族への帰属意識を持たせることが必ずしも
プラスに働かないということである。この
母親は子どもが保護されたとき、子ども
が奪われたと反発し、相談員らの話を
聴こうとしなかったそうである。母
親は複雑な会話をするのに十分な日
本語力を持って

いなかったため、通訳を介して説得したが、自分の行いを反省しようとはしなかった。そのため、一時保護の後、家庭に復帰させても事態は変わらなかったという。このような状況の中で、子どもに家族への帰属意識を持たせようとするれば、逆に孤独感や不安感を与え兼ねない。子どもを親から離し、親と直接の話し合いを繰り返しながら、事態が改善されるまで根気よく待つしか方法がない。

ボランティア支援者は、この事例に直面して、生徒をどのように関係者や関係機関と結びつけていくかを考えることが重要であると述べている。この事例が関わっているのは、親、教員、ボランティア支援者、通訳者、相談員であり、機関としては、学校、市役所の子育て支援室と国際交流室、および児童相談所である。多くの人や機関が直接的または間接的に関わりを持っている。しかし、これらの人や機関が連携をとって対処するためには、必ずそれらと児童を結びつける人の存在が必要である。このケースの場合は、ボランティアが生徒への学習支援を通じて親の問題に気づき、親に連絡を取ろうとしたが容易ではなく、行政機関に相談をした。しかし、行政機関の窓口は一つではないため、当初このような複雑な問題に対してどの機関に相談すればよいかかわからなかったという。良い改善策が見つからないまま児童相談所が関与する事態になり、初めて行政機関、相談機関、教育機関の連携が見えてきたようである。

子育てにおいて親のネグレクトが認められ、保護されるような場合でも、そこまで至るにはある程度の期間があり、その間子どもたちは孤独や不安を抱えた状態にある。そしてその精神状態が悪化していき、非行となって現れる。この事例の場合も、ボランティア支援者という存在がいなければ、それを発見する人もいなかったのである。

3. 外国人学生からの聴き取り調査

以上、ボランティア支援者の活動事例より、外国人児童生徒の学習に親が与える影響について、支援者の視点から論じてきた。この章では、家庭環境について、児童生徒の視点から考察する。

3.1 聞き取り調査の対象

聞き取り調査の対象として、実際に小学校や中学校へ通う児童生徒では、自分の状況を客観的に捉えて質問に答えることは難しいと考え、言葉や習慣の違いを乗り越えて大学生になった学生に聞き取りを

行い、自分の体験を振り返り、日本に来て直面した問題、友人や家族の様子、親から受けた影響等について話を聴いた。

調査の対象としたA君は、調査時は大学3年生であり、小学5年生の3学期の初めに家族と一緒に来日した。日系ブラジル人で、両親も日系であるが、ブラジルでは家でも日本語をほとんど話さなかったため、来日当初はまったく日本語が話せない状態であった。高校卒業まで埼玉県で家族とともに過ごし、現在は静岡県内で一人暮らしをしている。

3.2 日本語力の問題

A君は、日本で直面した問題として、何よりも日本語力の不足をあげている。日本語が話せないことによって友人関係で苦勞するという事はなかったが、学校の勉強についていくことが最も大変なことであったと語っている。

A君の家族が移住した地区は、ブラジル人、ペルー人、フィリピン人など外国人が多かったため、編入した公立小学校には日本語教室が常設されており、日本人の日本語教師がいた。日本語教室は、通常の授業の時間帯に開かれ、義務教育の一般科目の代わりに受けることができた。学校側からの指導もあり、A君は小学校卒業まで、ある一部の科目を除いては、ほとんど日本語教室の授業を受けていた。A君は、その1年余りの間、集中して日本語学習に取り組んだことが、その後の学校生活において最も大きな意味があったと述べている。

しかし、A君のような学習成果を出す児童ばかりではない。この授業を受けることは義務付けられてはならず、受けるかどうかは自分で選択することができた。そのため、A君の友人の中には、日本語力が不足していても苦手な日本語を勉強しようという意欲がわかず、日本語以外の教科を選択し、理解できないまま授業を受けていた生徒たちもいたようである。

進学した中学校でも日本語教室はあったが、教師との相性が悪く、日本語授業に魅力を感じなくなったため、A君は日本語力に多少の不安を感じながらも日本語授業を受けるのをやめたようである。英語以外の教科の成績は悪かったが、「外国人だから仕方がない」と焦ることもなく、部活やその他の学校行事に打ち込みながら楽しく学校生活を送っていた。しかし、中学3年生になったとき、クラスの雰囲気を受験ムードになり、自分が取り残されていると初めて感じたようである。高校に進学するかどうかわ迷っ

たが、「外国人だから仕方がない」という気持ちを「外国人でもできる」という気持ちに切り替えて、高校進学を決め、受験勉強に励んだ。負けず嫌いのA君は、自分が他の子が話せないポルトガル語が話せることを励みとして、他の子に負けたくないという一心で勉強に打ち込んだそうである。その結果、高校、大学へと進むことができた。

しかし、A君の周りでは、高校進学を諦めた友人も多かったという。実際の統計を探すと、外国人の高校進学率については、来日する年齢などのタイミングや定住・帰国の不確定さより、文部科学省から明確な数値は出されていない。しかし、是川(2012)が、15歳から18歳人口のうち義務教育を終えた者の数と高校、短大・高専に通うものの数から算出したデータによると、2011年時点での高校進学率は、日本人が97.0%であるのに対し、ブラジル人は42.2%であり、高校進学を遂げた生徒は5割にも満たないことがわかる¹⁴⁾。

3.3 親の関与について

A君は、自らの努力によって日本語、受験という大きな壁を乗り越え、大学進学にまでたどり着くことができた。しかし、その一方で、大学まで進学できた日系人は、当時のA君の友人の間では珍しかったという。それでは、高校や大学への進学を諦めたA君の友人たちとA君とではどこが違っていったのか。なぜ友人たちは、小学校や中学校に日本語教室があったにもかかわらず日本語の勉強を諦めてしまったのか。もちろん、精神面や能力における個人差はあるだろう。しかし、彼らを取りまく環境の中で、自治体や学校からの支援以外にも違いがあると考えられる。この環境の違いについて、A君の証言の中で特に重要だと思われたのは、A君の学習に対する父親の態度であった。A君の証言をもとに、親の言動がどのように子どもの学習態度や学習意欲に影響を与えるのかを分析する。

3.3.1 言葉による励まし

A君の両親は日本語に自信がなく、来日してからは二人とも工場で働いていた。その中で、父親がA君に対して常に言い聞かせていたのが「俺のようになるな」ということだった。工場での労働は体力的に過酷なだけでなく、昼夜を問わずシフトが入る。夜通し働き、朝方帰宅するというのが常だった。父親はいつも疲れており、「工場では働くな」と口癖のように言っていたという。

それに対し、A君の友人たちは、同じように工場で働く両親を持ちながら、「それでよし」、あるいは「それが普通」としてきた。工場勤務の中でも特別な技術や資格が要求されない業務では高い日本語力や学歴は必要とされない。それでも両親は立派に生活して子どもたちを育てているのだから、自分たちも日本語の勉強に苦勞しなくても工場で働けばいいという考えを持っているそうである。A君が高校進学で悩んだのと同じように、友人たちも悩んでいた。そして進学を諦めた人が多かったそうである。

「親の背を見て子は育つ」という言葉にあるように、一般的に親の生き方や習慣が子どもに影響を与えられている。しかし、A君の両親の場合は自らが反面教師となり、子どもに勉強するよう厳しく言い聞かせている。A君は、このような親の態度を見て、「両親が自分たちのために一生懸命働いてくれている」という愛情と「自分は親に期待されている」という責任感を感じたそうである。それが結果的に学習意欲を維持するための励ましとなった。これに対して友人たちは、A君と同じように子どものために工場で一生涯懸命働いている親を持ち、自分も同じ道を歩めば良いと感じた。この二つのケースを比べてみると、親が実際の言葉を用いて積極的に子どもに対して勉強を促しているかどうかの違いがあるように思われる。また、「なぜ勉強しなければならないのか」を愛情を持って示している点も、その言葉に重みを持たせている。

3.3.2 叱ること

子どもの学習に対して親が言葉によって関与する方法といえば、褒めたり励ましたりというだけでなく、叱ったり注意したりといったことも含まれる。A君の父親は、勉強しなければならない理由を述べながら、時には「勉強しろ」と強い口調で注意した。それに対して、A君の友人たちは、あまり親に叱られていなかったそうである。その理由についてA君は、親の日本語力の低さを指摘している。親自身も日本語をあまり上手に話せないため、子どもに対して勉強しろと強く言うことができない。仮に強く言うことができて、自信がなく説得力に欠けた言葉では子どもたちには伝わらず、その結果子どもたちは言うことを聞かないのである。初めは注意していた親たちも次第に諦めるようになり、最終的には親子共に「仕方がない」と妥協してしまうという。

「叱る」という行為は、日本の教育や子育てにおいても賛否両論あるが、適切な叱り方が子どもの成長

を助けるという立場をとる人が多い。丹羽（2012）は、「叱られる場面を通して、子どもは自らの価値観を作り上げていく」と述べている¹⁵⁾。子どもが宿題をしないことに対して教師や親が注意をすれば、子どもはそれがルールを守らないことであると理解する。同様に、勉強しないことに対して叱ることも、努力をする義務があるという価値観を与えることになる。また、叱り方については、A君の父親がしたように、理由を述べて子どもが受け入れられるようにするのが効果的であることも指摘されている。川島（2004）は、大学生等を対象に行ったアンケート調査から分析した効果的な叱り方7項目の中に「なぜ叱るのかを明確にして叱る」を挙げている¹⁶⁾。松田・児嶋（2003）も同様に「なぜいけなかったかを説明するような叱責は子どもからの反発が弱い」と述べている¹⁷⁾。A君は、自分の親は厳しかったと述べているが、それを受け入れることができたのも父親の叱り方が影響していたといえる。

3.3.3 定住するかどうかの明確化

A君が友人たちの環境について、もう一つ指摘したことは、親が定住するかどうかははっきりした態度を示さないことが子どもの学習意欲に影響を与えているという点である。例えば、日本に移住したものの経済状況が不安定で、母国の状況を見ながら国に帰るべきかどうか迷っているような場合である。A君の周りにも、親から「来年帰国する」と言われてそのつもりになっていたが、結局何年も日本にいて、いつ帰国するか見通しが立てられずにいる友人がいるそうである。定住するという確信がなければ、「日本語を勉強しても帰国したら必要ない」、「いずれは国に戻って高校や大学に行けばいい」などと考え、日本で必死に努力してまで勉強しようという気持ちにはなれない。

高校進学率と定住化の関係性については、既にいくつかの先行研究でも指摘されている。大曲ら（2011）は、ブラジル人生徒の高校進学背景として、生活が安定、地域との結びつき、引っ越しをしないことが子どもに対して恵まれた環境であり、高校進学を促すと述べている¹⁸⁾。また、結城（2010）は、「定住するかしないかという選択の明確化」について調査する中で、群馬県内の外国人集中地域の外国人生徒の高校進学率が上昇したことを例にとり、定住化傾向との関連性を示している¹⁹⁾。

来日後、定住するかどうかという決定を難しくする要因として、そのときの経済状況、自治体の受入

体制、住民同士とのコミュニケーションの難しさなど様々な要因が考えられるため、一概に親を責めることはできない。しかし、親を含め周囲の人々は、このことが子どもたちの学習意欲にも大きく影響を与えていることを重く受け止め、子どもたちの心理的なケアや学習環境の整備に努めていかなければならない。

4. まとめ

以上、外国人児童生徒に対するボランティア支援者たちの活動事例と、日系ブラジル人大学生の証言をもとに、外国人児童生徒が抱える問題とその原因について論じてきた。最後に、これらの問題に子どもたちと共に向き合い支援していくのに際して、検討すべき課題について整理する。

4.1 家族の協力

外国人児童生徒が健全に成長するためには、第一に言葉の壁を乗り越えなければならない。一見すると不自由なく会話ができるような生徒でも、実はその壁があるために学習や学校の指示についていけなくなっている場合が多い。ボランティア支援者たちは、全体授業を担当する教師や忙しい親たちでは見落としがちな児童生徒一人一人の問題を見つけ出し、様々な工夫や努力により問題解決にあたる役割を担っている。しかし、学習指導における様々な努力があっても、その支援には限界がある。今回調査した3人のボランティア支援者の意見に共通していたのは、親の関与が最も大きな影響を与えるということだった。ある支援者は、「親や家族が十分に児童生徒の学習に関われない状況にあるとき、学力低下から始まる様々な問題として現れ、それは子どもたちからのSOS信号である」と語っていた。

一方、学習支援者の立場からすれば親の無関心だと思われていたことも、大学生が語った体験談を聞くと、親は決して無関心ではない場合もあることが明らかとなった。自分の日本語力が低いことに引け目を感じ、子どもに注意したくても強く言うことができない場合がある。また、支援者の活動事例の中に見られるように、経済的な理由で仕事が忙しくて子どもの世話ができないという場合も、単純に親を責めることはできない。それらのケースを見ると、子どもの救済と同時に、あるいはそれ以上に親の救済が必要である。どうすれば親子が安心して安定した生活を送れるのか、問題の根本的な原因をつきとめ、解決するための支援策を考えていかなければな

らない。

4.2 地域住民の協力

経済的な問題については、第一に行政の力を借りる必要があると思われるが、親のメンタル面のケアなどについては、地域住民の協力が大きな力となる。日本語が不十分で子どもを叱ることができないような親の場合も同じである。どちらも日本語の運用能力の低さから、地域住民とのコミュニケーションがとれず、地域の中で孤立してしまっている可能性がある。そのような親たちが地域と関わりを持ち、楽しく安心して生活できるようになるためには、地域住民の積極的な働きかけと配慮が必要である。

実際、この調査に協力してくれた支援者たちはボランティア団体に所属し、日ごろから日本語支援やその他様々な行事や活動を通して、日本に在住する外国人との交流を続けている。それらの活動は、外国人に対する日本語学習の補助や日本文化の紹介といった一方的な働きかけだけではなく、地域住民に対して異文化理解を促し、国籍に関係なく協働してコミュニティを作っていくための働きかけを同時に行うものである。地域住民が、在日外国人の言葉の壁を理解した上で、常に声掛けをして、必要な手助けをすることにより、外国人がその地域に溶け込み、安定した生活が送れるようになる。このような活動が自治体や任意団体によって継続されることにより、異文化理解や多文化共生の意識がその地域に根付いていく。

4.3 支援の連携

活動事例の中には、問題解決にあたり、親や家族だけでなく、学校の教師や学習指導員の他、場合によっては行政機関や相談機関などとも連携をとるケースも見られた。それは、ボランティアだけの力では親にコンタクトを取ることが難しい場合である。支援者の立場では家庭の問題に踏み入る権利がないからである。支援者は、事態の深刻さから必要に迫られ、関係者や関係各所に連絡を取る方法を模索するようになる。ボランティア支援者の存在は、児童生徒を孤立させず、それら関係者や関係機関と結びつける役割を果たしているのである。しかし、このように支援者が一人で、学校、親、行政、相談所などと連絡を取り、問題解決のためのコーディネートをするのでは荷が重すぎる。関係者、関係各所がそれぞれの役割を果たすことは大切であるが、行政があらかじめ連携するための体制を整え、支援者の存在

を把握し、いざというときに連携のための指示を与えるといったリーダーシップの取り方が最も効率が良いと思われる。今後、行政において、子どもたちを孤立させないような支援の連携を、関係者、関係各所とともに検討していくことが望まれる。

注

- 1) 法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（平成27年12月末）
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html
- 2) 法務省・前掲「在留外国人統計」
- 3) 文部科学省「平成26年度学校基本調査（H26.5.1現在）」>「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」>「国公立学校に在籍する外国人児童生徒数」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2015/12/22/1365267_01_1.pdf
- 4) 文部科学省「帰国・外国人児童生徒等の現状について」>「外国人の子どもの就学状況等に関する調査の結果について（平成21年度）」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2010/09/01/1295604_2.pdf
- 5) 文部科学省「帰国・外国人児童生徒等の現状について」>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）」の結果について」（平成27年4月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afiedfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf
- 6) 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」25文科初第928号（平成26年1月14日）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm
- 7) 佐久間孝正（2012）「東京都の外国人の子どもの教育—世界都市東京の受け入れの現実—」『応用社会学研究2012』No. 54-1, pp.6-7
- 8) 横浜市教育委員会事務局 指導部 国際教育課「ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引（改訂版）」（H28年10月）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou1/nihongoshido-tebiki/pdf-1tebiki/1nihongoshido.pdf>
- 9) 横浜市教育委員会事務局・前掲「ようこそ横浜の学校へ」

- 10) 池上摩希子・末永サンドラ輝美 (2009)「群馬県太田市における外国人に対する日本語教育の現状と課題—「バイリンガル教員」の役割と母語による支援を考える—」早稲田大学大学院日本語教育研究科編『早稲田日本語教育学』(4), pp.15-27
- 11) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成26年度)」の結果について(平成27年4月)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/_icsFiles/afiedfile/2015/06/26/1357044_01_1.pdf
- 12) 文部科学省「日本語能力が十分でない子供たちへの教育について」(平成28年3月)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/dai35/sankou1.pdf>
- 13) 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」>「授業時数について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341930.htm
- 14) 是川 夕 (2012)「日本における外国人の定住化についての社会階層論による分析—職業達成と世代間移動に焦点をあてて—」内閣府経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』No.283, p.11
- 15) 丹羽智美 (2012)「叱りの意味を再考する—子どもの成長を促す叱りとは—」梅光学院大学子ども学部編『子ども未来学研究』第7号, pp.25-30
- 16) 川島眞 (2004)「子どもの叱り方について」尚美学園大学芸術学部編『尚美学園大学芸術情報学部紀要』第3号, p.125
- 17) 松田君彦・児嶋晃代 (2003)「親の叱りことばの表現と子どもの受容過程に関する研究(1)」鹿児島大学教育学部『鹿児島大学教育学部研究紀要(教育科学編)』54, pp.187-203
- 18) 大曲由起子、高谷幸、鍛冶致、稲葉奈々子、樋口直人 (2000)「在学率と通学率から見る在日外国人青少年の教育—2000年国勢調査データの分析から—」アジア太平洋研究センター編『アジア太平洋研究センター年報 2010-2011』, pp.31-38
- 19) 結城恵 (2010)「定住外国人の子どもの教育を考える」文部科学省「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会(第3回)」

研究ノート

認知症患者の不法行為についての家族の責任

小野健太郎^{※1}

The Issue on the Interpretation of Article 714 of the Japanese Civil Code

Kentaro ONO^{※1}

ABSTRACT

A person who is at fault for a wrongful act has to compensate for the damage which he/she has caused. However, a person who personally lacks the capacity to appreciate his situation due to a mental disability does not take responsibility for compensation. The person who has the legal obligation to supervise a person without capacity to assume liability shall be liable to compensate a third party for any damages inflicted. This situation is prescribed in Article 714 of the Japanese Civil Code. Legislation process of Civil Code Article 714 was investigated and precedents for it were analyzed.

1 はじめに

神戸地方裁判所姫路支部において、自宅ではぼ寝たきり状態の妻を絞殺したとして、介護をしていた夫が殺人罪に問われた事件について、懲役3年執行猶予5年の判決が言い渡された。夫は、数十年にわたり精神的に不安定な妻の世話をしていたが、妻が今年の1月に膝の骨を折るなどして寝たきりとなり、遂に寝室で寝ていた妻の首に電気コードを巻きつけ殺害に及んだという。裁判所は、先の見えない介護が続くなか、肉体的、精神的に疲弊して殺害を決意した心理状態を大きく非難できないとして、執行猶予付の判決としたようである¹。さて、高齢社会に突入したわが国では同様の報道は、決して珍しい事件とは言えなくなっている。家族の介護や扶養の問題は、多くの国民が抱える根源的な課題の一つとなっているといえよう。本稿は、統一テーマの「家族」の問題に関して、家族で介護をしていた認知症患者が、自宅を抜け出し不法行為を引き起こしてしまった場合、そこで発生した損害の賠償責任を誰が負担すべきかという問題を、最近の最高裁判所判例とともに考察していこうとするものである²。検討順序として、第1に、家族間の扶養義務関係の問

題を対象とする。民法上、家族の間でいかなる範囲のものが扶養義務を負担しているのか、という問題を概観してみる。民法は、扶養し介護している者の認知症等が進行し、その者が自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていない状態の下で不法行為をなした場合、その者はその行為についての賠償の責任を負うことはないと規定するものの（民法712条）、その者を監督する法定の義務を負う者がいる場合には、その法定監督義務者（場合によっては、監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者）が、そこで生じた損害の賠償を負担することと規定している（714条）。そこで、重度の認知症である夫のした不法行為の責任を、妻や長男、長女などの（扶養義務を負うであろう家族）が「法定の監督義務者」としてその賠償責任を負担するのかが問題となる。つまり、民法714条の解釈の問題である。したがって、第2に、民法714条に関する条文の成立過程の検討、従来判例・学説の検討、この問題に関する最新の最高裁判例を分析し、最後に、この問題に関する若干の問題点を指摘して、「むすび」としたい。これらの作業をつうじて、統一テーマである「家族」を取り巻く諸問題の再考の一助となればと考

※1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

えている。

2 親族間の扶養義務について

(1) 私的扶養と公的扶助

自分の資産と労力で生活することのできない者がおり、この者に生活資料を与え生存を全うさせるための制度が扶養制度である³。かつては、氏族を中心とする親族的集団が存在し、その集団の長が、集団の経済的財産的利益を独占する一方で、その集団構成員の生活を保障していた⁴。ここでは、扶養は親族的集団の自治に依存していた。しかし、かかる親族的集団の分化、解体とともに、扶養制度は変質し、夫婦とその間の子を中心とする家族集団及びその他の親族集団との間に於いて一定の扶養義務関係が法律上（民法上）確認されることとなった（民法上の私的扶養義務）。他方、国家は国民の最低限度の生活を保障すべきであるとの福祉国家観に基づく憲法体制のもと（憲法25条）、各種の社会保険、社会福祉、公的扶助制度が整備され、運用されている（公的扶助制度）。ところで、民法上の私的扶養義務と公的扶助制度（とりわけ生活保護制度）との関係であるが、この点に関して、「公的扶助の補充性」の原則（民法上の扶養義務者がいない場合にのみ、公的扶養を行うという原則）があると解されている（生活保護法4条2項）。したがって、親族による扶養は、公的扶助（生活保護）に優先すべき私的扶助制度として非常に重要なものとされている。（もっとも、現に生活に困窮している者が生活保護を求めた場合、保護の実施機関は、その者に扶養能力のある親族がいるというだけの理由で保護を拒絶することができず、現実に扶養を受けられない場合にはとりあえず保護をなし（生活保護法4条3項）、あとから扶養義務者よりその費用を徴収すべきである（生活保護法77条）と解されている⁵。

(2) 私的扶養の当事者

旧民法と民法旧規定に於いては、直系血族、嫡母庶子、継親子、夫婦の一方と他方の直系血族であってその家にある者、兄弟姉妹のそれぞれの相互間、及び戸主は家族に対して扶養義務があるとされていたが、現行民法においては、当然に扶養義務を負うのは、配偶者のほか直系血族と兄弟姉妹であり（民法877条1項）、また、特別の事情があるときは、家庭裁判所は、三親等内の親族にも扶養義務を負わせることができることとなっている（民法877条2項）。現行民法は、戦前の民法旧規定等と比して、嫡母庶

子、継親子それぞれの間の扶養義務、戸主の家族に対しての扶養義務の規定を削除したが、他方、三親等内の親族にも扶養義務の発生の可能性を容認しており、特別の事情がある場合に限定されるとはいえ、扶養義務を負担しうる親族の範囲が広すぎるとの批判もある。

(3) 私的扶養義務の性質と扶養の順位、程度、方法

通説は、扶養義務には二種類のものがあると解している。まず、親がその未成熟子を扶養し、また、夫婦が相互に扶養し合うような者の扶養義務で、「生活保持義務」と呼ばれるものである。もう一つは、子の親に対する扶養義務、親の成年子に対する扶養義務、兄弟姉妹間での扶養義務、孫の祖父母に対する扶養義務など場合のように、親族が他方の生活困窮に際して助け合う偶発的な扶養義務で、「生活扶助義務」とよばれている。中川善之助博士の提唱によるもので、博士は、「生活扶助の義務」は、自己の地位と生活を犠牲にすることなき程度に他を「扶け助くる」ものであり、これに反し、「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らうべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、これを自らの生活として保持する者であると主張された。このような中川博士のいう扶養義務の分類については明文上の規定を欠くにもかかわらず、質的にかかる二種のものが存在することは、通説となっていると、解されている⁶。

ところで、扶養義務は、生活困窮者などの扶養権利者が「要扶養状態」にあり、他方、扶養義務者が「扶養可能状態」にある場合にのみ、具体的な扶養義務が発生する。もっとも、民法は、扶養の順位、程度、方法などの扶養義務の内容に関する明文規定を置かず、すべて当事者の協議又は家庭裁判所の審判にゆだねることで、諸事情を考慮した総合的な解決方法の道を選択実現しようとした（民法878条、879条）。ただ、先に述べた生活保持義務と生活扶助義務に対応して、生活困窮者に配偶者がいればまずこれが扶養すべきであり、未成熟の子がいればまず親がこれを扶養すべきであり、親の資力ではどうしても扶養できない場合にのみ他の親族への扶養の請求が可能となると解されている。なお、扶養の方法は原則として金銭給付である。食糧や衣類の現物給付、要扶養者の引き取りもあり得ようが、扶養義務は、経済的困窮による要扶養者に対する金銭給付をその本旨とするものであることから、経済的に困窮して

いない者（認知症が認められたとしても）が、親族に介護義務を主張することを認めさせる制度ではない。

（４）「家團」論について

このように、扶養関係は、かつての氏族を中心とする親族的集団により包括的に自治的に行われていたものが、個人を基本的な法主体とする近代民法システムの下で、個人（要保護者）対個人（扶養義務者）の関係へと置き換えられることとなった。要扶養状態にある扶養権利者が、扶養義務者に扶養請求をし、当事者の協議等を経て権利実現がなされていくという、法的な権利義務関係（債権債務関係）として再構成されたわけである。もっとも、法律関係を、このように個人対個人の権利義務関係として把握することに関し異を唱える学説も存在した。大正・昭和期に著名な民法学者として活躍された末弘厳太郎博士である。末弘博士は、私たちの日常の社会生活は、民法の予定した「家」制度により生活単位を構成するものでもなく、かといって「個人」だけですべての生活がなされているものでもなく、そこでは実定法上は規定がない存在であるものの「家團」という存在があることを認める。末弘博士は、「民法上の『家』は多数の場合に於て實際上の家族生活と合致せず、現在吾々の社会生活は多数の家團生活に分たれ、家團を中心として一般生活が営まれてゐるにも拘らず、其實際の家團と『家』とは、事實上多く合致しない有様である。現在吾々の社会には一法律上の『家』とは無関係に一夫婦親子等近親相集まって家團を構成し其所に相寄り相助けて家團生活を営むの事実がある。加之家團は取引関係の単位とし社会と各種の関係を形成する。今尚生産團體の作用を営みつつある農家、中小商工業者の家團は勿論、主として消費團體たるに止まる一般家團もすべて家團として一般社会と取引して居る。然るに、民法は一面に於て『家』の制度を認めてゐるにも拘らず、フランス民法其他十九世紀の諸立法及び法律学と同じく、すべての法律関係を個人法的関係に還元して考察規律するの態度をとり、夫婦関係を規定し、親子関係従つて後見の関係を規定するにも拘らず、すべては夫對妻、親對子、後見人對被後見人の對個人的関係として觀察せられ規定されてゐるのみであつて、其所に一種の共同社会的團體生活の成立して居る現實を無視している。」とされ、「家團が家團として現實に存在し實際上行動してゐる以上全然其現實を無視して一般第三者との関係を觀察せむとするが如き

は獨り理論上背理であるのみならず、家團と取引する一般第三者にとって極めて迷惑である」と主張されている⁷。末弘博士は、社会的実態としての「家團」の存在を肯定し、これに対し、民法解釈論的に可能な限りの法的効果の帰属主体性を肯定されるべきであると主張された。しかし、その後の学説において「家團」論は十分な評価を得ていない。筆者は、「家團」論を主張する者ではないが、本稿の事案に関して、法の欠缺している事態が生じている場合もあるところでもあることから、「家團」論をもちいての問題解決は可能か、議論として興味深いと考えている。

3 民法714条の成立史

現行の民法714条は、旧民法財産編371条及び372条に遡ることができる。そこで、旧民法の起草過程を検討し、そのあと、現行民法の起草制定過程を考察していくことにより、現行民法714条の特色を明確にしていく。

（１）旧民法のボワソナード草案

旧民法の編纂作業は、ボワソナードを中心として行われた。ボワソナードは、旧民法財産編371条及び372条に該当する条文として次のような草案を用意していた。

第八百九十一條

各人ハ自己ノ所為又ハ懈怠ニ就キ其責ニ任スルノミナラス亦自己ノ權下ニ在ル者ノ所為及ヒ懈怠ニ就キ并ニ自己ニ属スル物ニ就テモ以下ノ區別ニ從ヒ其責ニ任ス

第八百九十二條

父權ヲ行ウ尊屬親ハ同居ノ幼年者タル卑屬親ノ致シタル損害ノ責ニ任ス

幼年者ノ致シタル損害ニ就テハ其後見人又婦ノ致シタル損害ニ就テハ其夫右同一ノ責メニ任ス但各同居シタルトキニ限ルベシ

癡癲者又ハ白痴者ヲ監守スル者ハ其致シタル損害ノ責ニ任ス

教師、授業者、工場長ハ幼年ナル生徒、受業人、職工ノ致シタル損害ノ責ニ任ス但其監督スル時間ニ致シタル損害ニ限ルヘシ

此條ニ指定シタル者ノ責任ハ其致害ノ所為ヲ防止スルコト能ハサリシコトヲ證スルトキハ止息ス

1) まず、ボワソナードは、草案第891条（旧民法財産編371条に該当する）に関し、人は「自己ノ所為」の責任を負うのみでなく、ある場合には「他人ノ所為」の「責メニ任スベシト云フヲ以テ慣習」としているが、その際、他人の行為の責任を負担することになるという事実を深く推究してみると「何レノ場合ニテモ自己ノ所為又ハ自己ノ懈怠ニ付キ責ニ任スルコトトナルヲ容易ニ識ルヲ得ベシ」と述べている⁸。したがって、「本條ノ明言スル所ニシテ次條ノ定ムル場合ニ於テハ法律上責ニ任スベシト明言セラレタル人々ニ必ス懈怠即チ注意監督ノ周到ナラザルコトアリ是即チ其責任ノ原則ナリ」⁹とする。ボワソナードは、本条及び次条を、未成年者等を監督する者の責任の規定、即ち「他人の所為」による責任の規定と解しつつ、その責任の根源を監督者自身の過失責任を基礎とするものと解していた。

2) 次に、ボワソナードは、第892条（旧民法財産編372条に該当する）に関し、「甲ノ人ヲシテ乙ノ所為ノ責ニ任セシムルニハ甲ガ乙ニ對シ権カヲ有スル場合ナラザルヘカラス」とし、この点に関しフランス民法（1384条）よりも明確な条文の文言表現とした、と指摘する¹⁰。そして、未成年者等を監督する者が、いつから「他人ノ有害ノ所為ノ責」に任ずることになるかに関して、自分が「其所為ヲ防止シ得ヘキ時」すなわち、その人に対し「権カヲ有スル時ナリ」としている。しかして、他人の不法行為を防止するために「充分ノ権カヲ有スル者」は「如何ナル人ナルヤヲ」定めるところの本条（第892条）を規定したとする¹¹。

3) そこで、ボワソナードが規定した「他人の行為の責任」を負担する場合を検討してみよう。ボワソナードは、第892条1項で、「父権ヲ行ナウ尊属親」という表現について、人事編での「親ノ権」が規定されていないことから、このような文言となったとする。また、責任の要件として、「同居」していることを必要としたのは「若シ然ラスシテ尊属親ヲシテ別居ノ卑属親ノ所為ノ責ニ任セシムルハ太タ過酷ナルベシ」と指摘している¹²。ここでは、他人の行為による責任の無限定的な拡大を危惧していることがうかがわれる。

4) 第892条2項に関し、ボワソナードは、「幼者」の過愆の責任を「後見人」が負うことに関し問題ない規定であると解するも、他方、「婦」の過愆の責任を「夫」が負うものと規定することに関しては、「夫ハ婦ニ對シ後見人ノ権カニ等シキ権カヲ有セザルノミナラズ夫ハ後見人カ幼者ニ對スルトキト同一ノ逼迫

方法ヲ有セザレバナリ」として、この規定の明確な立法趣旨の説明に難儀しつつも、「日本ニ於テハ夫タルノ権ハ仏蘭西其他大抵ノ国々ヨリモ一層甚タシク夫ハ種々ノ原由ニテ婦ヲ離婚スルノ権能ヲ有サレバ此権能ハ尊属親及び後見人ガ其卑属親及び幼者ニ對シ有セサル所ノモノニシテ婦ノ過愆ヲ認許シタル夫ヲシテ其責ニ任セシムル最大ノ理由タルベシ」¹³とする。このように、夫の有する「離婚スルノ権能」を、「婦」の過愆の責任を「夫」が負担することの根拠と解している。この立法事実をどう評価するかということに関し、この規定のこの部分については、あと（法律取調委員会）で、この「夫の妻に対する責任」の部分の削除の議論が展開される。

5) さて、本稿のテーマと最も関係する条項として、本条第3項がある。精神上的障害により責任を弁識する能力を欠く場合として、瘋癲者と白痴者を挙げる。両者の定義やその区別の説明はなされていない。ただ、本項に関しては、「治療ヲ為シ得ヘキモノ」と「治療ヲ為シ得可カラサルモノ」との区別を採用しており、「治療ヲ為シ得ベキモノハ假ニ之ヲ特別病院ニ入レ又之ヲ其家族ノ者ニ委託スルコトヲ得ベシ」とし、「治療ヲナシ得ヘカラザル者ニ至テハ後見人ヲ附スベキモノトス」としている。したがって、本条第3項の「瘋癲者、白痴者」を監護するものとしては、「特別病院」、「家族ノ者」、「後見人」などが予定されているものと推測される。これらの監護者が責任を負担する理由を、ボワソナードは、「此場合ニ於テ同居ノ条件ヲ要セスト雖モ實際必ス看守人ハ其責ニ任スベシトナレバ此場合ノ責任ハ看守ニ原由スルモノナレバナリ」としている¹⁴。同居がなくても「瘋癲者、白痴者」の引き起こした行為の責任を、彼らを「看守」する権限を有する「特別病院」「家族の者」「後見人」が負うことになると解している¹⁵。

6) 本条第4項で、教師、授業者、工場長の責任が生じるためには、加害者が「幼者ナルコトヲ要ス」。これは、これらの者が「加害人ノ父又ハ後見人ノ権カヨリ委託ヲ受ケタルモノト看做サルベキニハ加害者ノ幼者タル条件アルノミナレバナリ」と説明されている¹⁶。教師、授業者、工場長は、本来の監督義務者からの委託を受けて監督責任が生じたものである、との説明である。

7) そして、第892条の末則の規定は、「甚タ緊要ナリ」とする。本条の責任は、不法行為者の「上ニ威力ヲ有スル両親及び他ノ人ノ懈怠アルノ推測ニ基ク」ものであるが、「此責任ハ完全ナラザルヘシ即チ反對ノ證據ヲ提出スルヲ充ササルヲ得ズ」とし、監督義務

者の「致害の行為の防止をすることが不可能であったこと」の立証があった場合の免責を認めている¹⁷。

(2) 法律取調委員会

ボアソナード草案は、旧民法財産編371条、372条へと展開していくことになるが、上記4)で述べたように、「婦」の過愆ノ責任を「夫」が賠償責任を負うとする第2項の規定に関しては、法律取調委員会で多くの日本人の委員から反発を受け削除されることとなった。

本稿の中心課題とは少し離れるものの、当時(明治20年)の日本人の取調委員が「夫」と「妻」の関係をどのように考えていたかを知ることができる発言であることから少し長くなるが引用していく。

1) 今村報告委員は、ボワソナードの提案する2項の「夫ハ其婦ノ加エタル損害ニ付同一ノ責ニ任ス」との条項の削除を主張する。ボワソナードはその註釈で「日本ハ夫ノ権力が盛ンデ女房ガ氣ニイラザルトキハ何時デモ逐出サシマスカラ何時デモ逐出シサヘスレバ宜シイト云ウ」ことが書いてある。それだから日本の民法にこのような諸外国にないような新発明の規定を入れたというようにことが書いてあるが、未成年者の行為に関し後見人がその損害の負担を負うということはいいかもしいが、「妻の不法行為」につき当然に「夫」が責任を負担する規定に関しては削除すべきであると主張する。「理論カラ云フテモ成程女ハ亭主ヲ持テ居ル場合ニ於テハ未成年ニ似タ取扱ヒヲシテ居ルガ、本統ノ未成年者ト違ウ、・・・日本デモ實地ハ女モ未成年者デナク立派ナ女ガ幾ラモアルカラ全ク未成年ニ取扱ウコトハナカロウト思フ、全ク未成年者デナイモノヲ畫一ノ法律ヲ立テ如何ナル場合デモ女房ノ爲シタコトヲ亭主ガ責ニ任ジナケレバナラヌト云フ法律デアリマスカラ、此法律デハ女ヲ全ク未成年者ニ爲シタノデアルカラソレハ宜シクナイ、女デモ立派ナモノガアル、商賣ヲスル者モアルシ、獨立シテ居ル者モアルシ、亭主ハ場合ニ依テ責ニ任ジナケレバナラヌト云フコトハアルカ知レマセンガ、畫一ニシテ如何ナル場合デモ責任ニ任ジナケレバナラヌト云フコトハナイ。」¹⁸ 当時、立派な女性もおり、およそ一律に婦人の責任を夫が負担するという特別な規定を日本で導入する必要はないとする。

2) これに対し、ボアソナード規定を必要とする立場から、栗塚報告委員は「日本ノ女ハ是レカラ如何ナルカト云フト矢張り今日ノ女ト同ジデ、女ニハ三從ノ教ヘガアリ即チ『幼ニシテハ父ニ從ヒ嫁シテハ

夫ニ從イ夫死シテハ子ニ從フ』ト云フコトガアリマス、外国ノ法律デハ身分ノ支差ハ三從デナイト云テ日本デ之ヲ變ヘルニ及ビマセン、夫ハ女房ノ爲シタコトノ責ヲ負フハ今日能ク分ツテ居ル、又刑法ニ夫ハ民事ノ責ニ任ズルト云フコトガアル、白痴瘋癲未成年者ハ其者ニ對シテノ民事擔當人ハ誰某ガ任ズト書イテアル、之ガ理由ニ至テハ不當ナ理窟ヲ「ボアソナード」ガ云フノハ忌ムベキコトデアリマスガ、此法律ハ實際ヲ穿チタルモノト思ヒマス」¹⁹として、ボワソナードの説明の仕方に問題あるものの、法律論として妻の不法行為責任を夫が重ねて負担することは問題ないとする。また、栗塚報告委員が明治20年当時「三從の教え」を当然と解していたことも興味深い発言である。

3) 再び、今村報告委員の削除論を見てみよう。夫が、妻のした不法行為の責任を負担する如くの「人ノコトニ付イテ責ニ任ジナケレバナラヌト云フノハ餘程ノ理由ガナケレバナリマセン、人事編モ佛蘭西ニ似タモノガ出來ルトスレバ佛蘭西デハ未成年ハ蒙獄シテモ宜シイ様ニナツテ居リマス、其位ノ權ヲ持テ居レバ責ニ任ジテモ宜シイガ、夫婦ノ間ハ子供デナイ、夫婦ハ幼者ヲ取扱ウ様ニ牢ヘ打込ムコトハ出來ナイ、如何ニ人事編デモ女房ヲ逐出サセルコトハ出來ナイ、幾ラ悪ルイ女房デモ子ガアツタリ親族ガアツタリシテ、「ボアソナード」ハ直ニ逐出サレルコトガ出來ルト思召知レヌガ、容易ニ逐出スコトハ出來ナイ、夫ニ責任ヲ負ハセル、土臺ガ毀レテ居ル夫ノ保護ヲ持テ居ラヌ其毀レテ居ル處ヘ堂々タル民法ヲ背負イ付ケルノハ宜シクナイ」²⁰とされ、いくら女房が悪女であっても、簡単に離別することはできないのが現実の姿であり、ボアソナードは現実を誤解しているとする。今村委員の夫婦像は、現代の私たちのものと近いものと言えよう。現実には夫の妻に対する完全な支配性がない以上、妻のした不法行為の責任を夫が負担するとの条文に反対する。

4) 更に、削除説の南部委員は、「成程三從ノ説モ出シマシタガ、今日裁判上ニ於テ三從ノ教ヘニ從ハナケレバナラヌカラ妻ヲ離別スルト云フコトヲ許ス筈モナイ、道義上ニ於テハ妻ノ責ヲ夫ガ負フコトニナツテ居ルガ、ソレハ道義上ニ任カシテ宜シイ、夫婦トシテ居ル者ハ始終婦ヲ監護シテ居ラナケレバナラヌ、始終抑留シテ置カナケレバナラヌト云フト亭主ハ耐ヘラレルモノデナイ、或ハ奴僕トカ何トカ云フモノデアレバ威權ノ別ノモノダカラ出來マシヨウガ、幾ラ妻ヲ奴隸ノ如クスルトハ云ヘ決シテ奴僕ト同一ニハ出來ナイ、況ンヤ妻ハ未成年者デモナシ、能力ノ

アルモノデアリマスカラ若シ間違イノアリタルトキハ亭主ガ償ヒヲシナケレバナラヌト云フト亭主ノ心配モ甚ダシク、亭主ノ負擔が大變多クナル、之ヲ要スルニ簡様ナコトヲ風俗ニ任セテ民法ノ干涉セヌ方ガ宜シイ²¹とする。妻の不法行為責任につき、夫も責任を負担すべきことは徳義上そうすべき要請があるかもしれないものの、民法の条文としては不要とする意見である。

5) 賛成派の栗塚報告委員は、再び、「之ハ害ヲ被ツタ人ニ訴權ガアルトカ無イトカ云フコトガ定マルノデアリマス尾崎サンニ私ノ妻ガ害ヲ被ラセタトキハ妻ノミニ係ル、其トキニ私ノ妻ノミガ責ガアルトシテ、妻ニ資産モナシトスルト、害ヲ被リタル貴君ハ私ニ係レバ害ヲ償ツテ貰ヘルガ、妻ニ係ツタ爲メニ其害ヲ償フコトガ出来ナイ、恰モ私ノ奴僕ガ害ヲ貴君ニ加ヘタルトキ何ゼ私ニ係ルカト云フト、償ウコトガ出来ルカラ私ニ係ルノデ御座イマス、成程道義上夫ガ償ウダロウト云フノハ夫ガスル丈ケデ、害ヲ被ツタノヲ責メテ行クノハ何處へ行クカ妻ニ外行クコトハ出来ナイ、若シ之ガアレバ夫ヘ係ツテ行クコトガ出来ルノデアリマスカラ大變ナ違ヒデアロウト思ヒマス²²と述べている。「三従の教え」を説いた栗塚報告委員であるが、妻の引き起こした不法行為責任を妻のみが負担するのならば、妻の無資力の場合被害者救済に欠け、夫の其責めを負担することは、被害者救済の可能性を拡大するという観点からして、ボワソナード規定に賛成する。

6) 削除派の渡委員は、「然レドモ九十二條ニ揚ゲタル卑屬親ノ尊屬親ニ於ケル被後見人ノ後見人ニ於ケル如キハ全權ヲ持テ居ルカラ隨テ其責ヲ負ハナケレバナラヌ、然ルニ妻ガ他人ニ損害ヲ被ラセタノヲ夫ガ訴ヘルト云フノハ分ラヌ、夫ニ權力ヲ持タセズシテ夫ニ責ヲ負ハシムルト云フノハ理ニ於テナキコトダカラ、法律ニ揚ゲルコトハ出来ナイ²³という。

7) 最後に、松岡委員である。松岡委員は、事実上ボワソナード賛成派と言えよう。「私ハ刪ル刪ラヌト云フ論ハ根モ葉モナイ議論ダト思フ、如何トナレバ何カラ起ツタカト云フト「ボワソナード」ガ女房ヲ遂出スコトガ出来ルト云フコトガ嫌厭サニ火ノ手が上ツテ仕舞ツタモノト思フ、遂出ス遂出サヌハ書キ方ガ悪ルイノデ、左様云ヘバ我子ヲ遂出スカト云フニ然ウデナイ、故ニ彼ノ理由ハ此ヘハ取レヌ然ラバ何故ニ婦ガ簡様ナコトガ出来ルカト云フニ財産上ノ關係カラ出来ナケレバナリマセン、日本ノ夫婦ノ財産ハ如何ナツテ行クカ、今迄ハ女房ノ爲シタコトヲ亭主ガ受ケヌモノハナイ、現今ノ儘ナレバ御互ヒ女

房ガ掛ケタ過誤ハ夫ガ賠償シテ居ルニ違ヒナイ、其レハ財産ノ關係デ我々ノ女房ハ初メカラ百兩、亭主モ百兩ト財産契約ヲシタモノナラ決シテソレハ受ケヌガ、我々ノ女房ハ裸體ダ(亭主モ裸體ダガ)然ラバ亭主ガ責任ヲ持タナケレバナラヌ、段々是レカラ先キ日本ノ妻ガ、自分デ財産ヲ持つ權力ガアル様ニナレバ此事ヲ本條ニ置クベキモノデハナイガ、財産ハ始終亭主ガ管理シテ女房ト「コンペニー」デ働イテ行クモノデナイトナツテ居レバ世界ヘ對シテ愧ルコトモ何モナイ、有リノ儘デスルヨリ外ニ仕方ガナイ、依テ人事編デ夫婦ノ財産ノ定メ次第デ、存廢ノ起ルベキモノデアルト思フ²⁴妻の財産権の問題についての松岡委員の意見も傾聴に値する指摘であるが、結局、委員会全体としては削除意見が多数派を占め、この部分が削除された。それゆえ、ボワソナード草案第892条と旧民法財産編372条はその条文に関していえば、ボワソナード草案の「婦ノ致シタル損害ニ就テハ其夫」責任を負う、との部分がこの法律取調委員会の段階で削除されたことがわかる。しかし、それ以外の部分はそのままボワソナード草案が、旧民法財産編の条文として生かされていくことになる。

(3) 旧民法における注目点

ボワソナード草案第892条の文言が、法律取調委員会の審議の過程で、一部削除されたことは、すでに確認した。ボワソナードは、当時のフランス民法1384条に規定されている者に加えて、幼年者の不法行為についての未成年後見人の責任とともに妻の不法行為についての夫の責任を新たに日本民法に加えようと試みた。しかし、法律取調委員会の議論の過程で、後者の場合は削除されたわけである。当時の委員会委員の夫婦関係についての諸見解も興味深いものであるが、妻の不法行為についての夫の責任の規定を設けることに反対する法的根拠として、未成年後見人は幼年者に対し強力な権限を有していることに対応して後見人として責任を負担することとなるが、夫は、妻に対してそこまでの強力な権限を賦与されていないことが規定導入の反対説の法的根拠とされた。本条の責任の基礎に、権限と責任の対応関係が必要であると多くの日本人委員が主張していたことは注目されよう。もう一つ旧民法の規定で留意しなければならないことがある。それは旧民法財産編376条及び377条の規定の存在である。

旧民法財産編376条

既脱後見ナルト否トヲ問ハス未成年者ハ其有意又ハ不注意ニテ加ヘタル不正ノ損害ノ全部又ハ一分ニ付イテハ刑事上ノ責任ヲ免ルベキトキト雖モ民事上責任アリト宣言セラルルコトヲ得

其未成年者ハ亦其召使人若クワ屬員又ハ職員又ハ自己ニ属スル物ノ加ヘタル損害ニ付キ民事上其責任ニ任セシメラル但後見人ニ對スル求償權アルトキハ之ヲ行ナウコトヲ妨ケス

旧民法財産編377条

前數條ニ定メタル場合ニ於テ若シ害トナルベキ所為ヲナシタル者ガ其所為ニ付キ自身ニ責任アリト看做サルコトヲ得ルトキハ裁判所ハ其者ニ對シ主タル裁判ヲ言渡シ且ツ民事上責任アル人ヨリ犯罪者ニ對スル求償權アルハ當然ナリ

他人ノ所為ニ付キ民事上責任アル人ハ法律ヲ以テ特ニ定メタル場合ニアラサレバ犯罪者ニ對シ言渡サルコトアルベキ罰金ノ責ニ任セス

財産編376条では、未成年者が刑事上その責任が免責された場合であっても、民事上の責任が負担させられる場合があることが明文化されている。したがって、旧民法財産編の不法行為責任に関する制度設計としては、直接の加害者がたとえ未成年者で刑事免責されても、民事責任が問われる可能性があることを認めていた。そうすると、それらの者の監督義務者の責任は現行民法のような補充的責任ではなかったということである。

(4) 法典調査会議での議論

第七百二十二条

前二條ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スベキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者ガ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但監督義務者ガ其義務ヲ怠ラサリシコトヲ證明シタルトキハ此限ニ在ラス

監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

旧民法財産編371条及び372条を大幅に修正した条文である。とりわけ、財産編372条で「威權ノ下ニアル」場合が具体的に列挙されていたが「本案ハ責任者ハ列記シマセヌゲ単ニ『法定ノ義務アル者』ト概括的ニ之ヲ規定シマシタ例ヘバ父權ヲ行フ尊屬親トカ後見人トカ瘋癲白痴者ヲ看守スル者トカ教師、師

匠トカサウ云ウ監督者ノ義務ト云フモノハ自ラ親族編ニ規定ガ出テ来マス又其他ノ特別法カラ出テ来マスカラ親族編又は他ノ特別法カラ此法定ノ義務アル者ハ其責任ヲ負ワナケレバナラヌト云フコトヲ一般ニ此處ニ規定」したと、起草委員の穂積陳重博士は説明されている²⁵。

そこで、これまで旧民法財産編372条で列記されていた、父権を行う尊屬親、後見人、瘋癲白痴者を看守する者などが、新民法714条の「法定ノ義務アル者」に該当するものであると解された。もっとも、穂積博士は、「當然ニ斯ウ云ウ責ヲ負ワセルノハ不都合ト思ヒマス」とも述べられていることから、その責任を無過失的に解することには反対していたと推測される。また、「教師師匠及工場長トカソソ者ハ法定義務者カラ託サレマシタ時ニ其義務ヲ負フト云コト」になると解している²⁶。

法典調査会での議論は、本稿との関係でいえばあまり明確とは言えない。旧民法と異なり①行為の責任を弁識することができない者は不法行為責任を負わない（民法712条、713条）こと、②そのかわり、責任無能力者の監督義務者等が責任を負担すること（714条）、などがどういう理由で導入されたか、明確な説明がない。先に述べた如く、旧民法では未成年者について①を採用していないようであり、新民法ではそれが大転換し、それゆえ、②の責任が非常に重要となると解される場所であるが、その責任負担者の範囲に関しては、旧民法財産編第372条の規定されている範囲のものたちと大きな変更はないと解されていたようである。

4 民法714条に関する学説・判例の展開

(1) 問題の所在

民法713条は、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。」と規定する（責任無能力者）。そうすると、例えば、重篤な認知症患者は、合理的な判断力を失っている場合があることから、その様な状態のもとで、他人の物を毀損したり、他人を傷つけた場合には、その行為から生じた損害の賠償責任を負わないこととなる（民法713条）。しかし、それでは、被害者に生じた損害の回復は不可能となることから、損害の公平な分担と社会正義の観点から、かかる責任無能力者を「監督する法定の義務を負う者」は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う、と規定されている（民法714条1項）。また、監督義務者

に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う（民法714条2項）、とされる。そうすると、例えば重篤な認知症患者の「法定の監督義務者」とは、誰かが問題となる。先に述べた扶養義務者との関係も明確でなく、従来からかならずしも十分な議論がされて来たとは言えない問題である。そこで、代表的な学説の状況を見てみよう。

1) 鳩山説²⁷

鳩山博士は、法定の監督義務者とは、「法律上此ノ如キ義務ヲ有スル者ニシテ親権者（879条）及び後見人（921条、922条）ノ如ク民法上此義務ヲ負フ者ノ外民法以外ノ法律ニ依リテ此ノ如キ義務ヲ負担スル者モ亦之ヲ包含ス（例ヘバ明治33年法律第37号感化法8条、法律第38号精神病者監護法第1条、同年法律第51号「教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律」第1条。）」また、代理監督者とは、「法律上當然監督義務ヲ負ハザルモ監督者トノ契約其他ノ原因（例事務管理）ニ因リテ無能力者ヲ監督スベキ者ヲ謂フ。例ヘバ学校長塾監病院長等ノ如シ。」とされている。

本稿で問題となっている成年者の責任無能力者に対しいかなるものが法定の監督義務者に該当するかについて、鳩山博士は、民法上は親権者と後見人挙げ、さらに民法以外の法律により法定の義務を負担する者として、精神病者監護法1条に基づく場合等をあげる。民法714条1項の解釈としては、これが通説と言えよう。

2) 加藤説²⁸

法定の監督義務者として、未成年者については、親権者（民法820条）と後見人（民法857条）、禁治産者については、後見人（民法858条）をあげる。親権者や後見人のほかにも、児童福祉施設に入院中の児童で、親権者・後見人のない者については、その長（児童47条）が監督責任を負い、また、精神障害者については、後見人、配偶者、親権者、扶養義務者のうちから家庭裁判所の選任した者、市町村長の順序で保護義務者になるとされ、保護義務者は、精神障害者が他人に害を及ぼさないように監督しなければならないとされている（精神衛生法20-22条）を挙げる。基本的には、鳩山博士の枠組みと同じである。ただ、加藤説は、「事実上の監督者」を加えている点に特色がある。これは、孤児を引き取って事実上世話をしている者のように、法定の監督義務者でもなく契約上の関係もない場合、民法714条2項が適用されるかを問題とする。この規定は、法律上ないし契

約上で監督義務を負う者を予定しているが、社会的にそれと同視しうるような監督義務を負うと解される者にも、監督義務者に代わって無能力者を監督する者として、民法714条2項を適用すべきものと主張されていた。監督義務者を演繹的に導くのでなく、監督義務者として無能力者の責任を負担する者としての緊密な支配的關係にある者を監督義務者と認定していくもので、本稿の問題と関係深いものである²⁹。

3) 内田説³⁰

内田博士は、民法Ⅱの教科書の中で、「法定の監督義務者とは、未成年者の場合には親権者・未成年後見人など、成年被後見人の場合は成年後見人であるが、精神障害者の場合については「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の定める保護者（同法20-22条）も含まれる、代理監督者とは、法律または法定監督義務者との契約によって、責任無能力者の監督を委託された者あるいは施設である。託児所・幼稚園や小学校、精神病院については、個々の職員（保母、教員、医師）が監督を委託されているのではないから、施設自体を代理監督者とみるべきだろう（この点は学説が分かれているが、札幌地判平成元年9月28日判時1347-81は幼稚園に代理監督責任者責任を認めている）、なお、子供会などのボランティア活動の指導者も、ここにいう代理監督者となる（福岡地小倉支判昭和59年2月23日判時1120-87）」とされる。全体として、鳩山博士の枠組みと同じであるといえる。

4) このように、714条1項のいう「法定の監督義務者」とは、民法上では、親権者、後見人などをいい、特別法に基づく法定の監督義務者として、精神障害者に関する特別法である精神病者監護法（明治33年）の監護義務を負う者が同時に714条1項の法定監護義務者になると解されてきた³¹。そして、この精神監護法は、精神病者の後見人、配偶者、親権を行う父母などを「監護義務者」としていたが、戦後、精神衛生法（昭和25年）となり、後見人、配偶者、親権者、扶養義務者の中から裁判所が「保護義務者」を定めることとされていた（精神衛生法20条）。更に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（精神保健福祉法、平成7年）とされ、後見人、保佐人、配偶者、親権者、家庭裁判所が選任した扶養義務者、居住地の市町村長が「保護者」とされた。いずれの法においても、保護者（監督義務者、保護義務者）は、精神障害者に治療を受けさせる義務（医療保護

義務)、財産上の利益を保護する義務、精神障害者が自分自身を傷つけたり他人に害を及ぼしたりしないよう監督する義務(自傷他害防止の監督義務)を有していた。この義務を通じて、民法714条の法定監督義務が根拠づけられると解されてきたといえよう。

しかし平成11年の精神保健法の改正により、この保護者の自傷他害防止の監督義務が廃止される。そして、平成25年に精神保健福祉法が全面改正され、保護者制度自体が廃止されたのである。これまでは、精神障害者の法定監督義務者の根拠を特別法に求めてきた学説・判例であるが、その形式的な根拠規定を失ったことにより、実質的な基準により714条の法定の監督義務者の選定が必要となったと言え、学説・判例ともに新たな段階に入っている状態であるといえよう。

(2) 判例の展開

判例1 大審院昭和8年2月24日法律新聞3529号12頁

(事実) Xは温泉からの帰路の途中、夜中にA(精神病患者にして心神喪失中)から後方より襲いかかられ、負傷した。Xは、Aの母Yに損害賠償(民法714号)を請求した。Yは①精神病患者監護法は、公法的規定であり、精神病患者の他人に加えた損害の賠償に関してや、監護義務者の私法的義務について何ら規定していないものであるにもかかわらず、原審は同法により義務ありとしたことは、法律の適用を誤っていること、②精神病患者監護法第一條は「其ノ順位ヲ定ムルニ付第一後見人第二配偶者第三親權ヲ行フ父又ハ母第四戸主第五各號ニ揚ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族會ノ選任シタル者ト規定シ上告人ハ右何レニモ該當セス即上告人ハ薫ノ母ナルモ薫ハ獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ニシテ親權ニ服スルモノニアラス上告人ニシテ親權ヲ行フ母ナリト認定センカタメニハ獨立ノ生計ヲ立ツルモノニアラサル成年者ナルコトヲ判示セサルヘカラス又上告人ハ四親等内ノ親族會ニ於テ選任セラレタルコトナシ四親等内ノ親族ニシテ監督義務ノ第一順位者ナリトセンニハ宜シク親族會ニ於テ選任セラレタルコトヲ證據ニヨリ判示セサルヘカラス」原判決これらのことに関し言及しておらず理由不備の違法であるとして、上告した。

(判旨)(上告棄却)

「民法第七十四條ニ所謂監督義務者トハ責任無能力者ヲ監督スヘキ法律上ノ義務ヲ負擔スル者ヲ謂ヒ民法ノ規定ニ依リ此ノ義務ヲ負擔セルト又民法以外ノ法

律ニ依リ之ノ負擔スルトヲ問ハス而シテ精神病患者監護法第一條ニ依レハ精神病患者ニ後見人配偶者ナキトキハ親權ヲ行フ父又ハ母之ヲ監督スヘキ義務アル旨ヲ規定シアリ原判決ニ於テハ本件被害當事上告人カ成年ニ達セル三村薫ノ唯一ノ家族タル母ナルコト及薫カ精神病患者ニシテ獨立ノ生計ヲ立ツル者ニ非サルモ禁治産者ニ非ス從テ後見人ナキコトヲ認定シアルカ故ニ上告人ハ民法第八十七條ニ依リ薫ニ對シ親權ヲ行フ母ニシテ從テ精神病患者監護法第一條ニ依リ薫ヲ監督スル義務アル者ト謂ハサルヘカラス各論旨ハ理由ナシ」

判例2 高知地方裁判所 昭和47年10月13日(判決) 下級民集23卷551頁

(事実) 訴外Aは、理由もなく女性を殴打しているのを訴外Bに制止せられたことに激昂し、訴外Bを石で乱打し死亡させた。そこで、訴外Bの妻Xは、訴外A(精神分裂病のため通院加療中)の父親であるYに対し、逸失利益等の損害の賠償を求めた。

(判旨)(請求認容)「訴外Aの凶行は、心神喪失の間に行なわれたものであり、その当時、Yは訴外Aを監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位にあったものというべきである」として、Yの義務違反を「訴外Aは、社会的寛解の状態を通院し、いつまた発病するかも知れない危険を包蔵し、一旦発病した場合には、あるいは凶暴な行為に出るおそれがあるということは、病気の性質、従来発病の経過に照らし容易に予測することができ、しかも本件凶行の日の前日の朝には発病の前兆である不眠を訴え、かつ、僅か金3,000円しか持たないで出かけたまま帰宅しなかったのであるから、Yとしては、単に訴外Aを友人宅に聞き合わせたり、訴外Aの自殺をおそれてその旨警察に連絡をとるに止まらず、当然、発病のおそれがあること、および、その際凶暴になるおそれがあることにも思慮をめぐらせ、これを前提とする警察への依頼、自ら捜索に当ることなど、さらに積極的に出て、無残な結果の発生を未然に防止することにとめるべきであったことを認めることができる」として、監督義務違反を認定した。

(コメント) 訴外Aの父親を、「監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位」にある者とする。判例1と異なり、戦後、民法旧法定877条も削除されていることから、父親を「義務者と同一視すべき地位」と解したものである。民事不法行為での被害者保護の重視の立場からの解釈である。

判例3 福岡地方裁判所 昭和57年3月12日(判決)³²
判タ471号、判時1061号85頁

(事実) 精神障害者Aは、昭和52年7月9日午後1時頃、精神分裂病のため心神喪失状態に陥り、全裸で出刃包丁を携え、大声を発しながらX宅に玄関口から侵入し、生後8か月のBの顔面等を滅多切りにして、Bを殺害した。Bの両親 X_1 ・ X_2 から国、 Y_1 県、 Y_2 町に対し、精神衛生法2条によって第三者が害を加えられない措置を講ずべき義務違反を理由とし、また Y_2 町及び Y_2 町の Y_3 市長に対し、精神衛生法21条による保護義務者としての義務違反を理由とし、さらにAの父 Y_4 に対し、監督者としての義務違反を理由としてそれぞれ損害賠償の請求をなした。

(判旨) Aの父・ Y_4 に対する請求を認容するも、その余のYらに対する請求を棄却した。「Aは、昭和47年4月27日以降精神分裂病のため二回入退院を繰り返して、初退院後結婚したが、間もなく離婚し、再退院後就職しながら通院加療を継続し、昭和52年3月末頃完治しないまま通院加療を打ち切り、失業中の同年7月9日午前1時頃精神分裂病による心神喪失状態で本件事故を惹起したのであるが、他方、 Y_4 はAの実父であり、右入退院の手續に付き添い、その退院時医師から服薬管理の指示を受け、Aの離婚後、Aの再入院及び自己の入院期間を除き、Aと同居してその身の廻りの世話をしていたことが認められる。

ところで、本法第20条第2項第4号所定の選任手續を経て保護義務者とされた者が、民法第714条第1項所定の法定監督義務者に該当することは明らかであるところ、責任能力者を事実上世話している者が、選任手續を経ていない等形式的要件を欠くため法定の監督義務者に該当しない場合、民法第714条の規定の適用が全面的に排斥されるとすれば、同法第709条の成否のみを問題とせざるを得ない関係上、誠実に右選任手續を履践した者が、これを不当に怠った者よりも過失及び因果関係の存否について重い立証責任を課されるという不公平が生じることになるから、正義公平の理念に照らし、社会通念上法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、従って、もし右選任手續が履践されれば当然本法第20条第2項第4号の保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は、民法第714条第2項第4号により、責任無能力者の代理監督者として、同法第1項の法定監督義務者と同一の責任を負うものと解するのが相当である。ところが、右認定事実によれば、 Y_4 は、家庭裁判所による選任審判を経ていないが、その申立をなさざれば、容易に保護義務者に選任された

であろうことは想像に難くなく、その実質にはおいては、社会通念上本法の保護観察義務者と同視できる程度に達していたことが明らかであるから、責任無能力者であるAのためには、民法第714条第2項に定める代理監督者に該当するものと解すべきである。」(コメント) 成年の精神障害者Aと同居している父親が、民法714条第2項に定める代理監督権に該当するものと解する判例である。2で問題となった「事実上の監督者」を、本件では「社会通念上、法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、従って、もし精神衛生法20条2項4号所定の保護義務者の選任手續が履践されれば、保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者」であるとした。もっとも、そこには、精神保健上の保護義務者は、当然民法714条1項の法定監督義務に該当するという判断が前提とされているわけである。

判例4 最高裁判所 昭和58年2月24日(判決)³³ 判タ495号、判時1076号58頁

(事実) 心神喪失の状況にあった精神障害者Aによって、傷害を負わされたX(主婦)が、Aの両親である同居の Y_1 および Y_2 に対し、合計639万円余の損害賠償を請求した。これに対し、 Y_1 、 Y_2 は、㊦ Y_1 は両眼視力損失で一級の身体障害者(当時76歳)であり、 Y_2 は生活を支えるべく日雇仕事に出ているもので、両名ともにAの日常生活まで監督することは事実上不可能であること、㊧本件は突発的な事件で事前にこれを予測してAを監護することはできなかったこと、㊨ Y_1 らは少なくとも精神衛生法上精神障害者の診察及び必要な保護に任ずべき保健所(同法23条)と通報義務を負う警察官(同法24条)に相談に行っていたのであって、Aの両親として果たすべき役割は果たしていた等を主張した。

第一審(神戸地裁尼崎支部)は、 Y_1 らはAと同居する実父母として事実上の監督者であり、Aを病院その他の施設に収容する等適切な措置をとることは可能であったとして、民法第714条2項の責任を免れないとした。しかし、二審(大阪高等裁)は、 Y_1 らはAの最も身近な扶養義務者であって同人の異常な行動に配慮していた者であるが、精神障害者の処遇は未成年者の処遇とは異なる困難が伴うこと、Aはフォークリフト運転手の経歴を有し37歳の壮年であったのに対し、 Y_1 らは老齢で、一級の身体障害者であるか日雇仕事に出ている状況であったこと、Aの行動にさし迫った危険があったわけではないが、 Y_1 らは食事のことでAから乱暴されたりして、娘らと共

に警察や保健所にAの処置について相談に行っており、精神衛生法上の保護義務者になるべくして、これを避けて選任を免れたものとはいえないことを考慮すると、Y₁・Y₂について民法714条の法定の監督義務者及びこれに準ずべき者（事実上の監督者）としての責任を問うことはできないと判示して、Xの請求を棄却した。そこでXが上告した。

(判旨)(上告棄却)「Y₁は、右事件当時76歳で視力損失による一級の身体障害者であり、Y₂は、65歳で日雇をしているところ、Y₁らは、Aが成人した後においては同人を監督していたことは未だかつてなかったが、食事のこと等で同人から乱暴されたりして、本件事件の発生前(昭和53年5月ごろ)に娘らと共に警察や保健所に相談に行ったりしたもので、Y₁らが精神衛生法上の保護義務者になるべくしてこれを避けて選任を免かれたものともいえない、というのであるところ、右事実の認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができる。右事実関係のもとにおいては、Y₁らに対し民法714条の法定の監督義務者又はこれに準ずべき者として同条所定の責任を問うことはできないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」

(コメント)

最高裁判所として、精神障害者(責任無能力者)の不法行為に関して、その家族の賠償責任が問題とされた事案である。これまでの下級審の事案と異なり、両親の責任を否定したことも大きな特色である。両親の身体的能力、事前の対応、事件の突発性(予測可能性)、などを総合的に考慮して、監督義務者としての責任を負わないものとした。しかし、被害者救済の観点からは不法行為制度が十分に機能しなくなる。

判例5 仙台地方裁判所 平成10年11月30日(判決)³⁴
判例時報1674号

(事実) Aは、Bが代表取締役を務めていたC会社の従業員であった。Aは、昭和60年同社に入社したが、平成4年1月に同社を退社した。Aは在勤中、精神的に不安定で、無断欠勤等があった。平成5年11月、Aは、C会社を訪れ、Bと面談中Bに殴りかかり、顔面などを殴打した。その後も、AはC会社に嫌がらせを続けたが、平成6年8月東北会病院に保護入院されたものの、通院治療を条件に入院期間2ヶ月で退院した。しかし、その後再びC会社に対し被害妄想による嫌がらせを始め、平成8年7月、AはBを

刺殺した。そこで、遺族X₁ら(Bの妻と3人の子供)が、Y(Aの父、精神保健法20条の保護者)に対し、民法714条の法定監督義務に違反する過失があったとして損害賠償を求めた。

(判旨)(請求認容)「D(Aの兄)が東北会病院に行った後もAはYらを敵視して通院、服薬を拒んでいたためであるから、遅くとも平成7年7月初めまでの時点においては、Aは到底正常とは云えない状態にあり治療を要することは誰の目にも明らかであったにもかかわらず、もはやDを初めとする家族だけで対応することは困難となっていた上、Yらは、C会社からもAの異常な言動についての通報を受け、対処を求められていたのであるから、Yには、最低限Aによる自傷他害の具体的な危険を予見して、関係機関に相談に行くべき義務があったと考えられる。そして、Aの状態は、その後も改善しないどころかますます悪化していたと認められ、Aが、被害妄想に基づき、C会社に電話したことを受けてアパートを訪れたDが、Aが表札を外した事を知った平成7年12月9日か、遅くとも、Aがアパートの住人に回覧を回した事を受けてDがアパートを訪れ、Aから、Bから金を貰ってきたのだらう等と言われた平成8年3月中旬の時点においては、Yには、Aの再入院について関係機関と折衝して具体的に検討すべき義務が生じていたということが出来る。それにもかかわらず、YやDは、平成7年6月に東北会病院に行った後は警察、保健所、病院を始め、いかなる関係機関にも相談すらしていなかったのであるから、Y及びDを始めとするYの監督義務の履行補助者が、Aの監督義務を尽くしていたとは到底認められない。

もっとも、本件についてみれば、殴打事件に対する塩竈警察署の対応が適切なものであったかには疑問の余地があるし、東北会病院からの退院についても、少なくともYらから見ているさかさ唐突の感を免れないものということができ、このような点から、Yらが、警察及び医療機関に対して不信感を抱き、苦勞して再入院させたところで、早晚退院させられて、Aの恨みを買うだけではないかとの無力感につながって対応を鈍らせた側面も完全には否定できない。しかし、精神障害の有無及び程度が全く分からなかった前回の入院時と異なり、Aは既に一度殴打事件を起こして措置入院を受け、退院後も投薬治療を継続する必要があると診断されていた上、Yはその保護者に選任されていたのであるから、Yが関係機関に相談しさえすれば、適切な対応が採られた可能性が

大きいといえることができる。してみれば、先の点をもってYらが何らの相談すらしなかったことに正当事由があったとは到底いえることができず、本件においてYらが監督義務を果たしたとは到底認め難いといえるべきである。」

(コメント) 判旨は、精神障害者の保護者においても、その監督義務が多くの場合、長期期間であり、しかも精神的な負担が大きいこと、そして、精神障害者に対する情報の不足及びこれに起因する精神障害者への誤った認識や偏見の存在があることを認めている。このように、被害者のみならず、加害者側の監督義務者や家族を取り巻く環境も厳しいものがあることを指摘しており、従来判例よりも加害者・被害者それぞれの側へのより深い分析がなされながら、判旨が導かれている点が注目される。

判例6 福岡高等裁判所 平成18年10月19日(判決)³⁵
判タNo.1241 131頁

(事実) A(統合失調症に罹っていた20歳の男性)は、自宅の飼い犬を殺した上、自宅から20メートルくらい離れたB方において、飼い犬を殺し、かつ、B(29歳、主婦)の胸や顔などを包丁やハサミで刺すなどして殺害した。Bの夫X₁、父母X₂らが、Aの父Yに対し、民法714条1項の監督義務者の責任又は民法709条の不法行為に基づき、損害賠償を求めた。

原審は、本件では、Yらは、精神保健福祉上の保護者ではないため、直ちに法定の監督義務者(民法714条1項)又は代理監督者(同条2項)に当たるものでないことに争いはなく、問題は、YらがAの両親として本件事件当時Aの生活上の面倒を見ていたこと等をもって、社会通念上又は条理上、上記監督義務者又は代理監督者に準ずる地位にあるとみて同条の責任を負うべきかどうかの点にある。そして、民法714条における監督義務の根拠は、家族を統率する立場にある監督者が、家族の構成員である精神障害者等の弱者を保護監督し、その行為に責任を持つことに求められるが、他方で、今日の家族関係の下での統率者の権限は、かつての家長制度の下で法定されていた権限とは異なり、限定された事実上の改正により、同法の「保護者」の義務が過重のものになるのを避けるべく、その一般的義務から自傷他害防止義務が削除された趣旨なども考慮すれば、上記監督義務者又は代理監督者に準じて法的責任を問うためには、①監督者とされる者との関係で家族の統率者たるべき立場及び続柄であることのほか、②監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持

ち、保護監督を行える可能性があること、③精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護監督すべき具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であると解すべきであるとし、Yらは、Aの両親としてAを引き取ったことで、Aの行動を監督すべき事実上の立場に立ったといえるのであり、現実にはAの行動を制御し得る者は、Yらをおいてほかにいない状況となつたのであるから、Yらは、Aの統率者たる地位にあり(上記①)、Aの保護監督について、現実に行使し得る権威と勢力を持っていた(上記②)といえることができる。そして、Yが民法714条1項の法定監督者又は代理監督者に準ずる地位にあるものとしての監督義務を認めた。そこで、Y控訴する。

(判旨)(控訴棄却・確定)

原判決は相当であり、本件控訴にはいずれにも理由がないから、これを棄却する。

(コメント) 平成11年に精神保健福祉法が改正され、同法の「保護者」の義務から、自傷他害防止義務が削除された。そのため、本件一審判旨においても、加害者Aの親が「直ちに」法定の監督義務者(民法714条1項または2項)に該るものでないことが前提とされていることが明らかである。そこで、714条の法定監督義務者の地位に該当するか否かの判断基準が問題となるところ、本件一審判旨は、引用した部分の基準を明示し、本件高裁判決もこれを引用している点に特色がある。

判例7 名古屋地方裁判所 平成23年2月8日(判決)³⁶ 判例時報2109号 93頁

(事実) 平成18年2月、訴外Aは、名古屋市内の松坂屋ストアの100円ショップ内レジ付近で、おつりを取り忘れた訴外Bを追いかけて背後から声をかけ肩に手を触れようとしたところ、訴外Bより両肩付近を押されて、床に突き飛ばされ、腕・足を骨折し、入院して人口骨置換術を受けた。その後、訴外Aは、平成21年5月、自宅付近で転倒して頭部を打撲し、死亡した。訴外Aは、訴外Bを被告として不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起し、名古屋地方裁判所は、訴外Bの責任能力を認め、訴外Bに損害賠償を命じる判決を言い渡したが、名古屋高等裁判所は、訴外Bが責任能力者であるとして、原判決を取消し、訴外Aの請求を棄却する判決を言い渡し、同判決は確定した(平成21年5月)。そこで、訴外Aの相続人であるXらが、責任無能力者である訴外Bの同居の実父母であるYらに対して、民法714条

2項の責任があるとして、損害賠償を請求した。

(判旨)(棄却)

「(1) 本件において訴外Bは成年後見に付されておらず、家庭裁判所による精神保健福祉法上の保護者選任手続も行われていなかったことから、Yらが、民法714条1項の「責任無能力者を監視する法定の義務を負う者」に該当しないことに争いはなく、責任無能力者の生活の面倒を見ている事実上の保護者として、法定の監督義務者に準じて民法714条2項の責任を負うかが問題となる。

民法714条の趣旨は、責任能力のない者が不法行為を行った場合、当該行為者自身は損害賠償責任を負わないが、公平な損害の分担を図るため、当該責任無能力者に法定の監督義務者又は代理監督者が存在する場合には、監督義務があることを考慮して、これらの監督者が監督義務を怠らなかつたことを証明できない限り、当該監督者に責任を負わせるものである。

そして、Yらは、訴外Bと同居して、訴外Bの面倒を見ていたが、上記の趣旨からすれば、このような事実上の総監督であったことのみで、直ちに民法714条の重い責任を負わせるのは妥当ではなく、訴外Bの状況が他人に害を与える危険性があること等のため、訴外Bを保護監督すべき具体的な必要性があった場合に限り、責任無能力者の監督義務者に準じて、民法714条の責任を負うものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、前提事実及び前記一のとおり、訴外Bは、幼少時より難聴(100デシベル)で、重度の知的障害を伴う自閉症であるところ、訴外Bは、出生後本件事故当時に至るまで、両親であるYらと同居し、Yらが訴外Bの生活の世話をしていたことが認められ、社会通念上、法定の保護者と同視しうる程度の立場にあることが認められる。

しかしながら、訴外Bは、パターン化された行動を一人でとることはでき、一人でバスや電車を乗り継いで本件作業所に通うことや、一人で買い物をすることもできた上、通っていた本件作業所においても、年に一、二年、対面している際に、職員らを手でどんと押すことがあったこと、同じく本件作業所装飾品をプレゼントとして送ったのに翌日それを着けてこなかった人を手でどんと突いたというエピソードがあるのみで、無関係の第三者に対して粗暴な言動をとったことなどは一度もなかった。また、訴外Bは聴力がほとんどないところ、本件事故は、背後から訴外Aに手をかけられ、反射的に突いたもので、

自分が突いたことによって訴外Aが倒れたということを理解できなかった可能性が高いことからすると、粗暴な言動の現れといえる行為ではないことに照らせば、訴外Bは、本件事故当時、他人に害を与える危険性があったとはいえない。

確かに、訴外Bが一人で外出している際に、普段と異なる状況に遭遇することはありえることであるが、上記の事情からすれば、その場合に訴外Bが第三者に危害を加える可能性があることを予想することは困難である。

そうすると、Yらにおいて、外出の際には訴外Bに付添をする等して、訴外Bを保護監督すべき具体的な必要性があった場合とは認められず、Xらは、Yらに対し、監督義務者に準じて民法714条1条1項又は2項に基づく損害賠償を請求することはできないと認められる。」

(コメント) 判旨は、訴外Bの両親が訴外Bと同居し、面倒を見ていた事実上の監督者であったことのみで、直ちに民法714条の重い責任を負わせるのは妥当でないとして、しかも、本件では、訴外Bが第三者に危害を加える可能性があることを予想することが困難であったとして、両親らが訴外Bの外出の際に付添をする等して、訴外Bを保護監督すべき具体的な必要性があった場合とは認められないとして、両親らに対する民法714条に基づく損害賠償の請求を認めないこととした。本件では別の訴訟で、訴外Bの責任能力が否定されていることから、訴外Aに発生した損害についての分担者が存在したいこととなる。立法論的対応が必要であろう。

判例8 最高裁判所 平成28年3月1日(判決)³⁷ 民集70巻3号681頁

(事実) 在宅介護を受けていた重篤なアルツハイマー型の認知症患者A(当時91歳)は、徘徊しJR構内の線路内に立ち入り、列車と衝突し死亡した。X(JR東海)は、振替輸送手配のため名鉄に支払った534万円等の損害の賠償を求め、Aの妻、Aの子らに対して、Aが責任能力を有していなかった場合には民法709条または714条に基づき、責任能力を有していた場合には民法709条に基づく損害賠償債務を相続承継したことによる損害賠償を請求した。第一審は、Aが責任能力を有しなかったと認定したうえ、妻に対する請求を民法709条により、Aの長男に対する請求を民法714条2項の準用により、全部認容し、それ以外の子らに対する請求を棄却した(名古屋地方裁判所 平成25年8月9日、判例時報2202号68頁)³⁸。そ

ここで、Aの妻Y₁、Aの長男Y₂が控訴した。第二審は本件ではAが重度の認知症による精神疾患を有する者として、精神保健及び精神障害福祉に関する法律5条の精神障害者に該当することが明らかであった者と認められ、同法20条1項、2項2号より、Y₁がAの配偶者として保護者の地位にあったとし、現に夫婦が同居して生活している場合には、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待されないとする特段の事情のない限りは、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負い、民法714条1項の監督義務者に該当するとし、Y₁が監督義務者であると認め、他方、Y₂がAにつき成年後見の申立がされた場合には、後見開始決定がされ、成年後見人に選任される蓋然性が大きかったと推認されるとしたものの、Aの監督義務者であったとはいえないとした。そして、Y₁について本件の事情の下では監督義務上の過失がなかったとはいえないとし、Y₁の同法714条1項の責任を肯定し、さらにY₁、Y₂の同法709条の責任を否定し、損害につきXの主張に係る損害額を認めた上、同法722条2項の過失相殺事由が認められない場合であっても、損害の公平な分担の精神により、加害者側・被害者側の諸事情を考慮し、損害額の五割の賠償責任を認めるのが相当であるとし、第一審判決中、Y₁らに関する部分を変更し、Y₁に対する請求を一部認容し、Y₂に対する請求を棄却した（名古屋高等裁判所、平成26年4月24日（判決）³⁹、判例時報2223号25頁以下参照）。Y₁、Xが上告。

（最高裁判所による本件の事実認定は次のような概要である）

A（大正5年生まれ）と第1審被告Y₁（大正11年生まれ）は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。両者の間には4人の子がいるが、このうち、長男である第1審被告Y₂及びその妻であるBは、昭和57年にAの自宅（以下「A宅」という。）から横浜市に転居し、他の子らもいずれも独立している。Aは、平成10年頃まで不動産仲介業を営んでいた。A宅は、愛知県a市にあるJRa駅前に位置し、自宅部分と事務所部分から成り、自宅玄関と事務所出入口を備えていた。Aは、平成12年12月頃、食事をした後に「食事はまだか。」と言い出したり、昼夜の区別がつかなくなったりした。そこで、第1審被告ら及び第1審被告Y₂の妹であるCは、Aが認知症にり患したと考えるようになった。Aは、平成14年になると、晩酌をしたことを忘れて何度も飲酒したり、寝る前に戸締まりをしたのに夜中に何度も戸締まりを確認したりするようになった。第1審被告ら、B及びCは、平成

14年3月頃、A宅で顔を合わせた際など折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い、第1審被告Y₁は既に80歳であって1人でAの介護をすることが困難になっているとの共通認識に基づき、介護の実務に精通しているCの意見を踏まえ、Bが単身で横浜市からA宅の近隣に転居し、第1審被告Y₁によるAの介護を補助することを決めた。その後、Bは、A宅に毎日通ってAの介護をするようになり、A宅に宿泊することもあった。第1審被告Y₂は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたが、上記の話合いの後には1箇月に1、2回程度a市で過ごすようになり、本件事故の直前の時期には1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねるとともに、BからAの状況について頻繁に報告を受けていた。その後、Aについて介護保険制度を利用すべきであるとのCの意見を受けて、Bらは、かかりつけのD医師に意見書を作成してもらい、平成14年7月、Aの要介護認定の申請をした。Aは、同年8月、要介護状態区分のうち要介護1の認定を受け、同年11月、同区分が要介護2に変更された（要介護状態区分は5段階になっており、要介護5が最も重度のものである（介護保険法7条1項、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1条1項））。Aは、平成14年8月頃の入院を機に認知症の悪化をうかがわせる症状を示すようになった。Aは、同年10月、国立療養所中部病院（以下「中部病院」という。）のE医師の診察を受け、その後、おおむね月1回程度中部病院に通院するようになった。E医師は、平成15年3月、Aが平成14年10月にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断した。また、Aは、同月頃以降、a市内の福祉施設「b」（以下「本件福祉施設」という。）に通うようになり、当初は週1回の頻度であったが、本件事故当時は週6回となっていた。Aが本件福祉施設に行かない日には、Bが朝からAの就寝までA宅においてAの介護等を行っていた。Aの就寝後は、第1審被告Y₁がAの様子を見守るようにしていた。Aは、平成15年頃には、第1審被告Y₁を自分の母親であると認識したり、自分の子の顔も分からなくなったりするなど人物の見当識障害もみられるようになった。Bは、Aに外出しないように説得しても聞き入れられないため、説得するのをやめて、Aの外出に付き添うようになった。E医師は、平成16年2月、Aの認知症については、場所及び人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、おおむね中等度から重度に進んでいる旨診断した。中部病院は、患者の診療について、一定期間の通院後は開業医に

引き継ぐ方針を採っていたため、Aは、同月頃以降、再びD医師の診療を受けるようになった。①Aは、平成17年8月3日早朝、1人で外出して行方不明になり、午前5時頃、A宅から徒歩20分程度の距離にあるコンビニエンス・ストアの店長からの連絡で発見された。第1審被告Y₁は、平成18年1月頃までに、左右下肢に麻痺拘縮があり、起き上がり・歩行・立ち上がりはつかまれば可能であるなどの調査結果に基づき、要介護1の認定を受けた。②Aは、平成18年12月26日深夜、1人で外出してタクシーに乗車し、認知症に気付いた運転手によりコンビニエンス・ストアで降ろされ、その店長の通報により警察に保護されて、午前3時頃に帰宅した。Bは、上記①及び②の出来事の後、家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに、Aの氏名やBの携帯電話の電話番号等を記載した布をAの上着等に縫い付けた。また、第1審被告Y₂は、上記①及び②の出来事の後、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置し、Aがその付近を通ると第1審被告Y₁の枕元でチャイムが鳴ることで、第1審被告Y₁が就寝中でもAが自宅玄関に近づいたことを把握することができるようにした。第1審被告ら及びBは、Aが外出できないように門扉に施錠するなどしたこともあったが、Aがいらだって門扉を激しく揺するなどして危険であったため、施錠は中止した。他方、事務所出入口については、夜間は施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放されており、以前から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、上記①及び②の出来事の後も、本件事故当日までその電源は切られたままであった。Aは、トイレの場所を把握できずに所構わず排尿してしまうことがあり、Bらに何も告げずに事務所出入口から外に出て公道を経て自宅玄関前の駐車スペースに入って同所の排水溝に排尿することもしばしばあった。Aは、平成19年2月、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする状態で、場所の理解もできないなどの調査結果に基づき、要介護4の認定を受けた。そこで、第1審被告ら、B及びCは、同月、A宅で顔を合わせた際など折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Aを特別養護老人ホームに入所させることも検討したが、Cが「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りがあれば自宅で過ごす能力を十分に保持している。特別養護老人ホームは入居希望者が非常

に多いため入居までに少なくとも2、3年かかる。」旨の意見を述べたこともあって、Aを引き続きA宅で介護することに決めた。Aは、認知症の進行に伴って金銭に興味を示さなくなり、本件事故当時、財布や金銭を身に付けていなかった。本件事故当時、Aの生活に必要な日常の買物は専ら第1審被告Y₁とBが行い、また、預金管理等のAの財産管理全般は専ら第1審被告Y₁が行っていた。本件事故当時、Bは、午前7時頃にA宅に行き、Aを起こして着替えと食事をさせた後、本件福祉施設に通わせ、Aが本件福祉施設からA宅に戻った後に20分程度Aの話を聞いた後、Aが居眠りを始めると、Aのいる部屋から離れて台所で家事をすることを日課としていた。Aは、居眠りをした後は、Bの声かけによって3日に1回くらい散歩し、その後、夕食をとり入浴をして就寝するという生活を送っており、Bは、Aが眠ったことを確認してから帰るようにしていた。Aは、本件事故日である平成19年12月7日の午後4時30分頃、本件福祉施設の送迎車で帰宅し、その後、事務所部分の椅子に腰掛け、B及び第1審被告Y₁と一緒に過ごしていた。その後、Bが自宅玄関先でAが排尿した段ボール箱を片付けていたため、Aと第1審被告Y₁が事務所部分に2人きりになっていたところ、Bが事務所部分に戻った午後5時頃までの間に、第1審被告Y₁がまどろんで目を閉じている隙に、Aは、事務所部分から1人で外出した。Aは、a駅から列車に乗り、a駅の北隣の駅であるJRc駅で降り、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、C駅構内において本件事故が発生した。

(判旨)(棄却自判)「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された(なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。)。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11

年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない。民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということとはできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。

したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。第1審被告Y₁はAの妻であるが（本件事故当時Aの保護者でもあった（平成25年法律第47号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条参照。）、以上説示したところによれば、第1審被告Y₁がAを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。また、第1審被告Y₂はAの長男であるが、Aを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はないというべきである。もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべ

き特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである（最高裁昭和56年（オ）第1154号同58年2月24日第一小法廷判決・裁判集民事138号217頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。これを本件についてみると、Aは、平成12年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、平成14年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、平成16年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、平成19年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた者である（なお、本件事故に至るまでにAが1人で外出して数時間行方不明になったことがあるが、それは平成17年及び同18年に各1回の合計2回だけであった。）。第1審被告Y₁は、長年Aと同居していた妻であり、第1審被告Y₂、B及びCの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、第1審被告Y₁は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということとはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y₁は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるとすることはできない。また、第1審被告Y₂は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながら第1審被告Y₁によるAの介護を補助していたものの、第1審被告Y₂自身は、横浜市に居住して東京都内

勤務していたもので、本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというのである。そうすると、第1審被告Y₂は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということではできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y₂も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるとすることはできないとして、Y₁・Y₂ともに714条1項所定の法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない」として、賠償責任を否定した。(コメント) 本件最高裁判決は、①精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない。②精神障害者の長男は、長男であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない。③成年後見人であるからといって、直ちにその者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない、と判旨し①②③の点を確定した新しい最高裁判決である。さらに「法定の監督義務者に準ずべき者」が存在することも確認した。「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができる」とするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用される」とした。そして、いかなるものがこれに該当するかは、「その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当と

いえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断」されるとする。①②③により、法定の監督義務者に該当しなくても、さらに「法定の監督義務者に準ずべき者」であるか否かの検討がなされるわけである。成年の精神障害者(責任無能力者)が引き起こした不法行為について家族の者の賠償責任に関しては、今後はこの「法定の監護義務者に準ずべき者」(民法714条1項類推適用)の問題として処理されることとなる。

5 むすびにかえて

家族の中に認知症患者がおり、その者が不法行為を起した場合、そこから生じた損害の賠償をだれが負担するのか。民法は、その認知症患者が、自己の行為の結果を弁識する能力を有していれば(責任能力ある場合)、その者が賠償責任を負担するが、自己の行為の責任を弁識する能力に欠けている場合(責任能力ない場合、民法713条)その者に賠償責任を負わせないこととし、かかる社会的弱者を保護している。他方、そのままでは被害者の救済に欠けることから、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者に、賠償責任を負担させることとした(714条)。そうすると、家族のうちのだれが、この法定の義務を負担する者となるかが問題となるわけである。成年の精神障害者である場合は、その程度により家族と同居の場合もあるし、別な場所で生活している場合もある。これまでの通説は、精神障害者の場合には、特別法を根拠に法定の義務者の確定基準としていた。かつての精神衛生法、精神保健法、精神保健福祉法などである。例えば、精神保健福祉法では、「保護者」は、後見人、保佐人、配偶者、親権者、家庭裁判所が選任した扶養義務者、居住地の市町村長であった。これらのものに該当すれば、法定の監督義務者と解されたわけである。しかし、多くの判例の事案は、これらに該当しない場合であった。たとえば、自分の成人している長男(30歳)が精神障害者で、他人を死亡させた場合を考えてみる。その長男が犯行時に責任能力を有しないとされた場合、その長男はすでに成人していることから、両親は親ではあるが親権者ではない。独身であれば、配偶者はいない。財産を有していない場合には、後見や保佐開始の審判を家庭裁判所に申し立てることもなく、後見人、保佐人もいないこととなる。また、家庭裁判所の選任手続きを得ていなければ扶養義務者が保護者とされることはない。そうすると、保健福祉法上の規定を用いても、法定の監督義務者が不存在と

なりかねない。そこで、判例では、親が「法定の監督義務者」に準ずるものとして、その責任が問題とされてきたわけである。判例8のJR東海の事件の控訴審判決では、不法行為を引き起こした重篤な認知症患者の「配偶者」が、保健福祉法と中川善之助博士のいう夫婦間の生活保持義務関係を根拠に「法定の監督義務者」と認定したが、最高裁は、かかる判断を取消し、配偶者と雖も当然には「法定の監督義務者」とされるものではないことを明らかにし、「法定の監督義務者に準ずべき者」が問題となることを明確にした点で画期的な判決と言える。そうすると、事件ごとに、「法定の監督義務者に準ずべき者」が認定されていくことになる。しかし、残された問題は多い。①あらかじめ「法定の監督義務者」が確定できないために、被害者は、誰がこの監督義務者に準ずべき者に該当するかを主張立証していかなくてはならず、714条が中間責任と言われる利点が失われる。②JR東海事件のように、最終的に法定の監督義務者（あるいはそれに準ずるもの）がいなくなるという事態が生ずる可能性がある。これは、民法713条、714条の制度設計に問題があるといえ、何らかの対策が必要である。③この問題に関する判例から明らかであるが、民法の責任能力のシステムと知的障害者や精神障害者の保護システム、社会保障システムが互いに連動し共同に運営されるような制度が用意されていない⁴⁰。それゆえ、学際的な研究が必要であることが明らかになりつつある。④多くの学者が指摘するように、立法論として責任無能力者の免責を制限する制度も必要ではないか⁴¹。⑤家族と法の問題を考え直す（例えば「家團」論の再考）。など多くの課題があることが判明した。これらの問題を次の研究の課題とし、むすびにかえたい。

¹ 朝日新聞平成28年10月6日朝刊。

² 『中央公論』平成28年10月号が特集を組んでおり、多くの国民にとっても関心の高いテーマである。

³ 我妻栄『親族法』401頁 有斐閣（昭和36年）。

⁴ 我妻栄『親族法』1～6頁、及び7頁の我妻博士の引用する文献参照。大村＝河上＝窪田＝水野・編『比較家族法研究』商事法務（2012）での論考及び参考文献参照。

⁵ 民法（8）親族（第4判）有斐閣、310頁（西原道夫）。

⁶ 我妻栄『親族法』403頁 有斐閣 中川善之助「親族的扶養義務の本質（1）」15頁、法学新報第38巻

第6号（1928年）、中川善之助『家族法研究の諸問題』「扶養義務の二つの原型について」228頁以下、勁草書房（1969年）、なお、鈴木録弥『民法の基礎知識（1）』181頁、有斐閣（1964年）。

⁷ 末弘厳太郎、『民法雑考』40ページ、昭和16年、日本評論社。

⁸ ボワソナード『民法草案注釈第二編人権ノ部』603頁 雄松堂出版。

⁹ ボワソナード前掲註8 604頁。

¹⁰ ボワソナード前掲註8 606頁。

¹¹ ボワソナード前掲註8 606頁。

¹² ボワソナード前掲註8 607頁。

¹³ ボワソナード前掲註8 610頁。

¹⁴ ボワソナード前掲註8 611頁。

¹⁵ ボワソナード前掲註8 611頁。

¹⁶ ボワソナード前掲註8 612頁。

¹⁷ ボワソナード前掲註8 612頁。

¹⁸ 日本近代立法資料叢書8 「法律取調委員会民法草案財産編人権ノ部議事筆記」171頁 商事法務研究会 昭和62年。

¹⁹ 前掲註18 171頁。

²⁰ 前掲註18 171頁。

²¹ 前掲註18 173頁。

²² 前掲註18 173頁。

²³ 前掲註18 174頁。

²⁴ 前掲註18 175頁。

²⁵ 日本近代立法資料叢書5 331頁 「法典調査会民法議事速記録」五 商事法務研究会 昭和59年。

²⁶ 前掲註25 335頁。

²⁷ 鳩山秀夫、『債権各論』900頁、岩波書店、大正11年。

²⁸ 加藤一郎、『不法行為（増補版）』161頁、有斐閣、昭和49年。

²⁹ 前掲註28 162頁。

³⁰ 内田貴、民法Ⅱ（第三版）400頁、東京大学出版会、2011年。

³¹ 窪田充見「成年後見人等の責任—要保護者の不法行為に伴う成年後見人等の責任の検討を中心に—」水野＝窪田編『財産管理権の理論と実務』87頁以下、日本加除出版、平成27年。

³² 山口純夫・判例時報1076号（判批）。

³³ 山口純夫・民商法雑誌89号5巻（判批）、山川一陽・ジュリスト810号（判批）、新関輝夫・判例時報・1088号（判批）。

³⁴ 山口純夫・私法判断リマークス（法律時報別冊）21号、吉田邦彦・別冊ジュリスト183号76頁、前田

- 泰・年報医事法学15号137頁。
- ³⁵ 辻伸行・私法判例リマックス（法律時報別冊）37号56頁、田口文夫・専修法学論集104号155頁。
- ³⁶ 奥野久雄・中京大学法科大学院・CHUKYO LAWYER16号37頁。
- ³⁷ 加賀山茂・旬刊速報税理35卷14号50頁、米村滋人・法学教室429号50頁、廣峰正子・金融・商事判例1493号2頁、山地修・ジュリスト1495号99頁、久保野恵美子・法学教室431号140頁、松尾弘・法学セミナー739号118頁、山地弘・法律のひろば69巻7号59頁、青野博之・新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）19号63頁、久須本かおり・愛知大学法学部法経論集208号189頁、柴田龍・立正法学論集50巻1号247頁。
- ³⁸ 宮下修一・静岡大学／法学研究18巻3＝4号576頁。
- ³⁹ 前田太郎・新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）15号83頁、奥野久雄・CHUKYO LAWYER22号17頁、犬伏由子・私法判例リマックス50号34頁、米村滋人・判例時報2256号116頁、廣峰正子・金融・商事判例増刊1486号92頁、加藤雅信・民事判例（日本評論社）9号100頁、冷水登紀代・民事判例（日本評論社）9号108頁。
- ⁴⁰ 水野紀子「精神障害者の家族の監督責任」『刑事法・医事法の新たな展開（下巻）』249頁以下、信山社、平成26年、菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』ミネルヴァ書房（2010）。
- ⁴¹ 檜見由紀子「不法行為における責任無能力者制度について」『日本民法学の新たな時代』717頁以下有斐閣（2015）、青野博之「受け皿としてのドイツ民法八二三条」駒沢大学法学部研究紀要 第41号、59頁（昭和58年）、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察」『現代財産権論の課題』41頁 敬文堂（1988）。

研究ノート

ハンセン病家族の生活誌

— 瀬戸内海の大島青松園とフィリピン・クリオン島の映像記録から —

吉田 正紀^{※1}

The Ethnography of Hansen Disease Families

— Documentary Films of Oshima Seisho En in the Seto Inland Sea and Culion Island in the Philippines —

Masanori YOSHIDA^{※1}

ABSTRACT

This paper discusses two documentary films of Hansen disease families by Kazuyuki Nozawa, documentary film director. One is “61ha kizuna” which describes the daily lives of an old couple living in a sanatorium facility of Oshima island, Seto Inland sea. The other is “Culion Dignity” which gives a very good picture of the daily lives of families in a small Culion island in the Philippines.

Nozawa asks what supports their daily lives, what makes them overcome their difficulties, what kind of bonds relieve their minds, and what kinds of life styles give them energy or strength which makes them happy.

Nozawa regrets his first encounter and reaction with a Hansen disease patient in Gunma but gradually transforms his attitude and behavior toward the Hansen disease in the process of making his films.

The documentary films of Nozawa are rare and important data revealing the real daily lives of the Hansen patients and families of two different cultures.

はじめに

近年、ハンセン病患者に密着し、苦難を生きた患者たちの希望と生活を描いた高木智子の『隔離の記憶』(2015)などのノンフィクションや、ハンセン病への偏見がいまも存在していることを指摘しているドリアン助川の『あん』の文芸作品や映画(2015)が話題となっているが、本論では、ハンセン病家族の日常生活を、映像によって記録し続けるドキュメンタリー監督野澤和之氏の作品をとりあげる。野澤の作品は、ハンセン病患者への偏見と彼らの隔離された境遇のなかで、患者とその家族が、つつましくも、ポジティブな生き方をしている現実を、文化人類学的手法を用いて、描写・記録した稀有なドキュメンタリー映画である(註1)。

ここで取り上げるハンセン病家族に関する彼の作品は、瀬戸内海に浮かぶ小島にある国立療養所「大

島青松園」に生きる一組の老人夫婦のドキュメンタリー『61ha 絆』(2011)と、フィリピンの孤島、クリオン島に生きるハンセン病患者の家族を追ったドキュメンタリー『Culion Dignity』(2011)である。

野澤は、ハンセン病患者が置かれた悲惨な状況を訴える被害者論や人権論を展開するのではなく、彼らの日常生活を支えているものは何か、彼らが苦難にどのように立ち向かってきたのか、彼らにとって、絆とは何かを語ろうとする。これら二作品は、生きるうえでの宗教的信仰、家族の絆や形成の在り方、仲間やコミュニティとの関わり、日常生活のなかに見出すささやかな生き甲斐などが、彼らにとって大きな生きる力となっていることを示している。

野澤は自らのハンセン病患者との不甲斐ない出会いから、彼自身どのように変貌しながら、ドキュメンタリーを作り上げたのか、彼のドキュメンタリー

※1 日本大学国際関係学部 元教授 Former Professor, College of International Relations, Nihon University

に取り組む姿勢をも同時に探ろうとした。

(1) 日本におけるハンセン病に関する近年の動向

ハンセン病はノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」による感染症で、皮膚の発疹や神経の麻痺などを引き起こす。感染力はとても弱く、1943年に特效薬が発明されて以来、感染の可能性がなくなったが、日本では、1931年「らい予防法（旧法）」が成立して以来、長い間、全患者が隔離の対象となってきた（朝日新聞 2016年4月5日、日経 同4月1日、産経 同5月22日）。

日本では、ハンセン病と診断された者は隔離施設で暮らし、名前を変え、故郷や外部との交流を遮断されてきた。結婚は許されたとしても、男性は妊娠させることがないように「断種」手術を余儀なくされ、女性はもし妊娠したとしても「墮胎」させられた。

1953年、「らい予防法」の新法が成立したが、隔離政策は維持されてきた。1996年4月、患者の隔離政策の元となった「らい予防法」が廃止された後も、法的には自由になっても、ハンセン病に関して、さまざまな偏見や差別がなくなったわけではなかった。

2001年、熊本地裁が隔離政策の違憲性を認め、国に賠償命令を下し、当時の小泉純一郎首相は控訴を断念し、謝罪している。2016年5月、最高裁は、昭和47年まで、元患者たちの裁判を、隔離された療養所などの施設に設置された「特別法廷」で行ってきたこと、またその扱いが差別的であることを謝罪したことは記憶に新しい（毎日新聞 2016年3月30日、読売新聞 同年3月31日）。

近年もこのようなハンセン病に関する動きがあったこと、2016年は、「らい予防法」の廃止から丁度20年を迎えたこともあって、日刊紙各紙がこぞってその特集を行い、ハンセン病が再び脚光を浴びた年であった。

現在、全国にある13カ所の国立療養所に暮らす入所者は、1,597人（2016年3月25日現在）で、平均年齢は83.9歳である。入所者の減少と高齢化が顕在化しつつある（朝日新聞 2016年4月5日）。このような高齢化にともなう国立療養所の施設の在り方、元患者たちへの支援の継続、2016年2月、患者たちによって起こされた損害賠償訴訟（毎日新聞 2016年2月16日）など、ハンセン病に関する課題はまだまだ解決されてはいる。

(2) 終わらない偏見と新たな知の源泉

ハンセン病に関するジャーナリズムの報道や研究・出版活動は2010年代になって、全般的に増加傾向にあるようだ（註2）。すでに述べたように、2016年「らい予防法」の廃止後20年という節目にあり、ハンセン病に関する報道ニュースが多いこともあるが、偏見に包まれたハンセン病に関する理解を求めようとする動きなのか、元患者たちの社会への主張が強くなったからか、人権問題への格好の攻撃材料となっているからなのか、引き続き注目をしていかなければならない。たしかに、患者以外の方が元ハンセン病の患者や彼らが生活する施設との交流や触れ合いが増えていることも事実である。変わらない偏見の現実を見ることによって、新たな知を得た人もあろうし、彼らへの支援を考え始めた人もいることであろう。

映画監督の宮崎駿は、これまで自宅近くにある国立療養所多磨全生園（東村山市）を何度か訪れたり、入所者と交流を続けてきた。彼自身、患者たちがこれまで置かれてきた歴史と現実を知り、ショックを受けた一人である。そのような関わりから、代表作の一つの『もののけ姫』のなかに「病者」としてハンセン病患者を思わせる人々を登場させている。さらに現在も隔離の歴史を伝える記念公園としての多磨全生園などの施設の保存・復元や「人権の森構想」の運動を、支援・協力している（朝日新聞 2016年1月29日）。

元ハンセン病患者と周辺の人々との人間模様を描いた映画『あん』は、作家・道化師・ミュージシャンのドリアン助川が2013年に発表し、ベストセラーとなった同名の小説（ポプラ社）を原作とした作品である。ロケ地は東村山市各地や多磨全生園である。

ストーリーを簡単に紹介すると、映画の舞台は東京郊外にある小さなどら焼き屋である。過去の過ちが原因で借金を背負い、鬱屈とした日々を送る店長の中年男の前に、あるとき一人の老人が現れる。店に雇われた老女が作るあんは、とても美味しく、評判となってどら焼き店は繁盛するが、急にびたりと客足が途絶える。それは老女が、元ハンセン病患者であるとの噂が広まったからである。男は店を去った老女が暮らす、町外れにある療養所を訪れ、そこで元患者たちが歩んできた人生を初めて知ることになる（大越裕 2016）。

河瀬直美監督、樹木希林主演の映画『あん』は2015年5月公開以来、日本で50万人以上の観客の涙を誘い、その年のカンヌ国際映画祭でも高い評価を受け、

フランスでも大ヒットした。

助川自身、いつかハンセン病の元患者を主人公にした、生きる意味を問う物語を書きたいと願っていたが、元患者たちの置かれてきた厳しい現実にての足を踏んでいた。その後、バンド演奏を続けたり、菓子の専門学校に通ったりしているうち、たまたま彼のライブに多磨全生園から来た元患者が参加していて、それをきっかけとして彼らとの交流が生まれた。しばらくして多磨全生園を訪ねたとき、園内に菓子職人が作る「製菓部」があることを知る。自らも製菓学校であん作りに取り組んでいたこともあり、菓子作りをするハンセン病元患者の生きる姿なら書くことができるのではないかと思い、やっと念願の小説に取り組むことになった(大越裕 2016)。

宮崎駿やドリアン助川のように、実際にハンセン病元患者と出会うことで、ハンセン病や元患者への深い理解と関わりが生まれ、結果としてハンセン病患者の生と現実を社会に広く知らしめるという役割を果たした。さらに自らの生と知の再生にも役立っていることがうかがえる。

(3) 『61ha 絆』: 瀬戸内海の国立療養所大島青松園に生きる

瀬戸内海に浮かぶ孤島にある国立療養所大島青松園については、すでにその歴史やそこに暮らす人々の人生の語りなどについて膨大な資料が残されているが(註3)、『61ha 絆』は、大島青松園で寄り添って生きる70代の夫婦の日常生活を描いた野澤和之によるドキュメンタリー映画である。

登場人物の東條高は1946年18歳で、妻となる康江は1948年15歳のときに大島青松園に入所した。康江は、「3年経ったら治るからと、行け行けとみんなそう言った。私も3年もすれば帰れると思った。でも、ここに来て30年、40年もある人たちは、私を見て笑った。あほ、誰が帰れるものか。誰もが同じ嘘で騙されてたんや」と入所した当時のことを思い出す。その後学んだ詩で当時を回想する。「機織りを祖母に習い格子柄の布を織りたり15歳のわれ」。本当に悲しい時は涙もでないというが、その時涙も出なかったという。

その後、確かにわずか61haの島での生活が60年以上も続いている。本ドキュメンタリーのタイトルである「61ha」は大島の規模、絆は二人が島に隔離されている事実を示している。野澤は2005年初めて島を訪れたとき出会った東條夫婦が、互いに支え合い、強い愛の絆で結ばれている姿に深く感動し、それが

彼に本映画を作らせる動機となったという。野澤は、その後、数年をかけ、何度も島に足を運び、本作品を完成させた。

高と康江は1951年に結婚する。その時、高は21歳、康江は18歳。康江は「結婚していないと、面倒を見てくれる人がいないので、大変だよ」と言われ、結婚を決意する。

「晴れ着なく、祝の膳も無きままに、われらの結婚の式を挙げたり」

しかし、結婚して6年目、24歳のとき康江は失明する。その後、指の後遺症にも苦しんでいる。そのため今も、リハビリに余念がない。髪の毛を左右に束ねていた幼い少女も、後遺症のため、今は義眼のため目が少し出ているし、口元も開きがちである。

「24歳にて失いし、黒い瞳の戻りけり、義眼なれども」

「療園の貧しき時に目を病みて視力失い48年」

康江は、しっかり者の妻で、とにかく明るい。言語も明晰で夫婦の会話を終始リードしている。高もハンセン病を患い、身体の動きは十分とはいえないが、康江ほどでもない。笑顔がとても良い、ダンディーな男である。

食事の世話を含め、家事すべてを高が担っている。このような結婚生活について康江は、「初め、私が元気な時は彼の世話をした。彼の衣服を洗い、アイロンをかけ、服を繕ってあげた。でもその幸せなときも、わずか4～5年しか続かなかった。その後、私を世話しているのは高である。夫はこの結婚で貧乏くじをひいたわけや」とユーモアに語っている。

1) 日常生活

映画はひたすら、6畳ほどの狭い居間で過ごす二人の日常生活に焦点をあてている。野澤が2時間も続けてカメラを向けていると双方がくたびれてしまうようだ。

康江は、夫と腕のリハビリのために病院に行ったり、教会に出かけたり、カラオケの練習をしたりするほかは主に自宅で過ごす。高は毎日農作業のために、近くの畑に出かける。ビニールハウスもある本格的な畑だ。草取り、ジョーロでの水かけなど結構忙しい。そのおかげで、ナスやトマトや胡瓜やジャガイモやピーマンなどが食卓に出るし、近所の友人にもおすそ分けすると言ひ、野菜作りの楽しさを語っている。

「大晦日なれど夫は山畑に耕運機をかけてくると出てゆく」

高の家の中での妻への気配りは並大抵のものではない。トイレへ行くとき、靴下の履き替え、台所仕事などの他、「食事時エプロンかける、彼女の右手にスプーンを握らせる、皿のなかの食物を寄せる、ティッシュで口元をふく、エプロンをはずしてあげる」などの介護を一切行う。そのような夫に、妻は「良い夫を見つけたわ。どこにもいないです。たよりにしてますよ」と笑顔で話す。

「山畑にトマトの苗を植え付けて、育てるは夫、食するはわれ」

「わが膝に天がのせてくれた大西瓜、子をあやすかのように暫し楽しむ」

「初生りのキュウリ4本持ち帰り夫はわが手に持たせくれけり」

2) 康江と詩：生きた証

すでに紹介したように、康江は俳句や和歌に造形が深く、病や信仰や夫になどについてさまざまな想いや経験を詠み、自ら歌文集『恵みに生きて』(2007)を編んだ。詩を通じて、彼女は自らの感謝の気持ちを伝えようとしているようだ。

「盲人となりたる我をいたわりてくれる夫との二人三脚」

「洗濯は機械がするよとさりげなく、働きくる夫よ、いとし」

「賜りし、津軽のリンゴを夫はむき、わが好物のパイを作りぬ」

詩は自らが生きた証だという。いづれ誰もいなくなっても、詩を見てほしい。この映画も生きた証となるからという。

3) 夫婦と信仰(註4)

24歳のとき失明した康江は、「杖をついて歩くのが恥ずかしい、情けない、笑われると思い、落ち込んでしまったが、それでは教会にも、盲人会にも一人で行けんだろうと言う、もう一人の自分の声を聞き立ち直った」という(『61ha 絆』)。そのとき詠んだ詩。

「右の手に白杖をつきて左手はイエスにすぎる私の人生」

高は妻康江が何日も高熱を出し、入院してしまったとき、「女房を助けて」と神に祈りを捧げた。幸い妻は奇跡的に回復したので、高はそのときキリスト教に入信したという。高が27歳、入所して10年経っていた。キリスト教信仰に支えられた康江の詩には、夫への感謝の詩が多い。

「高熱に喘ぎいるわれに、夜もすがら夫は団扇の風をくれたり」

「白菜も葱も夫のつくりたるもの食べらるる私の幸せ」

美しい海に囲まれた大島で暮らしてきた高と康江。

「生かされて生きる命の確かなり、沈む夕日も朝日とならん」

「夫とわれ五十五年の道程を歩み来たれり恵みに生きて」(東條康江 2007)

と生きること、生かされていることに感謝している。

4) 夫婦の楽しみ

夫婦の楽しみの一つはカラオケである。全国の療養所のカラオケ交歓会に出席するため、丁度、選曲とその準備を初めていた。古いレコードのジャケットにある楽譜をみて、夫はハーモニカを吹き、メロディーを確認する。夫がリードし、妻が少しづつ歌う。

熊本にある国立療養所菊池恵楓園で開催された「全国友園カラオケ交歓会」に夫婦で参加する。夫は妻を気遣い、幕の裏側から彼女の歌声を聞く。夫は白いスーツにバラの花を胸に付け、サングラスをかけて美声を披露する。

二人が辛いことを忘れさせるほど楽しんだのはラジオである。康江は相撲、野球、淡谷のり子の流行歌、「私の本棚」などの朗読番組を特に好んだという。

5) 世界の人々に知ってほしい；夫婦の願い

外部の世界の人たちも、島の住民たちも、自からを「座敷豚」と卑下して呼んだ時代があった。終日寝そべり、食べ、のんびり暮らす豚になぞられて付けられた呼称である。「それは酷い。とくに懸命に生き、最善を尽くしているわれわれをととても傷つける言葉である」と康江は反駁する。

康江は、「私が本当に世界に知ってほしいことが一つだけある。この島に住んでいる人たちのことである。ハンセン病にも拘わらず、人生で最善を尽くしてきける島の人たちのことである」と語る。彼女らが進んで野澤の映画づくりに積極的に協力したのも、そのような強い願いが彼女のなかにあったからである。

映画は、単にハンセン病に侵され、隔離されてきた二人の苦しみを描こうとしているのではない。むしろ、青松園で60余年生きてきたカップルが、互いに寄り添い、慈しみあって生きる姿を、時には切なく、あるいはほっとした、羨ましいような気持ちに

させる映像となっている。

(4) 『Culion Dignity』—フィリピンの孤島で明るく生きる元ハンセン病患者たち

1) クリオン島とハンセン病

クリオン島は、フィリピンの南西部カラミアン諸島の中に位置する島である。その面積は、約390平方キロメートルほどで、日本の佐渡島の半分より小さい。

クリオン島は米国の統治時代に、ハワイのモロカイ島カラウババ療養所にならい、ハンセン病の隔離地に選定され、1906年に約350人のハンセン病患者を受け入れた。1910年代には、5,000人を越えたこともあり、「世界最大規模の施設」と言われていた。日本にも、国立療養所があるが、日本での隔離政策を進めるにあたり、当時の関係者はクリオン島を視察している(『クリオン通信』創刊号、モグネット 2006)。実際日本からの患者も何人か連れていかれ、現地で亡くなっている。岡山県の離島長島に1930年に設立された国立療養所長島愛生園は、このクリオン島を模している(高木 2015)。

米国統治時代、患者は隔離されていたが、断種は人口の多くを占めるカトリック信者の反発で撤回された。今やハンセン病は、薬によって完治する病気であるが、島には治癒しても後遺症に苦しむ元患者が、今も百数十人いる。2013年現在、105名である(『クリオン通信』第10号、第13号)。彼らは毎月政府から2,500ペソ(約5,500円)を支給され生活している(毎日新聞 2014)。手足に障害が残りながらも、家族と漁や農業にいそしみ、幸せそうに、孫たちと過ごす姿がうかがえる。とはいえ、日本の元ハンセン病患者のように、高齢化が目立つ。数十年もすれば、元ハンセン病患者は居なくなるかもしれない。それゆえ、野澤は「ハンセン病に虐げられた人々の歴史、埋もれゆく事実の記録」を残すこともこのドキュメンタリーの使命でもあると感じている。(『クリオン通信』第2号)(註5)



写真1 イエズ会の教会



写真2 クリオン島の集落

(筆者撮影 2016年5月)

2) クリオン島の元ハンセン病患者とその家族

クリオン島のハンセン病患者たちは結婚し、家族を持つことができた。でもそこに至るまでには患者たちと病院や政府との戦いがあった。施設ができた当初はハンセン病患者同士の結婚は禁じられていた。病気に対する免疫力の弱い子供の誕生を予防するためであった。しかし隔離の生活が長引くにつれ、クリオンで新たに愛する相手を見つけるようになり、婚外子が急増することになる。最終的に1934年、結婚は認められるようになった。カトリックが最大の勢力であったフィリピンでは、離婚や断種手術には強烈的な反対の声があった。結婚は認められたとはいえ、子供は保育園で育てられることになった。とくに症状の出なかった子供たちはマニラの孤児院に移された。1934年から38年の間に、一年だけでも約142人のこどもが生まれた。健康な子どもたちの多くは、クリオン島から送り出された。(モグネット 2006)(註6)

しかしながら、1974年の新しい条例によって、離

れ離れになったクリオンの島民と一緒に暮らせるようになり、ハンセン病に罹っていない家族も島で暮らすようになった。島のなかでの差別を急速に薄れさせた出来事は、1985年に導入された多剤併用療法（MDT）であった。現在のクリオンでは、ハンセン病に罹っても、罹ったことがあっても、それが障害になることはなくなった（モグネット 2006）。

現在、クリオン島のほとんどの人がハンセン病のことを知っている。しかも、恐ろしい病気だとは感じていない。小さな子供たちまでそうだ。手足の変形などハンセン病の後遺症をもった人に対しても平気でハグやキスをする。親類縁者に、ハンセン病患者がいたとしても、隠したりはしないし、それが結婚する妨げにもならない。ハンセン病の人とハンセン病でない人との結婚もみられた（『クリオン通信』第9号）。

今日、クリオン島は独立した行政単位として発展し、島には元患者間で生まれた子たちを中心に人口が増加し、2万人を越えるほどになった。その70%が元ハンセン病患者を親にもつ人たちである。

一方、ハンセン病は遺伝しないと語り続けながら、ハンセン病は恐ろしい病気だと宣伝し、隔離や断種を続けてきた日本と大きな相違がある（『クリオン通信』第9号、東京新聞 2014）。

3) Culion dignityの主役たち

本ドキュメンタリーを支える、クリオンでハンセン病と闘い、生きてきた4人の主役たちを取り上げる。

①子宝に恵まれたコンセプション

2012年4月現在、73歳になるコンセプション・ヘルメディア（以下 コンセプション）はクリオン島生まれである。両親もクリオン生まれで、ハンセン病に感染していた。7歳のとき、両親を戦争の飢えで失い、その後、クリオン島の施設で育てられた女性である。妹が一人いるが、感染はしていず、現在は島外に住み、多くの子どもを設けている。

彼女は島の高校を卒業し、25歳でハンセン病でない男性と巡り会い結婚。8人の子どもを育て上げる。素晴らしい人生といえる。子どもたちは誰も感染していないが、彼女には手と足と鼻にハンセン病の後遺症が残っている。

実は、彼女は結婚してからハンセン病が発病したのである。多剤併用療法で完治したのだが、顔まで後遺症が残ってしまった。さらに30歳のとき夫を亡

くしてしまう。わずか5年の結婚生活であった。貧しさで病で苦勞したが、それを乗り越えて生きてきた（『クリオン通信』第5号）。

感染防止を理由に子どもは一時、強制的に引き離されたが、現在はみな島外で、元気に暮らしているという。国立クリオン療養所兼総合病院によると、当時、患者の結婚は、子を施設や島外に移すのが条件で認められたが、なかには生き別れになった親子もいたという（東京新聞 2014）。クリオンでは幼児の隔離がなくなったのは、すでに述べたように、戦後、薬でハンセン病が治癒するようになってからのことである。

毎朝彼女は早く起きて、コーヒーを飲みながら月を見るのが好きだという。その後、夫と娘の一人が眠る墓地に出かけるのが日課だ。四角いコンクリートで覆われた立派な墓地を自ら購入したという。36歳という若さで亡くなった夫の隣に、一人の子供の墓もある。夫の墓碑がないのは、思い出があり過ぎるからだと言いながら、墓の上に落ちた汚れた葉を手で払いのける。

後遺症で指先が曲がっているが、日中は、よく毛糸の編み物をしている。ペプシコーラが好きで、野澤監督はいつもお土産に買っていく。

コンセプションは、「指先や鼻を失ったが、病に耐えた。子どもは元気に巣立った。たくさんの人に囲まれ幸せ」と語る（東京新聞 2014）。子どもたちは島外で暮らしているので、近所の人たちに世話をしてもらいながら、一人で生活している。クリオン島を訪問したとき彼女に会った澤田治郎さんはそのような生活は東京では考えられないと驚いている（『クリオン通信』第5号）。

コンセプションは、「人生は、辛いけど、生きるためには何でも挑戦するわ。ハンセン病だって克服できるのよ」と日焼けした顔だが、くずれた笑顔には、年齢を超えたカワイさと威厳さがあった（『クリオン通信』第5号）。

②なかなか漁に出ない漁師のギリ

元漁師のギリは、野澤監督が気になる主人公の一人である。2012年現在、65歳となるギリは、ハンセン病のために漁業の仕事を断念せざるを得なかった。後遺症で指を喪失していて、ものを掴むのも難しい。そのため、現在は国から支給される手当てで細々と暮らしている。

ギリは9歳のとき別の島から来たようだ。ハンセン病のギリを島に連れてきた母は、彼を置いてどこ

かへ行ってしまったという。小学生のころは、一人ぼっちであったが、17歳のとき漁師になった。20歳のときハンセン病でない女性と結婚したが、30歳頃離婚する、当時、症状は目立たなかったという。現在、彼は海に張り出した粗末な水上家屋に養子の娘夫婦と生活している。娘は14歳で子どもを産み、現在3人の子供がいる。

野澤とは今や借金をするほどの間柄である。空の財布を空けて、お米を買うお金がないので、200ペソ貸してほしいというので、野澤は近くのコメ屋と一緒に行く。「魚を獲ったら好きなだけあげるよ。カズは私の友達だからな」という（『クリオン通信』第4号）。海の上に張り出した自宅の修理には、ベニヤ板や釘などの提供を受けただけでなく、友人のジョーが大工仕事をしてくれた。さまざまな面で、ギリは自治体をはじめ、多くの人のお世話を受けて生活している。

野澤は、ギリが漁をしている姿をどうしてもカメラに収めたかった。果たしていつ出漁できるか、いらいらしているようだ。出漁の約束をしても、「雨が強すぎる」、「風があるから」、「海が荒れているから」とか、さまざまな理由を付けて引き伸ばされてきた。「ギリさん、いつ漁に出るんですか」と尋ねると、「天気聞いてくれ」といつもながら、歯が抜けた笑顔で答える。しかし愛嬌に溢れている。

ついにある風の朝、突然出漁の時がきた。娘婿と共同で使っているというエンジン付きの小さな船に乗ると、ゆっくり沖へ出て、糸を垂らす。しばらくして小さな魚が獲れ始めた。ギリは遠くから、監督にポーズをとる。黒い顔のなかで、白い歯が見えた。エンディングに彼の釣りの様子が映し出され、ほっとした気分させる。やはり漁師だった威厳を漂わせているようだった（『クリオン通信』第7号）

だが2014年、ギリは腎臓疾患で急逝する。キリスト教方式で埋葬されていたが、貧しくて十字架が用意できていなかったため、野澤らが大工に頼んで作ってもらい、墓地に収めた。

③元市長のギア

ギアはルソン島のバタンガスで1942年10月21日に生まれた。9人兄弟の末っ子であったが、幼いとき顔に症状が出て何か変だと感じていた。他の兄弟のうち何人かはハンセン病に感染していた。9歳のとき、クリオンの療養施設に連れて来られて以来、ギアはハンセン病であることの苦楽を身をもって体験している。苦学して英語の教師になり、クリオンの

学校で教鞭をとった。クリオンの自治運動にも参加して初代市長になった。

ギアには子供がおらず、奥さんと二人暮らしだ。だが島の子供7人を養子として育て、今や孫たちも島にはたくさんいる。ギアは、野澤にとって、島のハンセン病の歴史、差別体験、彼自身のおいたちに至るまで、何でも話してくれる先生のような存在であった。教師や市長を経ていたので、驚くほど幅広いネットワークをもっていて、多くの人を紹介してもらった。また、島の将来、失業問題など、深い会話も可能であった（『クリオン通信』第8号、第11号）。

『Culion Dignity』制作の現地でのキーパーソンは何と言っても元市長のギアである。野澤はギアがいなければ、この映画はできなかったとさえいう。奥さんは野澤がクリオンに来始めてから間もなく、2011年に他界する。残念なことに、ギアも病に倒れ、2016年2月帰らぬ人となった。

④キャッサバを栽培するバントグ

バントグは、クリオンの先住民（タグバヌア）で、島で農業を営んで暮らしている。寡黙で、タガログ語や英語はよりも、クリオンの言語の方が得意である。野澤は初対面のときから、彼にオーラを感じていた。「これだ。これだ。ギアさん。ハンセン病の偏見を超えるには、このバントグの生き方をきちんと紹介するほかはない」と直感し、そのことをギアに繰り返し言ったことを覚えている。（『クリオン通信』第8号）。

2012年現在、63歳になるバントグもハンセン病のために、かつて漁を諦めた一人で、現在はキャッサバ栽培をしている。山の出入りに建てられた粗末な小屋で、50歳になる妻のベロニカと、彼女の小学生くらいの娘と息子と一緒に暮らしている。共に再婚で8年目を迎える。

バントグは右足の膝から下を喪失しているため、自前のプリキ製の義足を使って畑仕事に出る。町にも散歩で出かけることがある。藪の草取りやキャッサバのイモ掘では、右手に斧をゴムで止めて作業をする。後日、再訪したとき、バントグとベロニカが雑草の生い茂る畑に這いつくばり、素手でキャッサバイモを引き抜いてくれた。畑仕事を見たいと言っていたことを覚えていてくれたのである（『クリオン通信』第4号）。

彼らの生活は本当に貧しいが、ベロニカはバント

グとの生活は幸せだし、ハンセン病はとくに怖くはないという。父もハンセン病であったせいもある。バントグもキャッサバ栽培ができるので幸せという。自らを惨めだとか、不幸だとか問わず、穏やかに生きている。

野澤は、ギアから2012年10月2日にバントグが死去したニュースを受け取った。享年63歳であった。ベロニカの話では、「バントグは、尿が出なくなって入院し、回復することもなく、そのまま逝ってしまった」。腎臓病が原因だった。ベロニカもバントグが亡くなると、政府からの支給金がなくなり、厳しい生活となるはずだ（『クリオン通信』第6号）。

筆者が映画のなかで見た、バントグの子どもたちの水浴び、質素な料理、食べ残しの料理をあさる犬と猫、居間と台所間の高い仕切り、町のパン屋で美味しそうにパンをかじるバントグの映像などが思い出されるが、最も印象深いのは、義足をつけ、右手に斧を縛り付けて、右手を大きく振るいながら、草やキャッサバに立ち向かうバントグの姿である。

野澤たちは、2013年3月、ハンセン病患者が埋葬されている村の墓地を訪れた。バントグの墓は中古のブロックで囲まれた粗末な墓だった。野澤は彼が好きなタバコ「チャンピオン」に火をつけて置いた。墓地からは海が見えた。

（5）野澤和之のハンセン病との出会いとドキュメンタリー

野澤にとって、ハンセン病とは何なのだろうか。彼は初めて、友人の紹介で群馬県草津にあるハンセン病療養所の一つ、栗生楽泉園を訪ね、そこで生活するYさんに会った時の反応を回想する。「茶碗を洗う麻痺した指。お茶を入れるその指。少し歪んだ口元。ハンセン病回復者の後遺症の様子を見ている自分の姿だ。入れてもらったお茶を飲む自分。確か、お茶のお変わりは断ったような気がする」。「今でも自分を許せない反応がある。それは入浴を断ったことだ。楽泉園には草津温泉の湯が敷かれていた風呂がある。Yさんは園内にある温泉に入っていくなさいと進めてくれたが、ハンセン病患者が毎日入る風呂と聞かされて、おののいてしまった。不甲斐なかった」。その時、Yさんのドキュメンタリーを撮ろうと計画していたが、彼には東京に住む妻子もいることもあり、計画を断念した。その後、Yさんは肝臓病でなくなってしまった。野澤にとって、ハンセン病の患者との最初の出会いはこのように忸怩たる思いで詰まった記憶がある（『クリオン通信』第13号）。

2014年、野澤は栗生楽泉園に宿泊する機会があった。その時は何度も何度も園内の風呂に入った。この小さな湯船に何人の人が回復を夢見たことだろうか？茶色に染まった床が妙に印象的であったと語っている。野澤は、Yさんとの出会いがあったからこそ、その後のハンセン病に関わる作品が生まれたと確信している。『Culion Dignity』の完成まで、その時から17年かかったという（『クリオン通信』第13号）。

野澤自身、文化相対主義という文化人類学の思想を学んだとはいえ、当初は異質なものを忌避し、怖れていた。しかし、ハンセン病のドキュメンタリーを制作する過程で、まさに真の人類学者に変貌する。それはさまざまな地域に暮らす人々の生き方に同じ目線で接し、語り、友人として接する態度をとることができるようになり、彼らとの信頼関係が築かれたことを意味する。クリオンの人たちは、彼をカズ、カズとよび、ある友人は彼の子供にkazという名をつけた程だ。さらに彼は日本にいる友人たちをも応援団として巻き込んだ。真の共同作業ともいうべきドキュメンタリーを作りあげていく。

彼に同行した田寺順史郎は、野澤のドキュメンタリーの作り方と対象への関わり方を驚きをもって記している。「作品のなかで例をあげると、漁師「ギリ」の小屋でコーヒーを飲むシーン。ギリがしゃぶったスプーンを彼も使って飲んだ。映像にはないが、奨学生メロディーさんの実家（小さな木造小屋で生活している一家）で、彼が持参した日本のカレールーで母親が作ってくれた、カレーライス（時々ハエが集まってくる）「美味しい」と言って頬張る彼がいた」（『クリオン通信』第13号）。そこにはもはや、かつてのような、ハンセン病患者を忌避するような野澤ではなくなっていた。

（6）野澤和之のクリオン島との出会い

野澤とクリオン島との出会いはハンセン病にあった。前作で、瀬戸内海の島にあるハンセン病療養施設で暮らす老夫婦のドキュメンタリーを制作する過程で、日本における隔離政策の歴史を調べる機会があった。その中で出会ったのがクリオン島である。戦前、今日ある国立療養所を各地に設けるにあたり、隔離政策を推進する長島愛生園の林文雄医師が世界のらい施設を訪問したとき（1933-1944）、この島を視察していることを知った。フィリピンのマニラでストリートチルドレンの映画『マリアのへそ』を製作したこともあり、フィリピンと聞くと、好奇心が芽生えてくるからという（『クリオン通信』第11号）。

クリオン島はどんなところなのか、現在どうなっているのか、ハンセン病患者は何を想い、どんな暮らしをしているのか、目で確かめたいと思っていた。できればその現実を映像で伝えたいと考えていたという。

彼がクリオン島を訪れる機会がもてたのは、大学の先輩である近藤富士夫がキシリトール島を訪れる旅行に便乗し、帰途クリオン島に立ち寄ったときが始まりである。他の同行者である田寺も、近藤ともども、クリオンのドキュメンタリー作りに大きな貢献をしている。彼らは、自主映画の制作委員会を立ち上げたり、クリオンを世に知らせる「クリオン通信」を発行したり、クリオンの若者たちに夢を与える「Kaz & Friendship奨学金」を設立・実施するなどの活動に関わるようになった（『クリオン通信』創刊号、11号）。

（7）野澤の人々への関わりとドキュメンタリーの手法

野澤のドキュメンタリーの手法は、筋書もなく、至る所で出会う人が勝負となる。彼はクリオンでの作品づくりについて、「この作品には幾人かのハンセン病患者が登場する。私はそれぞれの出会いからカメラを回し始めた。台本もないし、友達も誰もいない島。そこで、人間関係を構築しながらカメラを回す。出会う人とは簡単な自己紹介。それが時間とともに、関係性が続き、深まっていく。撮影が継続できるのは、関係が深まった人々である。そんな彼らは、心打ち解け、生活を丸ごと見せてくれる。そして彼らが何を考えているのか生活しているのかも分かるようになる。そこからはじめて物語がうまれる。展開は予想できないとしても」と率直に語る（『クリオン通信』第9号）。

野澤は、「島を訪問する毎に彼らと接触、交流をはかっている。ともに飯を食う。共に酒を飲む。共に語る。語るとハンセン病に罹ったことによる人生の悲劇物語は、すぐに発せられる。私は、共に飲むしか術がない」（『クリオン通信』第2号）。そこには、彼の対象との関わり方の基本形が現れている。時間の経過とともに、カメラは撮る者と撮られる者の関係の変化を映し出していく。彼自身の変化も含めて。それが映画を見る人たちにも伝わっていく。

クリオンでの野澤の映画作りに何度も同行し、彼のインタビューを身近で見た田寺は野澤の方法に驚く。「野澤監督は、自前のポータブルカメラを自ら巧みに操り、一人でどんどん撮って行く。その場に

居合わせた人を簡単にインタビューしてしまうのだ。誠に見事と言わざるをえない。・・監督は初対面の人と二言三言話しただけで、すぐ先方は打ち解けてしまう話術を兼ね備えていて、二度目に会ったらもう旧知の仲。「Hi, Bantog, How are you?」と大声でハグハグ。先方はカメラなど全く意識なく、対話が弾む。家庭のこと、家族子供、孫の話、そしてハンセン病について本人の考えなど、本題を何気なく聞き出してしまふ。自分のペースだ」（『クリオン通信』第11号）。

おわりに

野澤は瀬戸内海と南シナ海の離島に暮らすハンセン病患者のドキュメンタリーを撮ってきたが、「船からみたクリオン島の印象が、瀬戸内海に浮かぶ大島の印象と全く同じだった。2つの島が重なって見えた」という。日本のハンセン病隔離政策は、1907年から始まり、瀬戸内海に療養所ができたのが1909年。クリオン島の施設は、それより3年前の1906年に開設されている。二つの島がハンセン病に関わって100年以上。ほぼ同じ時代の歴史を作ってきたといえる（『クリオン通信』第3号）。

クリオンで出会った元ハンセン病の人たちも、大島青松園の東條カップルのように、悲壮感はない。野澤は「指がうまく使えなくても、使える部分で何とかする、うまく歩けなくても誰かが手を貸してくれる。ハンセン病でも結婚して家族とともに過ごしている。今をきちんと生きているのである。貧しくても、米と魚で生きている。（彼らには）一定のエネルギーがある」と述べている（『クリオン通信』創刊号）。

『Culion Dignity』のエンディングで野澤は、「私が島で出会う人々は、試練を克服して生き抜いている。それは私に尊敬の念を抱かせる。そこには人間に備わる生きる根源的な力が満ちている」と彼らへの賛辞を綴る。

野澤は、当初「ハンセン病」をキーワードに撮影を続けてきたが、撮影を続けるうちにそれを忘れるようになってきたという。その答えは『Culion Dignity』のタイトルにも反映されている（『クリオン通信』第9号）。彼はすでに述べたように、ハンセン病患者の被害者論や悲劇論や人権論を書くつもりはない。ドキュメンタリーを通じて、人々が求めている究極の愛や生をどう描くか、カタルシスを感じるような感動を得られる映画をどうしたら撮れるのかに関心が移っている。結果として、クリオンの映画にしても、

青松園の映画にしても、誰か支援する人たちが必ず出てきた。彼らは元ハンセン病患者に真摯に向き合う野澤を支援することが自らの使命と考えているのかのようだ。野澤も映画作りこそが彼に与えられた使命だと思い、今何を伝えなくてはならないか、有限の時間との闘いであることを自覚している。そのような熱い想いを筆者も支援者の一人として共有したいと感じている。

(註1) 野澤和之のプロフィール

1954年生まれ。新潟県六日町出身。立教大学大学院文学研究科博士前期課程修了。記録・文化映画の助監督を経て、テレビの報道の道を歩み、ドキュメンタリーの世界に入る。文化人類学を学んだ経験から、文化・社会の周縁にいる人々を見つめた作品が多い。2004年に公開されたドキュメンタリー映画『Haruko (ハルコ)』は、在日韓国人一世の母親の半生を描く。2007年には、フィリピンのストリートチルドレンを現地オールロケで『マリアのへそ』(文部科学省選定)を撮った。2016年には自然信仰の復活を描いた『ニソの杜』を発表。さらに現在、韓国の小鹿島(ソロクト)で、ハンセン病患者を扱った第三の作品を準備中。

(註2) ハンセン病に関する近年の出版物 (2011-2016)

- 小林慧子 『ハンセン病の軌跡』同成社 2011
八重樫信之 『輝いて生きる—ハンセン病国賠償訴訟判決から10年』合同出版社 2011
高山文彦 『火花 北条民雄の生涯』七つ森書館 2012
上野哲夫、山本尚友、花田昌宣編 『ハンセン病講義—学生に語りかけるハンセン病』現代書館 2013
権 徹 『てっちゃん ハンセン病に感謝した詩人』彩流社 2013
ドリアン助川 『あん』ポプラ社 2013 (DVD 2015)
井深八重、星倭文子 『ハンセン病患者に生涯を捧げた会津が生んだ聖母』歴史春秋社 2013
桑畑洋一郎 『ハンセン病患者の生活実践に関する研究』風間書房 2013
藤田三四郎 『合歡の木は揺れて』新葉出版 2013
青山陽子 『病の共同体』新曜社 2014
笹川陽平 『残心：世界のハンセン病を制圧する』幻冬舎 2014
弐雄二著 姜信子編 『死ぬふりだけでやめとけや 弐雄二詩文集』みすず書房 2014
黒衣愛良 『ハンセン病家族の物語』世識書房 2015

無らい県運動研究会 『ハンセン病 絶対隔離政策と日本社会』六花出版 2015

片野田斉 『きみ江さん ハンセン病を生きて』偕成社 2015

高木智子 『隔離の記憶 ハンセン病といのちと希望と』彩流社 2015

ハンセン病市民学会 『いのちの証を身極める ハンセン病市民学会年報2014』解放出版社 2015

ハンセン病フォーラム編 『ハンセン病日本本と世界(病い・差別・生きる)』工作舎 2016

福西征子 『ハンセン病療養所に生きた女たち』昭和堂 2016

藤野豊 『孤高のハンセン病医師小笠原登「日記」を読む』六花出版 2016

(註3) 大島青松園の歴史とそこに生きる元患者の人生に関する記録が最近出版された。阿部安成(2015)と国立療養所大島青松園編、近藤真紀子監修(2015)である。そのほか、青松園を舞台にしたドキュメンタリーに、宮崎信恵監督の『風の舞』(2003)がある。2013年1月1日現在、青松園の入所者は男性42名、女性41名、計83名、平均年齢 80.6歳である(阿部安成 2013)。

(註4) 大島青松園には、二つのキリスト教会がある。開園まもなく、信徒たちによって設立された「キリスト教大島霊交会」と1950年に設立された「大島カトリック聖心使徒会」である。専任の牧師はいず、島の外から、礼拝のために招く。高齢化のため、教会の活動は衰退し、信者は減少している(阿部安成 2013)。

(註5) クリオン島へ行くには、通常はマニラ国際空港から国内線で約一時間、隣島のブスアング島のコロソ空港に着く。そこから港のあるコロソ・タウンに乗り換えて移動。海路を用いると、マニラ港からフェリーで一晩かけてコロソ・タウンに到着。そこから定期便かチャーターしたバンカーボート(アウトリガー付のボート)に乗り、約1時間半でクリオン島に到着する。島の中央に、当初からクリオン島で宣教活動をしてきたカトリック教会、特に男子修道会のイエズス会創始者のひとり、初代総長イグナチオ・デ・ロヨラ(1491-1556)の像が大きく迫る。

フィリピンのクリオン島とハンセン病の歴史については、モグネット『ハンセン病の歴史：フィリピン・クリオン島』(2006)に詳しい(<http://www.mognet.org/Hansen/overseas/culion01.html>)。

(註6) クリオン島で、ハンセン病夫婦から子供が

一番生まれた時代は1930年代である。1933年88人、34年155人、35年134人、36年138人、37年144人、38年139人、39年121人、40年108人、41年92人という記録がある (Ma Cristina Verzola Rodriquez 2003:174)。

参考文献

青木希 「宮崎駿監督、生への思い「もののけ姫」ハンセン病患者」『朝日新聞』 2016年1月29日

阿部安成 「選集を解く一国立療養所大島青松園で結ばれたキリスト教霊交会の歴史記述」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.187. 2013

阿部安成 『島で ハンセン病療養所の百年』サンライズ出版 2015

大越裕 「現代の肖像 ドリアン助川作家・道化師・ミュージシャン」『アエラ』 朝日新聞社 2016年7月25日号 pp.56-60

ドリアン助川 『あん』ポプラ社 2013

河瀬直美 『あん』ポニーキャニオン 2015

国立療養所大島青松園編 近藤真紀子監修 『大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り』風間書房 2015

クリオン通信編集部 『クリオン通信』(創刊号から第13号)、クリオン通信野澤和之オフィシャルサイト 2011~2015

高木智子 『隔離の記憶 ハンセン病といのちと希望と』彩流社 2015

Ma Cristina Verzola Rodriquez *Culion Island-A Leper Colony's 100 Year Journey Toward Healing*, Foundation

ASESVAD (クリオン財団) 2003

野澤和之 『61ha 絆』インターナショナル映画株式会社 2011

同上 『Culion Dignity』Culion Dignity制作委員会 2014

モグネット 「ハンセン病の歴史：フィリピン・クリオン島」星野奈央訳 2006 (原典は上記Ma Cristina Verzola RodriquezのCulion Island, クリオン財団 2003)

宮崎信恵 ドキュメンタリー映画『風の舞～闇を拓く光の詩』共同映画株式会社 2003

東條康江 『歌文集 恵みに生きて』東條康江自費出版 2007

東京新聞 「ハンセン病断種を問う」 2014年4月9日付

毎日新聞 「自宅も農園も失った フィリピン台風被害から5ヶ月」 2014年4月4日付

日本経済新聞 「ハンセン病をめぐる経過」 2016年4月1日付

産経新聞 「おやこ新聞」 2016年5月22日付

朝日新聞 「廃止されて20年 らい予防法って何？」 2016年4月5日付

毎日新聞 「ハンセン病家族提訴 熊本地裁 集団で国家賠償請求」 2016年2月16日付

毎日新聞 「最高裁隔離法廷は差別、ハンセン病有識者委員会」 2016年3月30日付

読売新聞 「ハンセン病隔離法廷 最高裁謝罪へ」 2016年3月31日付

生活科学研究所報告

Report on Sciences for Living

論文

加工食品の利用状況調査

— 加工食品利用の背景と経年変化 —

三橋 富子^{※1}・山岸 愛里^{※2}

The Survey on the Use of Highly Processed Foods at Home

— The Background of the Use of Highly Processed Foods and the Changes over the Years —

Tomiko MITSUHASHI^{※1} and Airi YAMAGISHI^{※2}

ABSTRACT

The object of this study was to investigate the present state of the use of highly processed foods and clarify the context of its use, by comparing the results to a similar survey done in 2007. The questionnaire consists of two categories; 1) the attitudes and consciousness toward food in daily life, 2) the usage of 54 kinds of highly processed foods. The dependence on highly processed foods was calculated from the data. The results are as follows:

1) The nuclear families and employment have increased in previous research and respondents who liked cooking and spent a long time preparing an evening meal have decreased.

2) The score of 2.50 for the dependence on highly processed foods was statistically higher than that of 2.28 in 2007.

3) The number of factors which influence the usage of highly processed foods was greater than that of 2007.

4) The respondents who disliked cooking, spent a short time on preparing an evening meal, ate out for dinner frequently, ate commercial boxed lunches frequently, had interest in highly processed foods, tended to use ready-to-eat type seasonings, made boxed lunches frequently, had less health consciousness, wanted to continue to use highly processed foods in the future, and had less free time, tended to depend heavily on highly processed foods.

1. 目的

日本人の食生活は第二次世界大戦後急激に変化し、食の「多様化」「外部化」「欧米化」が進みハレとケの差が見られなくなっていった¹⁾。中でも「外部化」については初期の半調理済み・調理済み加工食品や冷凍調理済み食品の開発を経て、市販の惣菜類や弁当類を購入して食べる「中食」が急激に増加してきている。また、従来の冷凍食品やレトルト食品などの調理済み食品だけではなく、混ぜ合わせるだけで

調味ができる簡便型調味料類も使用されるようになっており、多種多様な加工食品が販売されている。

そこで、加工食品への依存の実態と加工食品を使用する意識の背景について調査を行った。本研究では家庭での調理担当者を対象にアンケートを行い、家庭における加工食品・簡便型調味料の利用状況・実態および食生活や加工食品に対する意識の調査を行った。また、平成19年に行った同様の調査と比較することにより加工食品利用状況の背景をより明確

※1 日本大学短期大学部 (三島校舎) 元教授 Former Professor, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※2 日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻 卒業生 Former Student, Advanced Course of Food and Nutrition, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

にし、時代の変化の中で加工食品の利用状況がどのように変化していったのか明らかにすることを目的とした。

2. 方法

2.1 アンケート調査実施期間

平成27年5月に行った。

2.2 調査対象

対象者は、静岡県内のN大学へ自宅通学している学生・教職員の家庭で調理を担当している者204名と、静岡県内のK小学校5・6年生の家庭で調理を担当している者200名の計404名とした。その為、この対象者には単身者や高齢者のみの家庭は含まれていない。

2.3 調査方法

調査は、作成した加工食品の利用状況調査表とアンケート調査表を用いて行い、調理担当者が記入した後回収した。アンケートの集計・加工食品依存度の算出、加工食品使用の背景を検討するための集計及び解析はExcel 2007とSPSS12.0Jのコンピューターソフトを用いて行った。

調査内容は①属性及び食生活や加工食品に対する意識の調査、②35種類の調理済み加工食品と19種類の簡便型調味料の使用状況調査とした。なお、本研究では、「調理済み加工食品」とはそのまま食べることができる惣菜やきわめて簡単な調理（温める・揚げる・混ぜる・茹でるなど）で食べられるインスタント食品・調理済み食品・調理済み冷凍食品・レトルト食品などの調味を自分で行わないものを指している。「簡便型調味料」とは調味がすでに完了しており、ほかの調味料を加えることなくそのまま料理に用いることができるものを指している。

調理済み加工食品および簡便型調味料の利用状況調査では、回答を点数化した。その点数配分は「食べない」を0点、「手作りが主」を1点、「たまに加工食品」2点、「半々くらい」3点、「たまに手作り」4点、「加工食品が主」5点とし、次式にて算出した。
 個人の加工食品依存度＝得点合計÷喫食料理数
 各料理の加工食品依存度＝ $\left\{ \sum (\text{各得点} \times \text{その得点を選んだ人数}) \right\} \div \text{各料理の喫食者数}$
 各料理の喫食率＝喫食人数÷被調査者合計×100(%)

3. 結果および考察

3.1 被調査者の概要（属性）について

被調査者の概要は表1に示した。調査用紙の回収率は404部の配布に対して264部で65.3%であった。

表1 被調査者の概要（属性）

回収率	65.3% (404部配布264部回収)		
調理担当者の性別	男5人(1.9%)、女254人(96.2%)、回答なし5人(1.9%)		
調理担当者の年齢	10～19歳	2人	0.8%
	20～29歳	3人	1.1%
	30～39歳	39人	14.8%
	40～49歳	157人	59.5%
	50～59歳	53人	20.0%
	60～69歳	6人	2.3%
	70歳以上	3人	1.1%
		回答なし	1人
家族数	2人	10人	4.0%
	3人	53人	20.0%
	4人	106人	40.0%
	5人	58人	22.0%
	6人	26人	10.0%
	7人	9人	3.0%
	8人	2人	1.0%
家族構成	核家族	211組	79.9%
	3世代家族	47組	17.8%
	その他の家族構成	6組	2.3%
調理担当者の職業	自営業	15人	5.7%
	公務員	13人	4.9%
	会社員	44人	16.7%
	パート	100人	37.9%
	家事専業	78人	29.5%
	その他	14人	5.3%

また、アンケート項目や加工食品の利用状況の回答は、質問項目ごとに無回答や不明な記入を除いて集計したため、質問項目により合計人数に差がみられる。

調理担当者は圧倒的に女性が多く、男性は5名であったが、前回調査の203人中1名に比べるとわずかではあるが増える傾向を示していた。年齢層は40歳代をピークに分布していたが、20歳代以下や60歳代以上はごく少数であった。家族数は4人家族が40%と最も多かった。世帯は核家族が80%と多く、高齢者と一緒に生活している家庭は18%であった。前回調査では、高齢者と生活している世帯が23%であったのに比べて、5ポイントも減少しており、核家族化がさらに進行していた。調理担当者の職業はパートの38%が最も多く、パートも含めると有職者は65%であった。前回調査は専業主婦が44%と最も多く、パートも含めた有職者が54%であったのに比べて、調理担当者の有職率は増加していた。

3.2 食生活および加工食品について

食生活や加工食品についてのアンケートの調査結果を表2に示した。

質問1「料理をすることが好きですか」に対して、「どちらかといえば好き」が49%と最も多く、「好き」

表2 食生活および加工食品の利用について

1. 料理をすることが好きか	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い				
	67 (26%)	128 (49%)	62 (24%)	4 (1%)				
2. 普段の夕食の準備に要する時間	15分未満	15～30分未満	30～45分未満	45～60分未満	60分以上			
	4 (2%)	23 (9%)	114 (43%)	99 (37%)	24 (9%)			
3. お弁当を作る頻度	ほぼ毎日	3日～4日/週	1日～2日/週	2回/月	作らない			
	108 (41%)	38 (14%)	42 (16%)	1 (0%)	75 (29%)			
4. 夕食の夕食頻度	ほぼ毎日	3～4回/週	1～2回/週	1～2回/月	1回/2, 3ヶ月	ほぼ無し		
	8 (3%)	3 (1%)	37 (14%)	96 (36%)	58 (22%)	62 (24%)		
5. 市販のお弁当を食べる頻度	ほぼ毎日	3～4回/週	1～2回/週	1～2回/2週	1～2回/月	ほぼ食べない		
	6 (2%)	5 (2%)	30 (11%)	33 (13%)	58 (22%)	132 (50%)		
6. 塩の取り方に注意しているか	常に注意	注意するようにしている	あまり注意していない	注意していない				
	26 (10%)	146 (55%)	88 (33%)	4 (2%)				
7. 乳・乳製品を毎日摂っているか	ほぼ毎日	3～4日/週	1日～2日/週	あまり摂っていない				
	150 (57%)	53 (20%)	35 (13%)	26 (10%)				
8. 新しい加工食品に対する興味	非常に興味がある	どちらかといえば興味がある	あまり興味がない	興味がない				
	21 (8%)	129 (50%)	88 (34%)	20 (8%)				
9. 料理に関する情報を得る方法	新聞	雑誌	インターネット	テレビ	その他			
	13 (4%)	81 (23%)	106 (31%)	130 (38%)	14 (4%)			
10. 夕食に加工食品を利用する頻度	ほぼ毎日	3～4回/週	1～2回/週	1～2回/月	ほぼ利用なし			
	6 (2%)	34 (13%)	89 (34%)	64 (25%)	67 (26%)			
11. 混ぜ合わせるだけの調味料類の使用頻度/日	4品以上	2～3品	0～1品	ほぼ使用なし				
	0 (0%)	19 (8%)	160 (63%)	74 (29%)				
12. 今後の加工食品の利用	より利用したい	今後も今ぐらい利用したい	現在利用していないが今後は利用したい	出来るだけ減らしたい	今後は利用したくない	今後とも利用しない	その他	
	2 (1%)	148 (57%)	1 (1%)	88 (34%)	1 (1%)	10 (4%)	6 (2%)	

表中の数字は回答人数 ()内は%

と答えた人と合わせると75%になり、調査対象者の3/4が料理は好きだと回答していた。また、“どちらかといえば嫌い”と“嫌い”を合わせると25%となり、前回調査の、“どちらかといえば嫌い”と“嫌い”を合わせた14%と比べると、かなり料理嫌いが増加していた。

質問2「夕食の準備に要する時間はどのくらいですか」については、“30～45分未満”が43%と最も多く、前回調査と同様の結果となった。一方、調理時間に60分以上かけると答えた人が9%であったのに対して、前回調査では17.7%であったことから、今

回の調査対象者は簡便化又は時間がかけられなくなっている傾向が見られた。

質問3「あなたはどのくらいの頻度でお弁当を作っているのか」への回答は、“ほぼ毎日作る”と“1週間に3日～4日作る”を合わせて55%であり、半数以上の人ほとんど毎日お弁当を作っていることがわかった。前回調査でも、50%以上の人と同様に回答している。

質問4「夕食はどのくらいの頻度で外食をしますか」に対しては“1か月に1～2回”が36%と最も多く、次に“ほとんどしない”が24%であった。こ

のことから、夕食を外で済ませることが少ないと考えられ、前回調査と同様の結果となった。

質問5「市販のお弁当をどのくらい食べるか」の回答は、“ほとんど食べない”が50%であった。また、“ほとんど毎日食べる”と“週に3～4回食べる”を合わせて4%と少数派であることから、前回調査の結果と同様に市販のお弁当はあまり食べられないことが分かった。

質問6～9と11は今回の調査で新たに加えた項目である。

質問6「日常生活で塩の摂り方に注意していますか」には“注意するようにしている”が55%と最も多く、“常に注意している”を加えると、約7割の家庭が食塩の摂取に気を付けていることがわかった。

質問7「乳・乳製品を毎日摂っていますか」には“ほぼ毎日摂っている”が57%と半数以上の人が意識的に摂取していると考えられる。

質問6と7は健康意識に関する質問であり、この結果から被調査者の健康意識は高いと考えられた。

質問8「新しい加工食品に対して興味を持っていますか」は“非常に興味を持っている”と“どちらかといえば興味を持っている”を合わせると58%と半数以上になり、新商品に対する注目度は高いと思われる。

質問9「料理に関する情報は主としてどこから得ていますか」(複数回答)に関しては、テレビが49%で、次いでインターネットの40%であった。従来からの新聞(5%)や雑誌(31%)を情報源として挙げる人は少なくなっていた。

質問10「夕食で加工食品はどのくらい使っていますか」では“ほぼ毎日”と“1週間に3～4回程度”と合わせると49%であった。前回調査では69.7%だったため、夕食での加工食品の使用頻度は、アンケートの調査結果では低下していることを示していた。

質問11「味が整えられており、混ぜるだけの調味料を1日に何品使用しているか」では“0～1品”が63%と一番多かった。また“4品以上”使う家庭はなく、“ほとんど使用しない”と答えた家庭は29%であった。

また、「混ぜ合わせるだけの調味料類で使ったことのあるものをすべて挙げてください」という質問では、多くの加工食品の名前が挙げられた。最も多かったのは“カレールー”や“シチュールー”で、昔から使用されている簡便型調味料類が多かった。しかしながら“エビチリの素”や“酢豚の素”なども挙げられており、カレールー等以降に販売されるよう

になった新たな簡便型調味料も定着しつつあるように思われた。

質問12「今後加工食品を利用したいか」には“今後も今くらい利用したい”が57%と最も多かった。加工食品の利用に関して“もっと利用したい”と“現在利用していないが今後利用したい”は合わせて2%と少なかった。しかし、“出来るだけ減らしたい”、“今後は利用したくない”、“今後とも利用しない”を合わせると39%であり、積極的に利用したいを大きく上回り、前回調査と同様の結果となった。

3.3 加工食品利用頻度と他の質問項目との関連性について

調理担当者が認識している加工食品の利用頻度と意識の関連性を調べる為に、表2の質問10の回答者を「よく使う」40名(ほぼ毎日使う+1週間に3～4回)、「ときどき使う」89名(1週間に1～2回)、「あまり使わない」131名(1か月に1～2回+ほとんど使わない)の3グループに分けて、質問1～8及び11・12とをクロス集計し、 χ^2 検定を行った。有意差が認められなかったのは、質問3「お弁当を作る頻度」、質問6「塩の摂り方」、質問7「乳・乳製品の摂り方」、及び質問12「今後加工食品を利用したいか」で、他の6項目については有意差が認められた。

調理担当者自身が認識している加工食品の利用頻度とお弁当を作る頻度は、前回調査とは異なり有意差が認められず関連がなかった。また、健康意識の高い人の方が加工食品の利用が少ないという報告²⁾を参考として、健康意識を表す質問項目として、塩の摂り方と乳・乳製品の摂り方を設定したが、これらは加工食品の利用状況と有意な関係は見られなかった。

一方料理の好き嫌いについては、加工食品利用頻度の少ない人ほど料理が好きであることが0.1%の危険率で示された(図1)。夕食の準備に要する時間については、0.1%の危険率で有意差が認められ、加工食品利用頻度が少ない人ほど夕食の準備に時間をかけていることがわかった(図2)。夕食の外食頻度は、0.5%の危険率で有意差が認められ、加工食品利用頻度が多い人ほど、外食の機会が多いことがわかった(図3)。市販のお弁当を食べる頻度は0.1%の危険率で有意差が認められ、加工食品の利用の頻度が多い人ほど市販のお弁当をよく食べることがわかった(図4)。新しく発売される加工食品に対する興味については0.1%の危険率で有意な差がみられ、加工食品をよく利用する人ほど、新しい加工食品に対す

る興味が強く関心が高いということがわかった（図5）。前回調査では、有意差が認められなかった、“夕食の準備時間（図2）”“新たな加工食品に対する興味（図5）”についても関連が認められた。また、簡便型調味料類の使用頻度についても0.1%の危険率で有意差が認められ、加工食品をよく利用する人ほどよく使用していることがわかった（図6）。

次に加工食品利用頻度と属性とのクロス集計と χ^2 検定の解析を行った。その結果、家族構成、家族人数、職業及び調理担当者の年齢は加工食品利用頻度による有意差は認められず、これらの被調査者の属性は加工食品利用頻度と関係がないことがわかった。

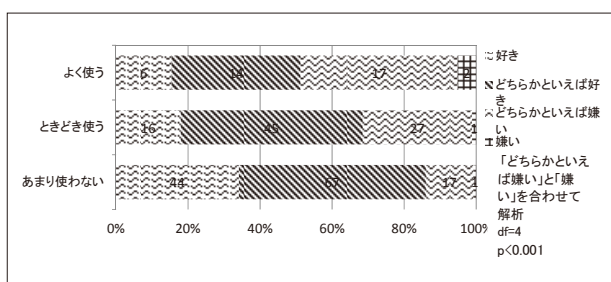


図1 料理が好きかと加工食品利用頻度

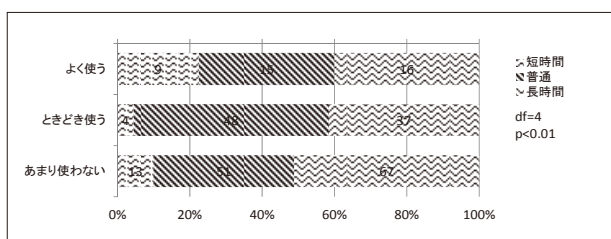


図2 夕食の準備に要する時間と加工食品利用頻度

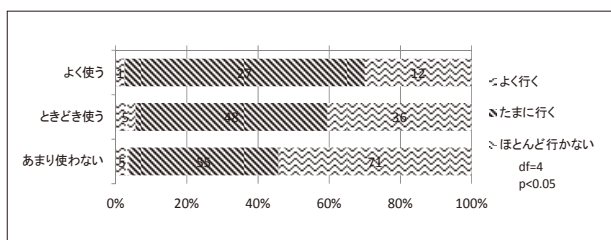


図3 夕食の外出頻度と加工食品利用頻度

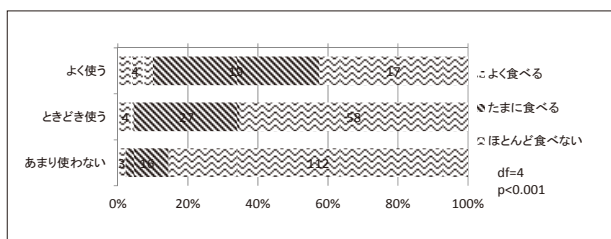


図4 市販のお弁当を食べる頻度と加工食品利用頻度

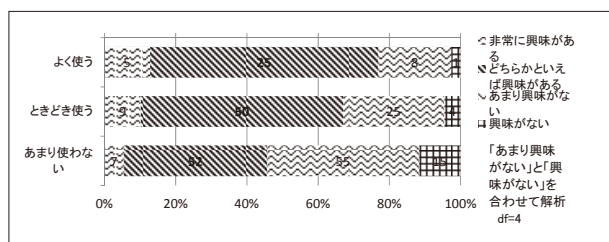


図5 加工食品に対する興味と加工食品利用頻度

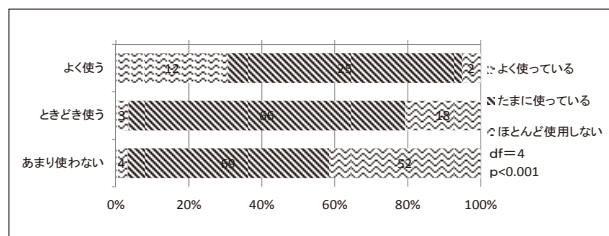


図6 日に使用する混ぜ合わせるだけの調味料類と加工食品利用頻度

3.4 加工食品を利用する理由について

アンケート質問10の回答で、ほとんど加工食品を利用しないと回答した以外の193人に、その利用する理由を3つまで挙げてもらい、集計した結果を図7に示した。数は少なかったが「自分では作らない料理が食べられるから（17.6%）」、「自分で作るよりおいしいから（3.6%）」と自分の調理能力を補うものとしてとらえている人や、「価格が安いから（6.2%）」、「長持ちするし保存がきくから（17.1%）」と経済的な面からとらえている人もいた。少数意見としては「アレンジして使えるから」や「子供は食べず、自分が好きなもの」という意見が挙げられており、加工食品の利用の幅を広げている人もいたが、「すぐに食べられる（65.8%）」、「調理の時間が省ける（64.8%）」

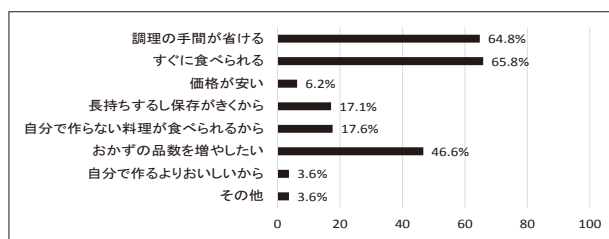


図7 加工食品を利用する理由

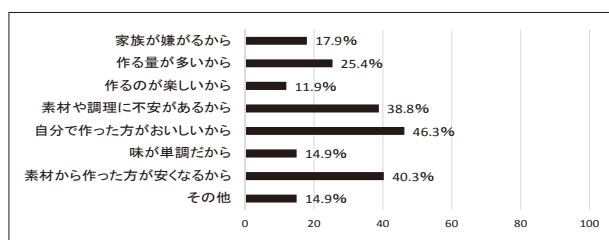


図8 加工食品を利用しない理由

表3 調理済み加工食品及び簡便型調味料の喫食率，加工食品依存度とその利用理由

	様式	平成27年					平成19年					
		料理名	喫食率(%)	依存度	理由1位	理由2位	理由3位	喫食率(%)	依存度	理由1位	理由2位	理由3位
主食	1 和	おにぎり	95.1	1.6	1	3	2	99	1.6	1	3	2
	2 和	牛丼	82.2	2.0	1	3	2	71.9	1.6	1	3	2
	3 和	やしそば	95.5	1.4	1	3	2	97.5	1.4	1	3	2
	4 和	お好み焼き	83.7	1.5	1	2	4	90.6	1.4	1	3	2
	5 和	炊き込みご飯	93.6	1.6	1	3	4	94.6	1.5	1	3	4
	6 洋	グラタン	87.5	2.1	1	3	4	87.7	2.0	1	3	4
	7 洋	スパゲティ	95.5	2.1	1	3	4	98.0	1.7	1	3	4
	8 中	ラーメン	92.4	3.2	3	1	4	96.1	3.0	3	1	4
	9 和	親子丼	81.1	1.1	1	3	2	81.8	1.1	1	3	2
	10 洋	ピラフ	62.9	2.5	1	3	2	66.5	2.3	1	3	9
	11 中	チャーハン	93.2	1.3	1	3	2	98.5	1.3	1	3	2
主菜	12 和	おでん	96.6	1.5	1	3	2	96.6	1.4	1	3	2
	13 和	てんぷら	87.9	1.7	1	3	2	94.1	1.7	1	3	2
	14 和	とんかつ	89.4	2.0	1	3	2	93.1	1.1	1	3	4
	15 洋	ハンバーグ	95.5	1.5	1	4	3	97.5	1.5	1	4	2
	16 和	煮魚	88.3	1.3	1	4	3	91.1	1.1	1	4	3
	17 和	茶碗蒸し	59.5	2.4	1	9	4	71.4	2.2	1	3	4
	18 和	肉じゃが	95.8	1.1	1	4	3	97.5	1.1	1	4	3
	19 中	餃子	97.3	2.3	1	3	5	98.5	2.2	1	4	3
	20 中	シューマイ	86.7	3.9	3	1	9					
	21 洋	海老フライ	82.6	2.1	1	3	2	90.6	2.1	1	3	4
	22 洋	コロッケ	94.3	3.1	1	3	9	98.5	2.9	3	1	6
	23 和	鶏のから揚げ	96.2	1.8	1	3	4	97.5	1.9	1	3	4
	24 洋	ロールキャベツ	75.4	1.9	1	3	4	77.8	2.0	1	4	2
	25 和	筑前煮	78.0	1.3	1	2	4	83.7	1.2	1	2	4
副菜	26 和	きんぴら	90.5	1.5	1	3	2	95.6	1.4	1	3	2
	27 和	煮豆	76.5	3.0	1	9	3	77.8	3.0	1	9	3
	28 中	中華サラダ	68.9	2.1	1	3	2	75.9	2.1	1	3	7
	29 洋	マカロニサラダ	84.5	1.8	1	3	2	89.2	1.6	1	3	2
	30 洋	ポテトサラダ	94.7	1.7	1	3	2	96.1	1.5	1	2	3
汁物	31 和	味噌汁	97.0	1.2	1	3	2	98.0	1.2	1	3	4
	32 洋	コーンスープ	88.6	3.5	3	1	9	91.6	3.6	3	1	9
	33 中	春雨スープ	62.9	2.8	3	1	9	62.1	2.8	3	1	9
	34 和	すまし汁	74.6	1.3	1	3	2	85.7	1.4	1	3	4
	35 中	わかめスープ	87.1	2.3	1	3	2	83.7	2.2	3	1	2
		平成27年					平成19年					
	様式	料理名	喫食率(%)	依存度	理由1位	理由2位	理由3位	喫食率(%)	依存度	理由1位	理由2位	理由3位
簡便型調味料	1 和	から揚げ粉	80.7	2.0	1	3	4	86.2	2.7	1	3	4
	2 洋	カレールー	95.8	4.5	3	1	9	99.5	4.6	3	9	1
	3 洋	シチュールー	92.0	4.3	3	1	9	98.0	4.3	3	1	9
	4 和	めんつゆ	96.2	4.2	3	1	9	100.0	3.7	3	1	9
	5 洋	マヨネーズ	95.8	4.9	3	1	9	98.5	4.9	3	9	1
	6 洋	ドレッシング各種	95.8	4.4	1	3	9	98.0	4.4	3	1	9
	7 和	だしのもと	92.0	4.1	3	1	9	95.1	4.2	3	1	9
	8 和	すし酢	86.4	3.2	3	1	2	92.6	3.0	3	1	2
	9 中	麻婆茄子のもと	73.5	3.3	3	1	9					
	10 中	麻婆豆腐のもと	91.7	3.4	3	1	5					
	11 中	バンバンジーソースのもと	41.7	3.3	1	3	2					
	12 中	ホイコーローのもと	68.2	3.3	1	3	2					
	13 中	ゴーヤチャンプルのもと	50.4	1.7	1	3	2					
	14 和	サバの味噌煮のもと	63.3	1.2	1	4	3					
	15 和	ごまそ和えのもと	59.1	1.3	1	3	2					
	16 和	三杯酢のもと	60.6	1.4	1	3	2					
	17 和	お茶漬のもと	73.5	4.5	3	1	9					
	18 和	鍋つゆ(各種)	91.3	3.2	3	1	9					
	19 和	ポン酢	93.2	4.7	3	1	9					
理由		1. おいしいから 2. 経済的だと思うから 3. 簡単だから 4. 家族が好むから 5. 手作りする時間がないから 6. もう一品増やしたいから 7. お弁当のおかずを利用するから 8. 手作りの方法が分からないから 9. 手作りするのが面倒だから 10. その他										
* 印		平成27年・平成19年共にお弁当のおかずを利用すると多く挙げられたもの										
△ 印		平成27年にお弁当のおかずを利用すると多く挙げられたもの										
☆ 印		平成19年にお弁当のおかずを利用すると多く挙げられたもの										

及び「おかずの品数を増やしたい(46.6%)」と利便性を挙げている人が圧倒的に多かった。

「ほとんど利用しない」と回答した67人にその利用

しない理由を3つまで挙げてもらい、集計した結果が図8である。「自分で作った方がおいしいから(46.3%)」と答えた人が最も多く、また「素材から

作った方が安くなるから (40.3%)」及び「素材や調理に不安があるから (38.8%)」という意見が挙げられており、おいしさや経済的な面あるいは、加工食品に対する不安など多様な面から同じくらいの率で挙げられていた。その他の意見として「添加物の摂取が嫌だから」や「手作りを食べさせたい」などの味覚や安全性についての意見も挙げられた。いずれも上位3位までの理由は前回調査と同様であった。

3.5 各料理の加工食品依存度について

35種類の調理済み加工食品および19種類の簡便型調味料の喫食率、加工食品依存度とその利用理由の結果を表3に示した。いずれも平成19年の調査結果は右側に示してある。

喫食率を見るとほとんどの料理が70~90%以上と高率であった。料理の依存度を、主食・主菜・副菜・汁物と分けて見てみると、主食の依存度は“グラタン”、“スパゲッティ”、“ラーメン”、“ピラフ”が2~3点台と高く、特に“ラーメン”は最も高かった。これは袋麺やカップラーメン等のインスタントラーメンが主流になり家庭では滅多に手作りすることが無く、もともと加工食品の形で家庭に普及していったのではないかと考えられる。主菜の依存度は“茶碗蒸し”、“餃子”、“シュウマイ”、“エビフライ”、“コロッケ”が高かった。中華や洋食が多く、またお弁当のおかずにもよく利用されるという回答が出ていることから、依存度が高くなったのではないかと考えられる。また、“茶碗蒸し”は手間がかかり上手に作るためには技術も必要であるため、加工食品への依存が高くなっているものと考えられる。副菜の依存度では“煮豆”の依存度が高かった。調理に時間がかかるため依存度が高くなったと考えられる。汁物の依存度は、和食の“味噌汁”、“すまし汁”の依存度は低かったが、洋風・中華風のスープに関しては依存度が高かった。料理の様式別に依存度を比較してみると、洋食 (2.2) と中華 (2.6) の依存度が高く和食 (1.6) が低いという結果が得られた。

簡便型調味料は種類も豊富になってきている為、19品になった。従来と同じ“から揚げ粉”から“すし酢”までの8品は喫食率も高く、依存度も平成19年と同様の傾向であった。“麻婆ナスの素”以下は、今回の調査で追加したものであるが、“麻婆豆腐の素”、“鍋つゆ (各種)”、“ポン酢”の3つは喫食率も高く依存度も3.2~4.7と高かった。“麻婆茄子のもと”、“お茶漬の素”、“バンバンジーソースの素”及び“ホイコーローの素”は喫食率は低いものの依存度は高く、使用している人はかなりの頻度で使用し

ていることが推測された。この、“バンバンジーソースの素”はきゅうりや蒸し鶏をカットした上にかけるだけのものなので、従来のマヨネーズやサラダドレッシングと同じ感覚で使われているのではないかと推測される。“ホイコーローの素”は調味料の混ぜ具合が難しいのか、加工食品に依存することが多いことがわかった。“ゴーヤチャンプル素”、“さばの味噌煮の素”、“ゴマみそ和えの素”および“三杯酢の素”の喫食率は50.4~63.3%と低く、依存度も1.2~1.7と簡便型調味料の中でも、特に低かった。これらの加工食品はまだ一般的には普及していないため、加工食品への依存度が低く、周知されてくると依存度も上がるのではないかと考えられる。料理の様式別に依存度を比較してみると、洋食 (4.5) が一番高く中華 (3.0) と和食 (3.0) の依存度が同じという結果であった。

加工食品を利用する理由として最も多かったのは“おいしいから”という嗜好的な面であった。また“簡単だから”や“経済的だと思うから”、“家族が好むから”、“手作りする時間がない”、“手作りするのが面倒”などが挙げられていた。

3.6 各個人の加工食品依存度

各個人の加工食品依存度の平均値を表4に示した。

表4 加工食品依存度

調査年	依存度 平均±SD	人数	料理数
平成27年	2.50±0.66	260	54
平成19年	2.28±0.59	203	50 (H27年と共通は42)
***: p<0.001で有意差あり			

平成19年の依存度2.28に対し、平成27年は2.50で、有意に加工食品への依存度は増大していた。

また、各個人が認識している加工食品利用状況と、各個人の実際の加工食品利用状況から算出した加工食品依存度との関係を調べた。加工食品の依存度は“3以上4未満”を“よく依存している”、“2以上3未満”を“中程度に依存している”、“1以上2未満”を“あまり依存していない”というグループに分け、各個人の加工食品利用頻度の自覚とクロス集計を行った。

その結果、0.1%の危険率で有意差が認められ、加工食品をよく利用していると認識している人ほど、実際の加工食品依存度が高いことがわかった (図9)。つまり、各個人の加工食品利用頻度の認識と加工食品の利用状況から算出した依存度は一致していた。

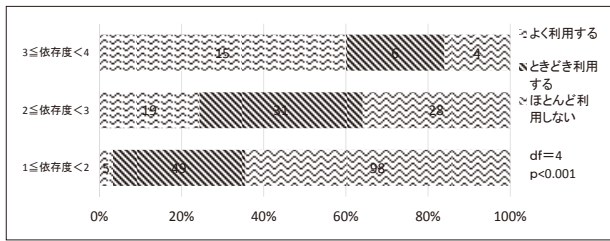


図9 加工食品の利用頻度と加工食品依存度

3.7 食生活や加工食品についてのアンケート結果と加工食品依存度について

前述のように、各個人の加工食品依存度は各個人が認識している加工食品の利用状況と一致していることから、各個人の加工食品依存度と属性およびアンケート項目とのクロス集計を「3.3」と同様に行った。その結果、ほぼすべての項目で同様の傾向を示し、さらに有意差を示した項目が加工食品利用頻度より多かった。依存度の方が各個人の加工食品利用状況の認識より客観的に利用状況を表しているためであると考えられる。

各個人が認識している加工食品利用頻度では弁当を作る頻度に有意差は認められなかった（危険率62%）が、“お弁当を作る頻度と加工食品依存度”では危険率0.1%で有意差が認められ（図10）、加工食品依存度の高い人ほどお弁当を作る頻度が多かった。また、“日常生活での塩の摂り方”及び“乳・乳製品の摂り方”はいずれも加工食品利用頻度では有意差は認められなかったが、加工食品依存度では依存度の低い人ほど健康意識が高いことがはっきりと示された（図11、図12）。今後の加工食品の利用についても加工食品依存度では有意差が認められ、依存度の大きい人ほどこれからも利用したいと回答する人が多かった（図13）。さらに、属性の“職業”でも加工食品依存度では有意差がみられ（図14）、時間に余裕がある人ほど、加工食品をあまり利用していない人が多い事を示していた。安田ら³⁾も加工食品の利用背景として、職業の有無による夕食の調理時間の長短が大きく関与していると報告している。

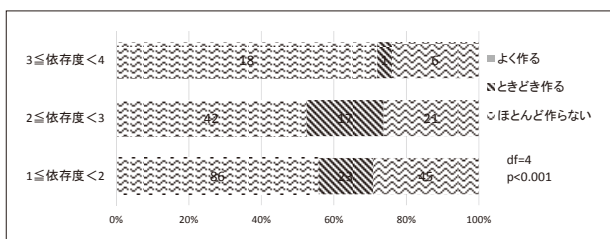


図10 お弁当を作る頻度と加工食品依存度

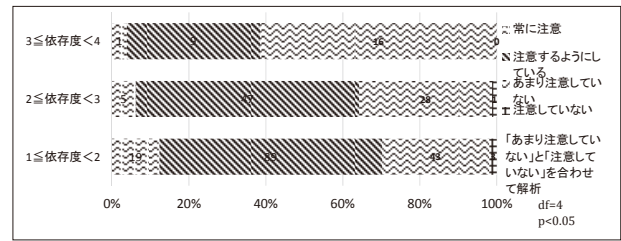


図11 日常生活での塩の摂り方と加工食品依存度

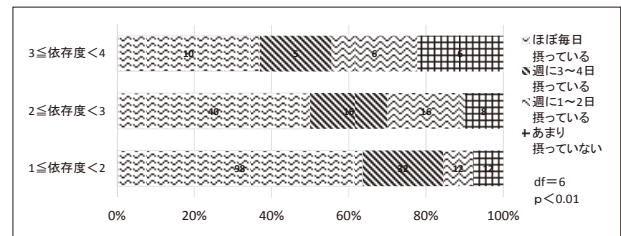


図12 乳・乳製品の摂取状況と加工食品依存度

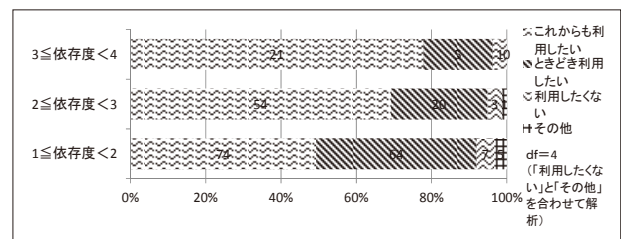


図13 今後加工食品を利用したいかと加工食品依存度

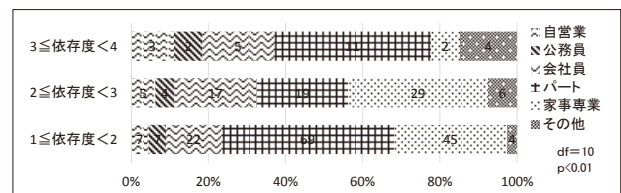


図14 職業と加工食品依存度

4. まとめ

現在、日本では多種多様な加工食品が販売されており冷凍食品などの加工食品を使用するだけではなく、お惣菜をスーパーで購入し家で食べる中食も増え中食市場規模も年々増加傾向にある⁴⁾。そこで、加工食品等の家庭での利用状況の現状と加工食品利用の背景を明らかにする目的で本調査を行った。

平成19年の調査に比べて、被調査者の家族構成は核家族が増えており、三世帯家族が減っていた。また、料理に対する意識としては、調理があまり好きでない人が増えており、夕食の準備に要する時間も減っていた。

加工食品の使用理由として、“すぐに食べることが出来る”、“調理の手間が省ける”、や“おかずの品数を増やしたいから”という利便性を挙げている人が

圧倒的に多かった。一方加工食品を利用しない理由としては、おいしさや経済的な面あるいは、加工食品に対する不安など多様な面からの理由が挙げられていた。

個人の加工食品依存度は、平成19年の2.27に比べて、平成27年は2.50と有意に上昇していた。また、個々の料理の加工食品依存度は、中華料理や西洋料理に依存性が高く、和食は低かった。平成19年の調査結果でも、西洋料理や中華料理の加工食品依存度は高かった。また、お弁当によく利用されている料理も平成19年の調査結果とあまり大きな変化は見られなかった。

簡便型調味料類については、従来型は依存度も高く平成19年と大きな変化はなかった。本調査で新たに加えたもの（バンバンジーソースのものを除く）は、喫食率の低いものは依存度も低かった。簡便型調味料の依存度は各料理の依存度よりも高い傾向が見られた。

利用の背景を知るために各個人が自覚している加工食品の利用頻度及び利用状況調査から算出した各個人の加工食品依存度で被調査者を分類し、アンケート項目への回答や属性とのクロス集計を試みた。その結果、家族の属性については家族構成、家族人数及び調理担当者の年齢はいずれも加工食品の利用状況とは関係が無いことが分かった。

一方、料理が好きで、夕食の準備時間が長く、夕食の夕食が少なく、市販のお弁当を食べる回数が少なく、新しい加工食品に対しての興味がなく、簡便型調味料類をあまり使わない人が加工食品の利用状況は少ないことがわかった。また、客観的な数値で示される加工食品依存度の方が有意差を示した項目が多く、お弁当を作る頻度の少ない人、健康意識の高い人あるいは今後の加工食品への依存を消極的に考えている人、専業主婦やパートなどの自由時間の多い人の方が、加工食品の利用状況は少ないことが分かった。

5. 参考文献

- 1) 川端晶子, 大羽和子, 健康調理学第4版, p.11, 株式会社学建書院(東京), 2012
- 2) 武藤慶子, 山田志麻, 調理簡便化と栄養・運動・休養の意識調査, 九州女子大学紀要, 第34巻2・4合併号, pp.45-54, 1997
- 3) 安田直子, 岡本佳子, 浅野真知子, 深蔵紀子, 尾立純子, 瓦家千代子, 山本悦子, 伊藤ソヨ子, 島田豊治, 難波敦子, 調理済み食品利用の背景－食事づくりにかかわる要因－, 栄養学雑誌, 48巻3号 pp.107-119, 1990
- 4) 堀田宗徳, 最近の中食の動向, 日本調理科学学会誌, 40 pp.104-108, 2007

論文

駿河湾産ニギスの筋肉中に含まれるEPA・DHA含有量の季節変化

室伏 誠^{※1}・杉山 克哉^{※2}・山下 あゆ^{※3}・長谷川勇司^{※4}
 鈴木 大揮^{※5}・大野久美子^{※6}・上田龍太郎^{※7}

Investigation of the Seasonable Eicosapentaenic Acid (EPA) and Docosahexaenic Acid (DHA)
 Contents in Skeletal Muscle of Deep-sea Smelt *Glossanodon semifasciatus*
 (Nigisu in Japanese) Collected from Suruga Bay, Shizuoka Prefecture

Makoto MUROFUSHI^{※1}, Katsuya SUGIYAMA^{※2}, Ayu YAMASHITA^{※3},
 Yuji HASEGAWA^{※4}, Daiki SUZUKI^{※5}, Kumiko OHNO^{※6} and Ryutaro UEDA^{※7}

ABSTRACT

The deep-sea smelt *Glossanodon semifasciatus* (Nigisu in Japanese) belong to the genus of *Glossanodon*, Argentinidae, Argentiniformes distributed at the sea bottom of the Japan Sea to the East China Sea, and the Pacific Ocean waters from Fukushima Prefecture to Shikoku area. Nigisu were collected from the sand-mud bottom deep sea trawl net at depth 100 to 400m, except from protected areas. In the present study, eicosapentaenic acid (EPA), docosahexaenic acid (DHA) and total fat contents of Nigisu skeletal muscle were analyzed. Nigisu materials were collected using a deep sea trawler at Suruga Bay in Shizuoka Prefecture. Deep sea trawl nets at Suruga Bay are permitted from May to September (150 days). Twenty Nigisu specimens were obtained in November and December of 2013 and January and February of 2014. EPA and DHA levels in the skeletal muscles of Nigisu were lowest in the November specimens, and highest in February specimens. This may be correlated with the Nigisu spawning month of March at Suruga Bay. Data from the spawning month of September EPA and DHA could not be analyzed due to the closed season. Data for the total fat levels present in the muscles of Nigisu collected during the 4 months did not show any significant change in fat.

1. はじめに

ニギス *Glossanodon semifasciatus* は、わが国では日本海の青森県から東シナ海の九州北部、太平洋側では青森県から高知県までの沿岸に分布し、深海域の砂泥底に生息する。ニギスは、ニギス目

(Argentiniformes) ニギス科 (Argentini-dae) ニギス属 (*Glossanodon*) に分類され、地域による禁漁区を除き水深70mから370m付近の砂泥底を深海機船底引網 (深海トロール) で漁獲される (図1)。地域によっては禁漁期がある。一般に行われる底引網 (ト

※1 日本大学短期大学部 (三島校舎) 元教授 Former Professor, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※2 日本大学卒業生 Former student, Nihon University

※3 日本大学短期大学部 (三島校舎) 助手 Assistant, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

※4 佃大浦水産 顧問 Counsel, Ohura Fisheries Corporation

※5 伊豆-三津シーパラダイス 飼育管理者 Curator, Izu-Mito Sea Paradise

※6 晃陽学園栄養士学科 助教 Assistant Professor, Department of Dietitian, Koyo College

※7 日本大学短期大学部 (三島校舎) 教授 Professor, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

ロール)と異なり、水深400メートル付近までが漁場のため、深海トロールの操業ができるようになり、食卓に上るようになった。今日では、食用として利用価値は高く、水産上の重要種で煮付け、焼き物、刺身(寿司種)、干物(丸干し)などで賞味されている。静岡県沿岸に広がり、わが国では最も大きな海湾で、水深も日本一深い駿河湾¹⁾で漁獲され、沼津市の顔となっている代表的な魚でもある。ニギスをはじめ深海トロールで漁獲される深海性の魚類の特徴としての多価不飽和脂肪酸が多く含有されており、EPA・DHAはこれら魚類の特徴として、注目されている。本研究では、静岡県南沿岸に広がる駿河湾で漁獲されたニギスの可食部である筋肉組織に含まれるEPA・DHAおよび総脂質量について測定した。なお、分析に用いたニギスの種の同定については、日本産魚類検索全種の同定第三版(中坊)²⁾、魚類の形態と検索(松原)³⁾、新日本動物図鑑[下](岡田ら)⁴⁾、日本産魚類大図鑑(益田ら)⁵⁾、原色魚類大図鑑(阿部)⁶⁾を用いた。

2. EPA・DHAの機能

EPA・DHAはともにn-3系不飽和脂肪酸であり魚油に多く含まれている。これらは、血液の流れを悪くするLDL-コレステロール値を下げるほか、中性脂肪を減らす作用があるとされ、虚血性心疾患、心不全、脳卒中、がん、加齢黄斑変性症を予防するうえで効果があることが明らかになっている⁷⁾。EPAは血液の凝固を防ぎ、血流を良くする作用が注目されている。血液凝固を防ぐ仕組みとして、血小板において、酵素シクロオキシゲナーゼの活性化を低下させることにより、血液凝固に関するトロンボキサンA₂の生産を抑制する働きがある。この作用によって心筋梗塞や脳梗塞を予防することが出来ると考えられている⁸⁾。DHAは体内のコレステロールや中性脂肪を減少される効果が注目されている。また、神経組織や脳細胞に非常に多く含まれているため、神経組織の発育や身体の機能維持に重要な役割を果たしていることが分かっている⁸⁾。EPA・DHA共に脂肪酸合成に関与する酵素の活性化を低下させる作用があるため、血漿中の中性脂肪が低下し、臓器内のアラキドン酸も低下させることで、脳卒中や認知症、高血圧などの予防・改善に効果があるとされている⁷⁾。

我が国では死因が肺炎・結核などの感染症から悪性新生物・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病に代わっている⁹⁾。これらの原因となるのが食生活・運動習慣・喫煙・飲酒などの生活環境である⁸⁾。主

に、生活習慣の乱れから発症するものが多い為、二次予防より一次予防が重要視されている。中でも食生活の欧米化・外食産業の発展・偏食や過食が原因で、タンパク質・脂質・塩分摂取量が過剰になり、生活習慣病を発症させるケースが増えてきている。その為、食生活の見直しが進められ、生活習慣病予防としてEPA・DHAが注目されている。

3. 材料および方法

3.1 実験材料

本研究に用いたニギス *Glossanodon semifasciatus* (Kishinouye) は、静岡県沿岸の水深200~400mの砂泥底から2013年11月、12月、2014年1月、2月に漁獲された各月15尾、計60個体である(表1)。ニギスは、機船底引網(通称:深海トロ)により、伊豆半島西岸域、駿河湾東岸の沖において採集されたものである(写真1)。ニギスは、深海トロが操業できるようになった船及び底引き網の改良により、馬力の高いパワーとロープに鉛を入れた縄などの活用により漁獲できるようになった魚種で、今日では新しい産地の特産品として、利用価値が高く、刺身、焼き物、丸干し、などで賞味されている。ニギス目ニギス亜目ニギス科ニギス属に含まれるニギスは、美味であるが鮮度が落ちやすい。静岡県においては新鮮なニギスを入手でき、天ぷらや刺身などで食べられる。図1に駿河湾における主な深海漁業の水域を示した。

3.2 実験方法

1) 総脂質量の定量

供試材料として入手したニギスは体重等の計測後、内臓・骨を取り除くため3枚におろし、可食部の骨格筋を分析に用いた。可食部(筋肉)を50g秤量し、3000rpmでホモジナイズした。なお、ニギスは1尾あたりの骨格筋量は約20gであるため、3尾のニギスの可食部を合わせ50g程度とした。これに2~3倍量のクロロホルム-メタノール(2:1 v/v)混液で攪拌した後、6000rpmで30分遠心分離し、液部を分別した。液の上層は廃液として捨て、下層はロートとろ紙を用い濾過した。その際、固形物は筒の中に残しておき、クロロホルム・メタノール(2:1 v/v)混液で攪拌した後、再度6000rpm、10°Cで30分遠心分離し、下層部を集め濾過後、分別したクロロホルム溶液に無水硫酸ナトリウムを5g加えた。その後、濾過し、無水硫酸ナトリウムを除去後、蒸発皿に5ml取り、デシケーター内で水分を蒸発させ、脂質量を測定した。

2) ガスクロマトグラフによるEPA・DHA含有量の定量

総脂質量の定量と同様の下処理し、無水硫酸ナトリウムを除去後、ロータリーエバポレーターを用いて、窒素ガス通気下で40°C、減圧濃縮し、試料溶液を得た。この試料溶液を2 mlサンプル瓶に取り出し、80°Cに温めたウォーターバスで0.5mlになるまで加熱濃縮し、ジーエルサイエンス社のトリメチルジリルアゾメタンを0.25ml加えて攪拌後、30分放置し、メチルエステル化させ、試験溶液の黄色が消失後、再度0.5mlになるまで加熱濃縮し、クロロホルムを1 ml加えた。最後にトリフェニルエチレン1 gとクロロホルム5 mlを混和した内部標準液 (I.S) を1 µl加えた。このサンプルからマイクロシリンジにて5 µlとり、ガスクロマトグラフによる分析を行った。

3) ガスクロマトグラフによるEPA・DHA分析条件

装置：ジーエルサイエンス社製 GC-390B EZ Chrom Elite

カラム：キャピラリーカラム (Capillary Colimn)

充填剤：Silar-10C-10%,Uniport HP,80/10

カラム温度：OVEN 130°C, INJ 230°C, FID 250°C

流量：He 50ml/min, H 240ml/min, AIR 400ml

注入量：5 µl

上記条件でEPA・DHAの測定を行った。

4. 結果

総脂質量, EPA, DHA分析結果

本研究で分析を行った各供試魚の総脂質量, EPA・DHAの分析結果を示す。

1) 総脂質量

筋肉100g当たりの総脂質量を表1, 図2に示した。11月に漁獲されたニギスの総脂質量分析値は, 平均 0.93 ± 0.17 g/100gであった。12月に漁獲されたニギスの総脂質量分析値は, 平均 0.98 ± 0.15 g/100gであった。1月に漁獲されたニギスの総脂質量分析値は, 平均 1.06 ± 0.16 g/100gであった。2月に漁獲されたニギスの総脂質量分析値は, 平均 1.04 ± 0.17 g/100gであった。総脂質量は, 1月と2月ではほとんど差は無いが, 11月から1月にかけて, 徐々に増えてきていることが分かる。11月から2月の分析結果において, 食品解説つき新ビジュアル食品成分表新訂版¹⁰⁾のニギス100gあたりの脂質量1.2gを超えた個体は, 60個体中7個体であり, 全体的に脂質含有量が低かったといえる。有意水準5%で月ごとの総脂質量の変化に有意な差はなかった ($0.05 < P$ 値)。この点につ

いては漁獲時期に関する個体サイズ, 産卵時期等が関係しているものと考えられる。個体のサイズについては, 体長の最大は11月の182.2mm, 最小は同月の150.0mmであり, 32.2mmの差があった。肥満度を次の式から求め, 各月の肥満度平均値を表2に示した。肥満度と総脂質量の関係を図3に示した。(肥満度¹¹⁾: 体重 (g) $\times 10^6 / \{ \text{体長 (mm)} \}^3$)

肥満度の最大は2月の11.04で, 最小は11月の7.32である。肥満度の高い個体ほど総脂質量が増加傾向にあることが分かる。肥満度と総脂質量には非常に強い相関関係があった (有意 $F < 0.05$)。漁獲時期については, ニギスの産卵期は年に2回あり9月と3月で, この時期がニギスの旬の季節である¹¹⁾。今回の供試魚は11月から2月に漁獲されたニギスであるため, 産卵期直後から産卵期直前までに漁獲された物であり, そのため11月のニギスの総脂質量が減り, また, 徐々に脂質量が増加傾向にあるのは, 成長と3月の産卵期に向かって脂質を蓄積, 減少した脂質量を回復しているためだと考えられる。

2) EPA・DHA含有量

分析を行った深海性魚類ニギスの筋肉100g中に含まれるEPA・DHA含有量 (mg) を, 月ごとに表1, 図2に示した。11月の深海性魚類ニギス筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重を比較したものを図4に示した。11月に漁獲されたニギスのEPA含有量分析値は平均 89.1 ± 28.2 mg/100g, DHA含有量分析値は平均 154.3 ± 40.5 mg/100gであった。12月の深海性魚類ニギス筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重を比較したものを図5に示した。12月に漁獲されたニギスのEPA含有量分析値は平均 99.6 ± 23.5 mg/100g, DHA含有量分析値は平均 162.4 ± 35.1 mg/100gであった。1月の深海性魚類ニギス筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重を比較したものを図6に示した。1月に漁獲されたニギスのEPA含有量分析値は平均 103.8 ± 24.4 mg/100g, DHA含有量分析値は平均 201.2 ± 50.0 mg/100gであった。2月の深海性魚類ニギス筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重を比較したものを図7に示した。2月に漁獲されたニギスのEPA含有量分析値は平均 119.5 ± 20.2 mg/100g, DHA含有量分析値は平均 210.8 ± 44.0 mg/100gであった。

有意水準5%で月ごとのEPA含有量の変化に差があった ($0.01 < P$ 値 ≤ 0.05)。有意水準0.1%で月ごとのDHA含有量の変化に差があった (P 値 ≤ 0.001)。肥満度とEPA含有量の関係を図8に示した。肥満度とDHA含有量の関係を図9に示した。

総脂質量同様に肥満度が高いほど、EPA・DHA含有量も高くなっている。肥満度とEPA及びDHA含有量には非常に強い相関関係があった(有意 $F < 0.05$)。原田ら¹⁰⁾は、日本海西部においては、冬季に脂肪量が低下し、春季に肥満度の上昇が認められることを報告しており、今回の分析結果はそれと一致した。各月のEPA・DHA含有量の平均値を魚介類の脂肪酸組成表(以下、脂肪酸組成表)¹¹⁾に記載されている既存値と比較した(図10)。EPAは11月から2月にかけて、徐々に増えている。11月から2月の分析結果において、脂肪酸組成表の筋肉100gあたりのEPA含有量81.0mgを超えた個体は、60個体中47個体であり、全体的にEPA含有量が高かったといえる。特に2月の分析結果においては全ての固体において既存値を超えているという結果となった。DHAも同様に11月から2月にかけて、徐々に増えている。11月から2月の分析結果において、脂肪酸組成表の筋肉100gあたりのDHA含有量200.0mgを超えた個体は、60個体中20個体であったが、1月と2月の分析結果の平均値では既存値を超えているという結果になった。

5. まとめ

①本研究では、深海性魚類に着目し、平成25年11月から26年2月までの4か月間に漁獲されたニギスの筋肉中に含まれる総脂質量を定量し、EPA・DHA含有量をガスクロマトグラフを用いて分析した。
②分析を行った11月に漁獲された深海性魚類ニギス100g当たりの総脂質の含有量は0.68~1.33g、EPA含有量は63.0~163.5mg、DHA含有量は97.7~255.5mgであった。
③分析を行った12月に漁獲された深海性魚類ニギス100g当たりの総脂質の含有量は0.72~1.22g、EPA含有量は76.6~158.4mg、DHA含有量は111.2~234.0mgであった。
④分析を行った1月に漁獲された深海性魚類ニギス100g当たりの総脂質の含有量は0.83~1.33g、EPA含有量は76.6~103.4mg、DHA含有量は115.8~265.7mgであった。
⑤分析を行った2月に漁獲された深海性魚類ニギス100g当たりの総脂質の含有量は0.82~1.31g、EPA含有量は84.8~149.2mg、DHA含有量は133.7~277.4mgであった。
⑥10月から2月に漁獲されたニギスにおいて、10月に漁獲されたニギスの総脂質量、EPA・DHA含有量が最も低値となった。ニギスは3月と9月が産卵期であり、10月は産卵期直後で、それが要因と考えら

れる。

⑦10月から2月に漁獲されたニギスにおいて、1月に漁獲されたニギスの総脂質量が最も高値となった。1月に漁獲されたニギスの肥満度が最も高値であったため、それが要因と考えられる。

⑧10月から2月に漁獲されたニギスにおいて、2月に漁獲されたニギスのEPA・DHA含有量が最も高値となった。ニギスは3月と9月が産卵期であり、2月は産卵期直前であるため、それが要因と考えられる。

謝 辞

本研究の一部は、日本大学国際関係学部生活科学研究費による。記して謝意を表す。

文 献

- 1) 東海大学海洋学部：新版・駿河湾の自然，静岡新聞社，p343 (1996)
- 2) 中坊徹次 日本産魚類検索 全種の同定第三版，東海大学出版会，p2428 (2013)
- 3) 松原喜代松 魚類の形態と検索 I，II，III，石崎書店，p1605 (1955)
- 4) 岡田要，内田清之助，内田亨 新日本動物図鑑 [下]，北隆館，p763 (1965)
- 5) 益田一，尼岡邦夫，荒賀忠一，上野輝禰，吉野哲夫 日本産魚類大図鑑，東海大学出版会，p466 (1984)
- 6) 阿部宗明 原色魚類大図鑑，北隆館，p1029 (1987)
- 7) 森基子，玉川和子，澤純子 応用栄養学 第8版・ライフステージから見た人間栄養学，医歯薬出版株式会社，p324 (2009)
- 8) 加藤友昭：日本人の食事摂取基準 (2010年版) 縮刷版，第一出版株式会社，p306 (2012)
- 9) 厚生労働省平成22年簡易生命表，4：死因分析 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/04.html>
- 10) 新しい食生活を考える会：食品解説つき新ビジュアル食品成分表新訂版，株式会社大修館書店，p322 (2011)
- 11) 原田和弘・海野哲也・大谷徹也：日本海西部で漁獲されたニギスの体成分の季節変動，日本水産学会誌，73 (5) 891-896 (2007)
- 12) 財団法人日本水産油脂協会 魚介類の脂肪酸組成表 株式会社光琳，p309 (1989)

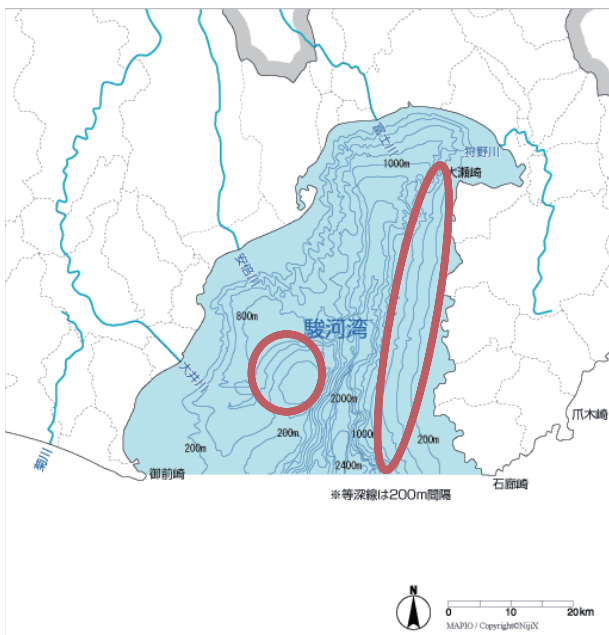


図1 駿河湾（漁場）

○ は駿河湾の主な深海トコの漁場

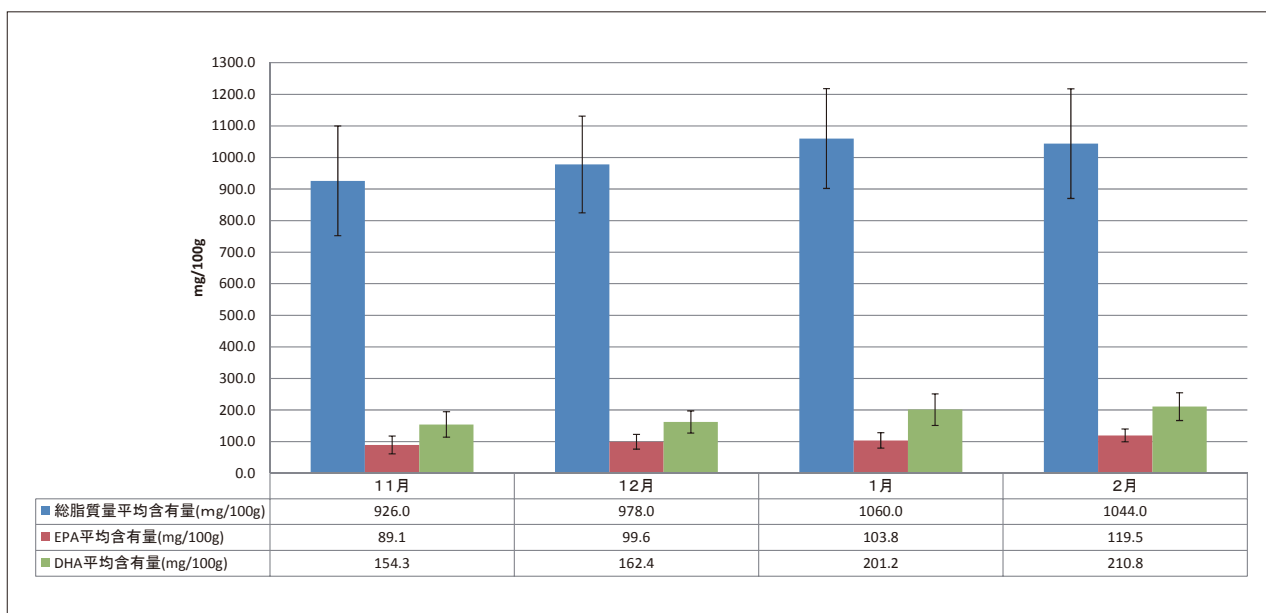


図2 分析したニギス100gあたりの月別平均総脂質

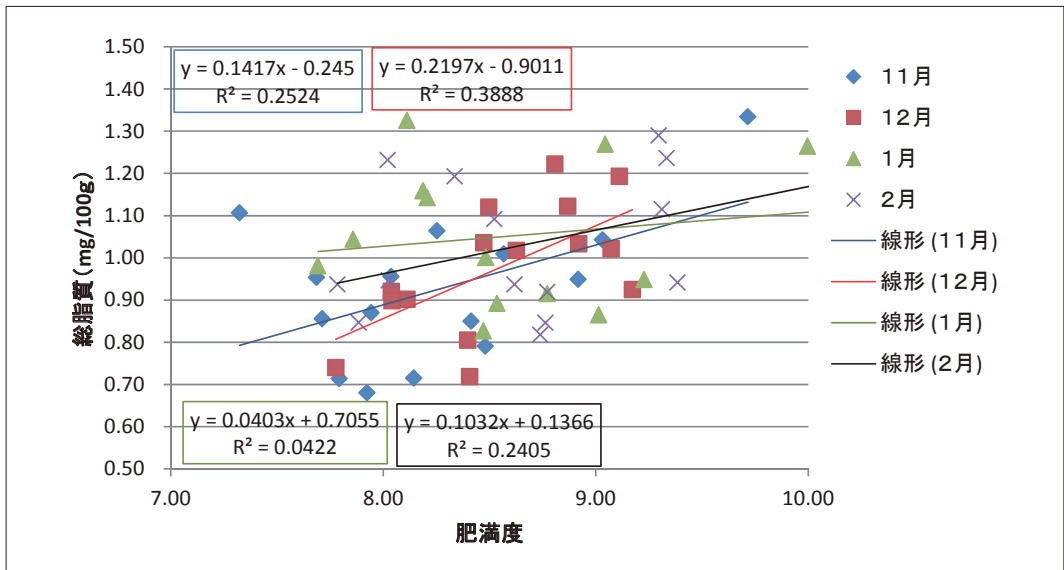


図3 肥満度の違いによる総脂質含有量の分布

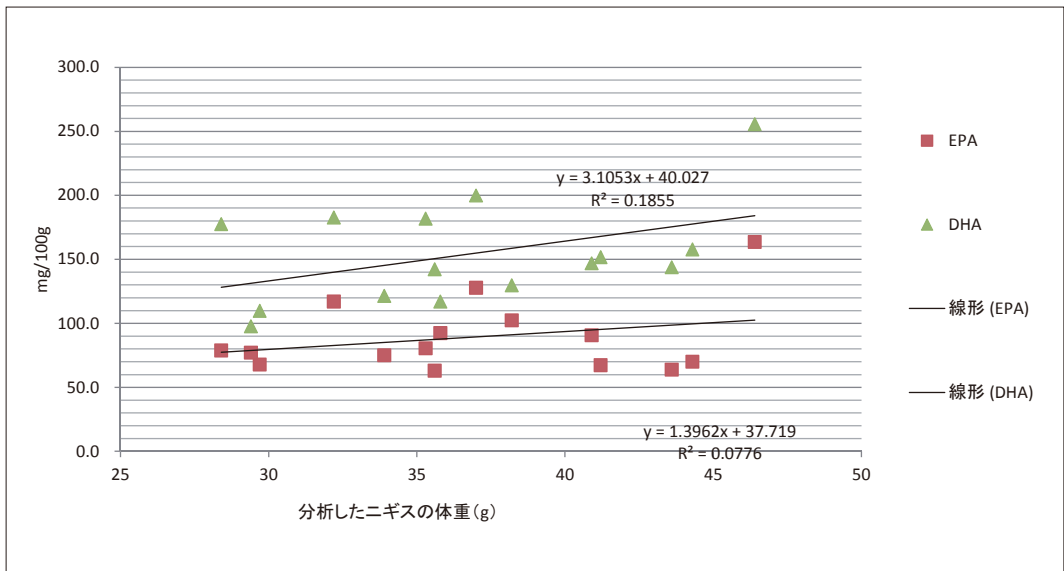


図4 ニギス (11月) 筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重 (g) の比較

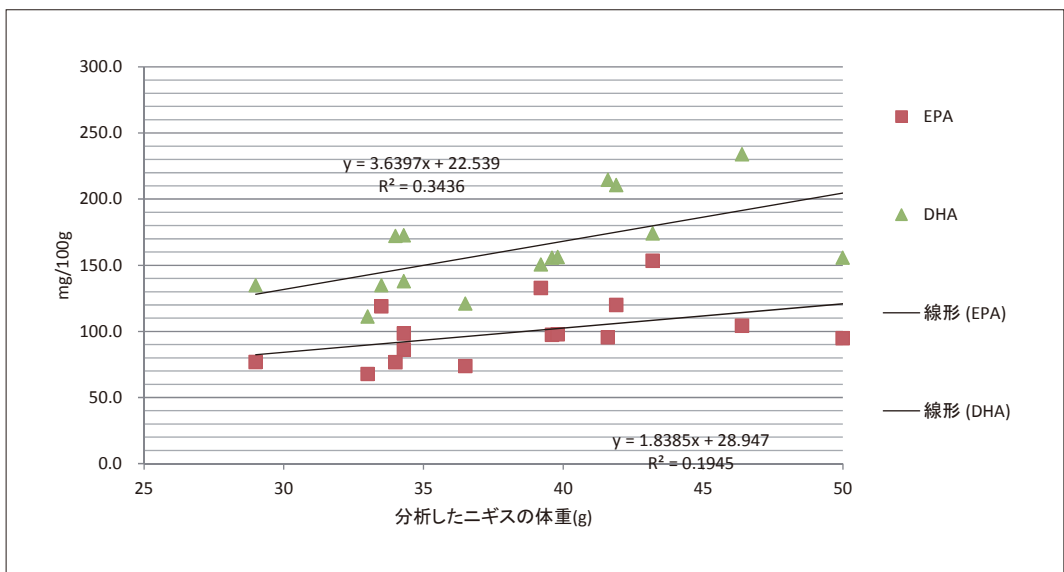


図5 ニギス (12月) 筋肉100g中のEPA・DHA含有量 (mg) と体重 (g) の比較

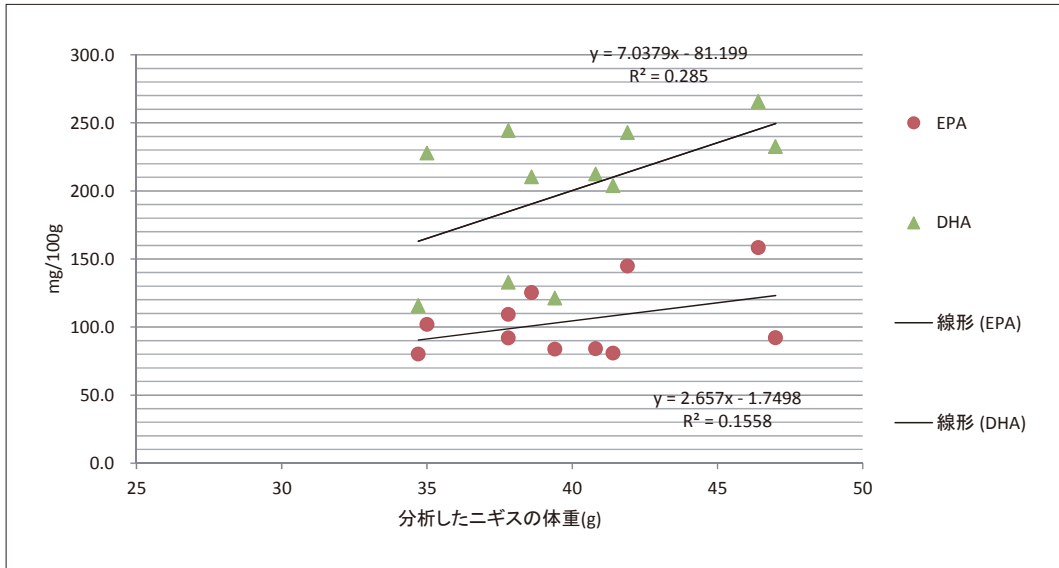


図6 ニギス（1月）筋肉100g中のEPA・DHA含有量（mg）と体重（g）の比較

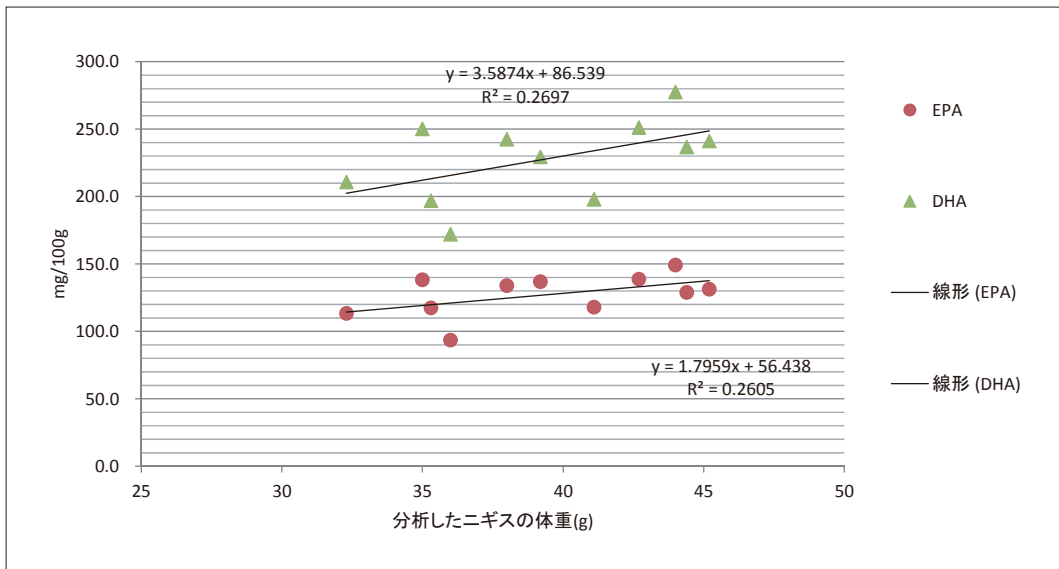


図7 ニギス（2月）筋肉100g中のEPA・DHA含有量（mg）と体重（g）の比較

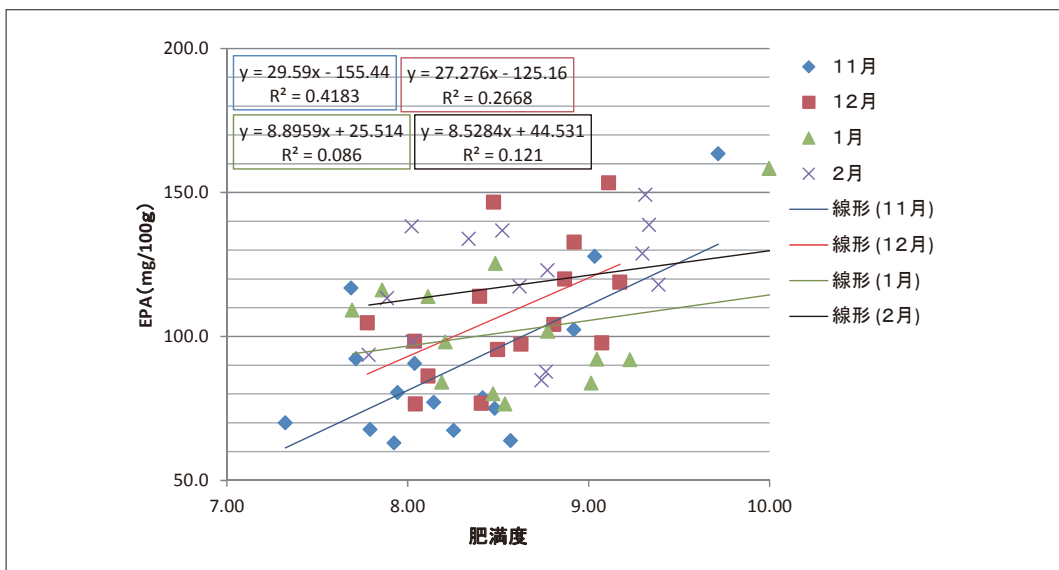


図8 肥満度の違いによるEPA含有量の分布

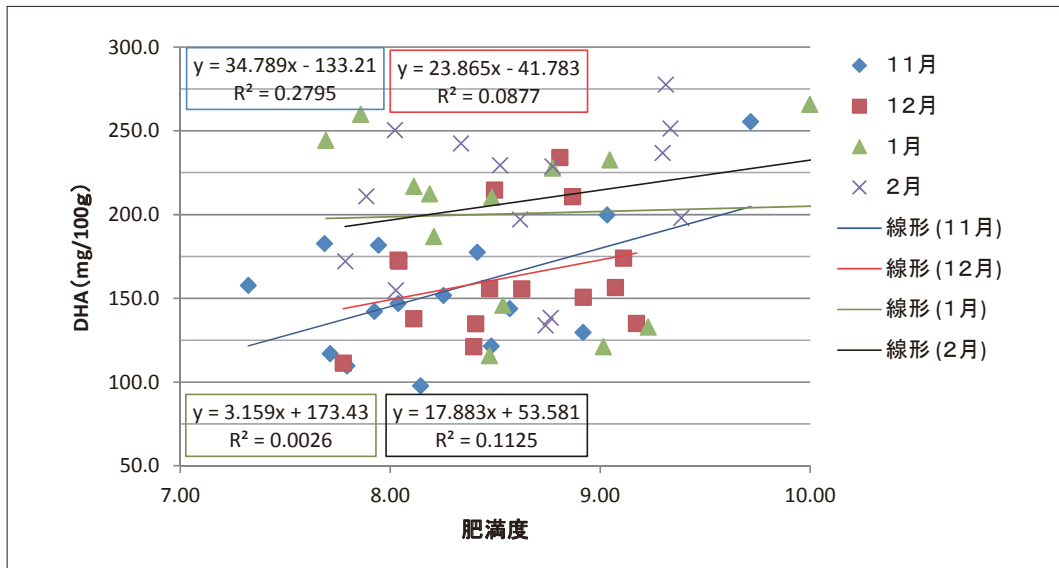


図9 肥満度の違いによるDHA含有量の分布

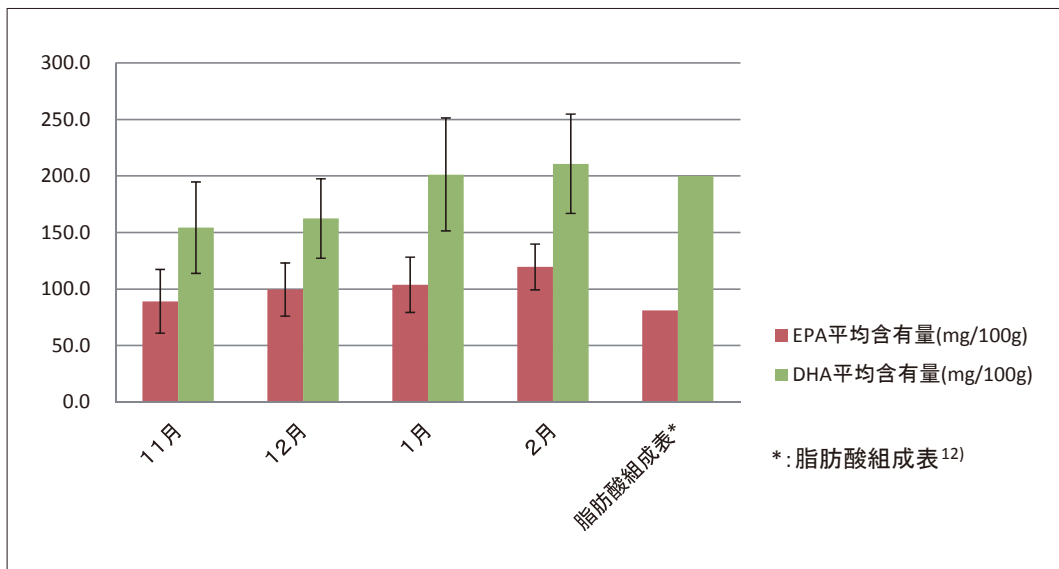


図10 EPA・DHA分析結果と脂肪酸組成表の比較

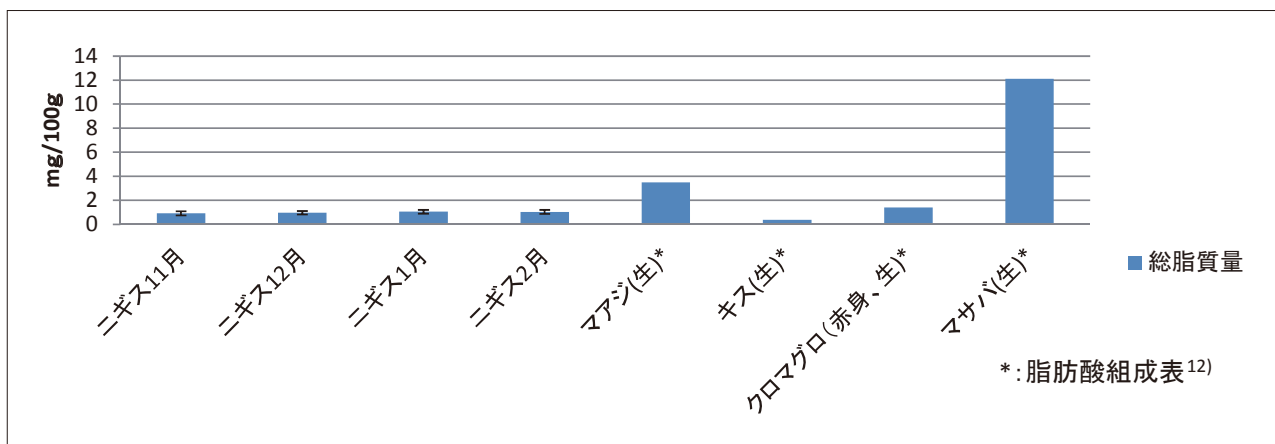


図11 ニギスの分析結果と他種の食用魚類の総脂質量の比較

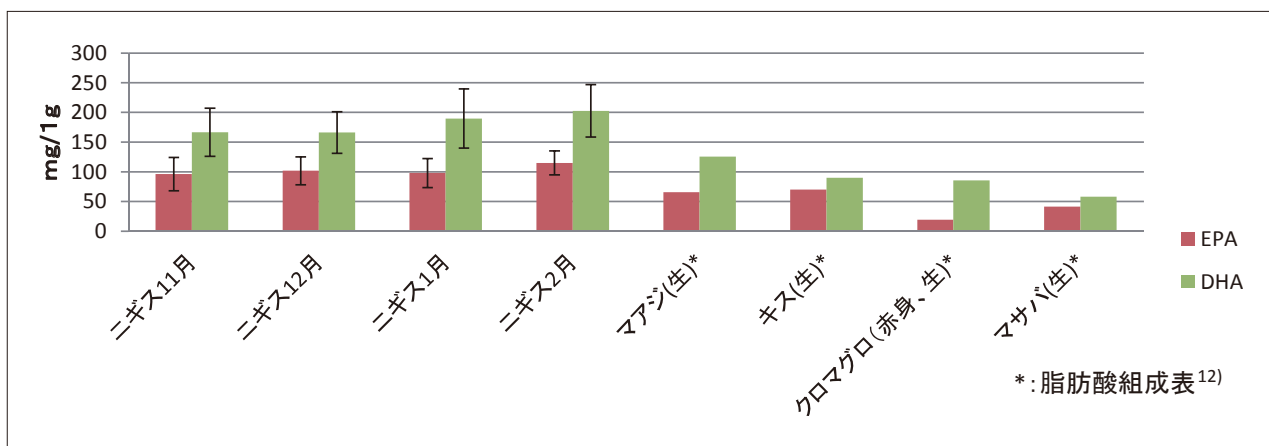


図12 ニギスの分析結果と他種の食用魚類の総脂質量1gあたりのEPA・DHA含有量の比較

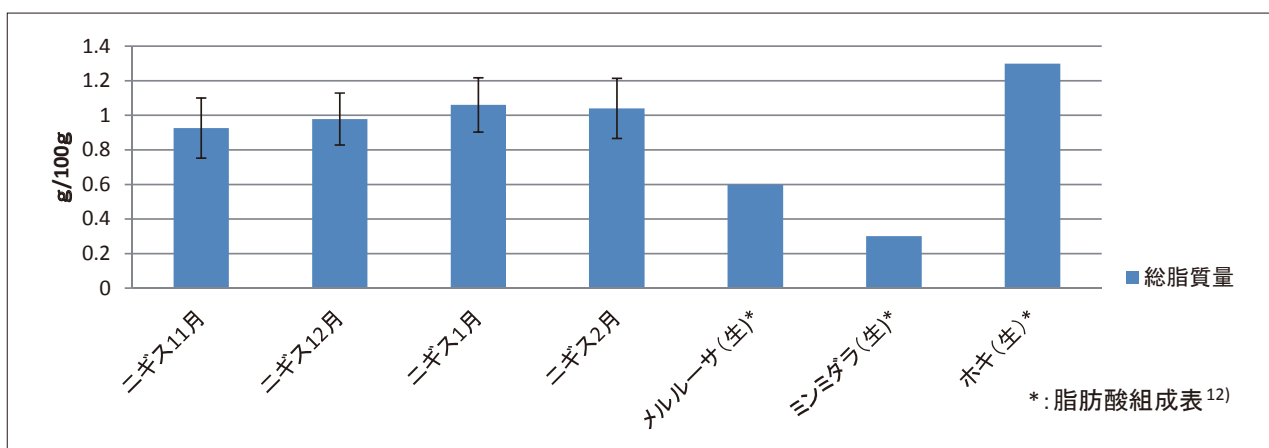


図13 ニギスの分析結果と他種の食用深海性魚類の総脂質量の比較

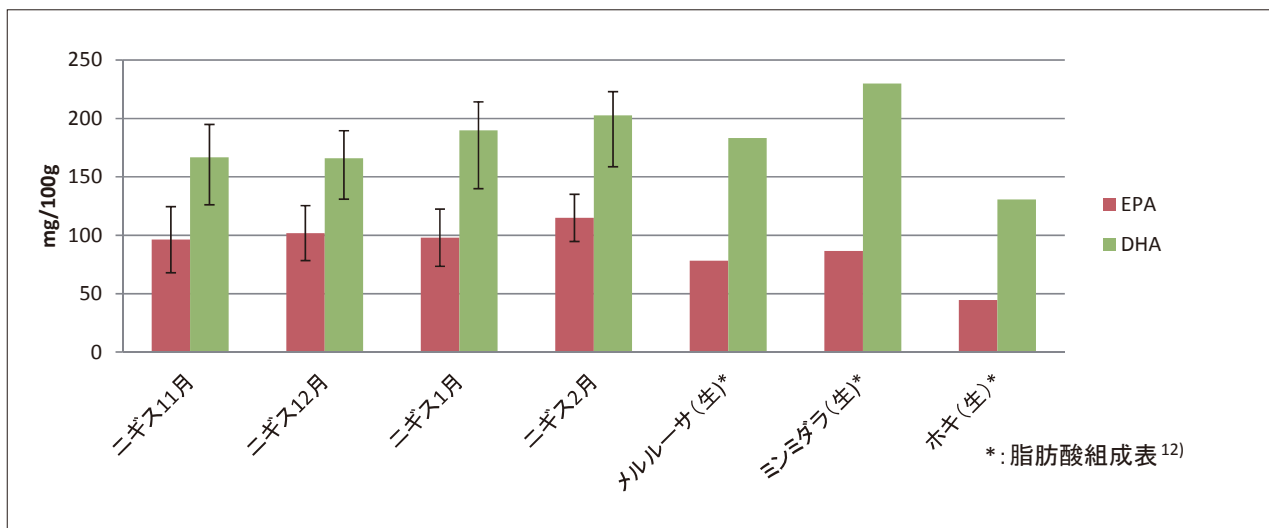


図14 ニギスの分析結果と他種の食用深海性魚類のEPA・DHAの比較

表1 分析した深海性魚類ニギスの総脂質量、EPA・DHA含有量

	11月	12月	1月	2月
総脂質量平均含有量(g/100g)	0.926±0.17	0.978±0.15	1.06±0.16	1.044±0.17
EPA平均含有量(mg/100g)	89.1±28.2	99.6±23.5	103.8±24.4	119.5±20.2
DHA平均含有量(mg/100g)	154.2±40.5	162.4±35.1	201.2±50.0	210.8±44.0

表2 各月のニギス肥満度平均値

	11月	12月	1月	2月
肥満度	8.26 ± 0.62	8.55 ± 0.43	8.80 ± 0.80	8.79 ± 0.82

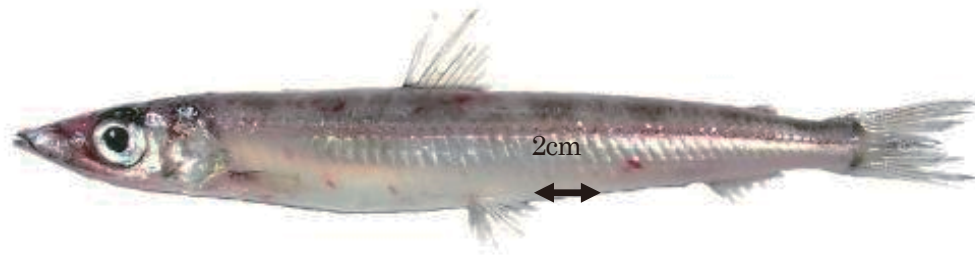


写真1 ニギス *Glossanodon semifasciatus* (Kishinouye)

研究ノート

生活習慣病における食と食習慣の基礎的検討

— EBM (Evidence Based Medicine) ・ 研究デザイン ・ 食事調査法 —

高橋 敦彦^{※1}

Review of Relationship between Lifestyle Related Disease and Dietary Habit

— EBM (Evidence Based Medicine) ・ Study Design ・ Meal Survey —

Atsuhiko TAKAHASHI^{※1}

ABSTRACT

The appropriate choice in study design is essential for the successful execution of nutritional epidemiology research. There are many study designs to choose from within two broad categories of observational and interventional studies.

A systematic review was conducted according to literatures using Medline (PubMed) and Japan Medical Abstracts Society (JAMAS).

In this review, I provide a brief overview of study design types and meal survey types, strengths and weaknesses of them.

1. はじめに

疫学研究は、疾病の罹患や健康に関する事象の頻度や分布を調査し、その要因を明らかにする科学研究である。疾病の成因を探り、疾病の予防法や治療法の有効性を検証、あるいは環境や生活習慣と健康との関連性を明らかにするために、疫学研究は欠くことができない。疫学研究は医学の発展や国民の健康の保持増進に大きな役割を果たしている。

科学分野に限らず、日々数多くの研究論文が公表されている。世界的に引用回数が多く、高く評価されている論文がある一方、問題を内包する論文も存在する。より有益な栄養疫学研究を行うためには、その研究に適した研究デザイン、食事調査法が選択されることが望ましい。本稿は栄養疫学研究遂行のために知っておくべきEBM(Evidence-Based Medicine)についての近年の動向ならびに研究デザインについて述べる。

2. EBM (Evidence-Based Medicine)

食事療法を含む全ての医療行為は、患者に対して最善の結果が得られるよう、科学的、医学的判断に基づき取捨選択、適応されるべきである。しかしながら、食事や治療の人体への作用・副作用は病態や個体差があり、必ずしも再現性が得られるわけではなく、同じ治療法でも得られる結果は同じではない。

従来、医療の現場では最良の治療法の選択方法として、病態生理学、薬理学などの実験的、理論的背景をもとに経験則や権威者の意見を重んじる傾向がみられた。

こうした治療選択法の根拠は、教科書、書籍、学会発表、論文に基づいていたが、インターネットが普及する以前に入手できる情報は極めて限定的で僅かなものであった。従って、同様の病態の患者であっても、治療者の入手する根拠により選択される治療法が大きく異なることは、しばしばみられることであった。

1980年代にUS National Library of Medicine (米国国

※1 日本大学短期大学部 (三島校舎) 食物栄養学科 教授 Professor, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

立医学図書館)による医学情報の電子データベース化(MEDLINE)が成され、これがインターネット無料公開(PubMed)されるに至ると、誰でも莫大な情報にアクセスすることが可能になった。

このように情報の入手が容易になった一方、入手された情報の正確性、根拠の強さ、取捨選択の判断は、個人に委ねられたままであった。コンピューターの普及、高性能化を背景とする疫学、統計手法の進歩によりバイアスを極力排した研究デザインが開発されるに至り、治療法選択の医学的根拠は、正しい方法論に根ざした観察や実験に求めるべきとする主張、動きが現れた。

この概念は、McMaster大学(Canada)のDavid Sackettら¹⁻³⁾により提唱され、Gordon GuyattによりEBM(Evidence-Based Medicine)と名づけられ、初出は1992年である。日本では、EBMは「根拠に基づく医療」と訳されている。

研究とその成果の公表は、研究者の性善説にもとづいて行われてきた。近年、降圧薬valsartanを用いた日本の複数の大規模介入臨床試験(医師主導臨床研究)の論文データに人為的なデータ操作、利益相反(COI: Conflict of Interest)問題が認められたとして、一連の論文が撤回された。一部の論文が裁判係争中であるため詳細は述べないが、複数の臨床研究に不正が認められ、これがImpact factorが高い医学雑誌に掲載されていたことや保険診療にあたる臨床医の処方行動に影響を与えていた可能性があり、薬事法違反の疑いによる逮捕者が出るなど社会的にも問題となった。こうしたEBMの誤用ともいえるべき複数の事例が発覚するに至り、EBMのもつ危険性が露呈され、EBMのとらえ方、考え方が見直される機会となっている。また、栄養学の領域でもEBN(Evidence-Based Nutrition)⁴⁾なる考え方が浸透しつつある。EBNは、科学性の高い栄養学研究成果に基づいて、信頼しうる食物、健康情報を利用することである。特定保健用食品は、1991年に栄養改善法で法制化された食品であり、「特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健目的が期待できる旨の表示が許可された食品をいう」と定義されている。特定保健用食品は、有効性、安全性などの科学的根拠を示して、国の審査のもとに、消費者庁の許可を受けた食品である。「血圧が高めの方」に効果があるとした成分の含有量が承認時とは異なる食品を販売していた業者に対し、消費者庁は該当商品の許可取り消しを行った(2016年)。EBNの扱い方に関しても、慎重さが求められる。

3. 研究デザイン

疫学、臨床研究の手法としての研究デザイン⁵⁻⁷⁾は、A. 観察(記述)研究、1) 症例報告、2) 群間比較、3) 症例対照研究、4) コホート研究、5) 時系列研究 B. 実験(介入)研究、1) 無作為割付比較試験、2) 平行デザイン; クロスオーバーデザイン、3) 逐次デザイン、4) 一患者ランダム化比較試験(N-of-1 Study)、C. データ統合型研究、1) メタ分析、2) 決断分析、3) 費用効果分析などと数多くあるが、ここでは、栄養疫学研究に比較的よく用いられる研究デザインを取り上げ、その特徴をまとめる。

3.1 症例対照研究⁵⁻⁷⁾

観察研究のひとつである。既に疾患を有する人を症例として選び出し、この症例と年齢、性別が類似した疾患のない人を対照として選ぶ。そして症例と対照の2群に過去の食習慣やその他の生活習慣などの調査を調査票や面談により行い、2群間の相違を検討する。

長所としては、後述するコホート研究や無作為割付比較試験よりも少ない対象者で研究を行える。また、症例数の少ない稀な疾患の調査には向いている。

短所として、過去にさかのぼって調査を行うため、食品摂取などの生活習慣と疾患との関連を過大あるいは過小評価する(思い出しバイアス)ことがあげられる。さらに、対照の選び方が適切でないと結果を歪めることになる。

3.2 コホート研究⁵⁻⁷⁾

ここでは、前向きコホート研究について述べる。研究開始時に健康人の集団(コホート)の生活習慣、食品、栄養素摂取量を質問票などを用いて調査し、その後、コホートを追跡調査し、疾患の発症や死亡(イベント発生)を確認する。そして、研究開始時に調べた生活習慣、食品、栄養素摂取量とイベント発生の関係を検討する。

長所として、イベント発生に関与すると予測される生活習慣因子を研究開始時に調べているため、前述の思い出しバイアスを避けることが可能である。

短所として、多数の集団の追跡を要するため、膨大な手間、時間と費用が必要である。また、無作為割付による介入とは異なり、調査していない因子が真に疾患発症に関わっていた(交絡因子、交絡バイアス)としても、そのことを否定することはできない。

3.3 無作為割付比較試験⁵⁻⁷⁾

対象者をくじ引きや乱数表を使い、無作為に2群に分ける(無作為割付)。片方の群に食事療法やサプリメントなどの介入(介入群)を加え、介入を加えない群(対照群)とに分けて、追跡調査を行い疾患の発症や死亡(イベント発生)を確認する。追跡調査は3~10年間と長期にわたることがある。なお、対照群に対しては、プラセボ(偽薬)が与えられることがある。無作為割付比較試験では、対象者が介入群か対照群かは、対象者、調査者ともわからないよう(二重盲検)に行う。

長所として、最もバイアスが入りづらく、結果の信頼性が高いことがあげられる。

短所としては、他の研究デザインと比べ、手間や費用が多くかかる。対象者の意思とは関係なく群分けされるため、インフォームドコンセントが不十分だと倫理的に問題がある。

3.4 メタ分析⁵⁻⁷⁾

メタ分析は、仮説に対し、過去の研究結果を組織的、系統的に網羅して収集し、論文の内容に批判的吟味を加え、複数の論文を統計的に統合して評価、結論を得る方法である。メタ分析は、統計学的に処理され、客観性が高い科学的方法論であり、幾つかの論文を単純にまとめて論じた総説とは異なる。なかでも、正しくデザインされ、きちんと遂行された複数の無作為割付比較試験によるメタ解析は、最もEvidenceが高いとされる。

メタ解析は、標本サイズが小さく有意な介入効果が見られない研究が複数ある場合、複数の研究で介入効果の方向性や効果の程度が一致しない場合、経済的、時間的に大規模研究を行うことが困難な場合に試みられて良い手法である。

短所として、解析対象となる文献を網羅することは難しい場合があること、研究の元データ(生データ)を用いた解析を行えることはまれであること、研究者が望まないデータは公表されないことが多い(発表バイアス、出版バイアス)ため、結果がゆがめられることなどがあげられる。

4. 食事調査法

集団の食事構成要素が疾病罹患リスクや死亡と関連するとする考え方のもと、これを科学的に証明しようとする栄養疫学調査は、実験的研究の前提あるいは補完する証拠となる。

栄養疫学に関する研究は20世紀後半から質、量と

もに充実し、近年この領域の論文数は飛躍的に増加している。現在、数多くの食事調査法が存在するが、各々の方法に特徴、長所、短所が存在する。疫学調査の内容(食品、栄養素、食行動など焦点をあてる曝露情報)により、選択すべき食事調査法が異なると考えられる。本稿では触れないが、食事調査にあたり食事摂取には、個人内変動、個人間変動があることも理解しておく必要がある。以下に代表的な食事調査法の特徴について述べる。

4.1 食物摂取頻度調査法^{8,9)}

予め決めた食品に対し、①食品の種類、②摂取頻度、③摂取量について作成した調査票を用いて、一定期間に対象者が摂取した食物に関する情報を取得する。①、②のみを調査する定量的FFQ(Food Frequency Questionnaire)と①~③の情報を得る半定量FFQがある。対象者自身が調査票に記入する自記式法と、調査者が対象者と面接して聞き取る面接法がある。

長所としては、対象者個人の習慣的な摂取量が推定できることがある。また、確立した質問票や解析ソフトウェアがあれば、食事思い出し法や食物記録法と比較し、人手、解析時間、費用などの負担が少ない。

短所としては、一定期間の過去の摂取食物に関する調査である以上、対象者の記憶に頼らざるをえず、正確な回答を得ることが困難である。摂取量の推定は24時間食事思い出し法や食物記録法と比して劣るとされるものがあるが、信頼性と妥当性が確認されている食物摂取頻度調査法においてはその限りではない。また、調査食品の種類(数)を増やすと摂取量が過大評価されるようになる。

4.2 食事歴法^{8,10,11)}

前述の食物摂取頻度調査法と後述の食事思い出し法、食物記録法に習慣的な食行動の情報を調査者が合わせて評価し、対象者の習慣的な食習慣情報を構築する方法である。

短所として、方法が複雑であり、調査者に高い能力が求められる。データ処理、アセスメントに長時間が必要である。西ヨーロッパで用いられているが、日本での使用頻度は低い。

4.3 (24時間)食事思い出し法^{8,10,12)}

対象者が調査前日の24時間に摂取した食物の種類と量を、調査者が聴き取る方法である。フードモデ

ル、食品の写真・イラスト、食器などのツールを使い摂取量を推定する。

長所として、過去の食事摂取について調査するため、調査による食事内容への影響は少ない。面接所要時間は30分前後であり、比較的短い。対象者が読み書きできる必要がない。国際的に広く用いられている。

短所として、調査者の聴き取りスキルにより調査精度に差が生じる。実際の摂取量が少ない対象者は多めに、多い対象者は少なめに申告することが知られている。対象者の記憶の影響を受け、小児や高齢者には向かない。

4.4 食物記録法^{8,10)}

一定期間に摂取した食品名、料理名、摂取量などを対象者が記録する。秤量法、目安法がある。

秤量法は秤、計量カップ、計量スプーンなどを用いて食物の重量、容量を測定して記録する。目安法では、食品の重量測定は行わず、食品を数えるときの単位を決め、目安量により記録する。秤量法より簡便であるが、食品の目安量、重量の標準化作業が必要である。

長所として、秤量法は最も真の値に近い値を得ることができ、他の食事調査法の精度を評価する際の基準となる方法である。

一方、調査が煩雑で手間がかかるため、対象者が限られるというバイアスが発生し、集団を代表する値を示さなくなる。食事内容を記録するということから、対象者が食事摂取量を普段よりも増加あるいは減少させる、普段と異なる食品を選択するなどのバイアスが生じる。また、小児や高齢者には向かない。

4.5 陰膳法^{8,13)}

対象者が摂取する食事を余分に1食分作成し、対象者が摂取したように調味料を加え、残食を省く。これを陰膳といい、これを用いて調査を行う。

長所として、精度の高いデータを得ることができる。

短所として、対象者の普段の食事の情報を得ることが困難である。1食分程度の調査は可能であるが、長期間のサンプリングは現実的に困難である。また、評価する側の労力や経費の負担が大きい。

4.6 生体指標⁸⁾

血液、尿、毛髪などの生体試料中に含有する物質により摂取した栄養素量を評価する方法である。

例として24時間尿中のナトリウム、カリウム、窒素量などが生体指標となりうる。

長所として、結果が対象者の意図に左右されづらいことや、一定期間の摂取量を反映することがあげられる。

短所として、血液中の生体指標により摂取量を推測することは困難であること、消化吸收の影響を受けること、採取・保存条件、分析方法により精度が下がることなどがある。

5. おわりに

臨床医学における意思決定は、経験に基づく判断から、厳密な科学的証拠のもとづく判断へと変わり、根拠となる研究論文は、以前にも増して質が問われる時代になった。栄養疫学研究を行うためのEBM、研究デザイン、食事調査法の基本知識についてまとめた。疫学、統計学の基礎知識をふまえた質の高い研究成果が増えることにより、より効果的・効率的な食事・栄養介入¹⁴⁾が行われ、国民の健康増進に寄与することを期待する。

参考文献

- 1) Sackett, David L. Evidence-based medicine: how to practice and teach EBM. WB Saunders Company, 1997.
- 2) Evidence-Based Medicine Working Group. Evidence-based medicine. A new approach to teaching the practice of medicine. JAMA. 1992; 268(17): 2420-5.
- 3) Sackett DL, Rosenberg WM, Gray JA, Haynes RB, Richardson WS. Evidence based medicine: what it is and what it isn't. BMJ. 1996; 312(7023): 71-72.
- 4) Jeejeebhoy KN. Enteral and parenteral nutrition: evidence-based approach. Proc Nutr Soc. 2001; 60(3): 399-402.
- 5) 福井次矢. わが国の臨床研究の現状と課題. 学術の動向. 2006; 8(11): 12-17.
- 6) 福井次矢. VI. 総合診療における研究. 日本内科学会雑誌. 2003; 12(92): 2364-2369.

- 7) 岡村智教. Evidence-Based Medicineの意義と限界
－疫学の立場から－. 脳卒中. 2008; 30(6): 920-924.
- 8) Walter Willett, 田中平三 (監訳). 食事調査のすべて
－栄養疫学－. 第一出版. 2003.
- 9) 高橋啓子, 吉村幸雄, 開元多恵, 國井大輔, 小松龍史, 山本茂. 栄養素および食品群別摂取量推定のための食品群をベースとした食物摂取頻度調査票の作成および妥当性. 栄養学雑誌. 2001; 59(5): 221-232.
- 10) 山口百子, 伊達ちぐさ, 田中平三. 疫学研究における食事調査 第1報 記録法, 思い出し法, 摂取頻度調査法の概要と問題点. 日本循環器管理研究協議会雑誌. 1991; 26(2): 114-117.
- 11) 佐々木敏, 柳堀朗子. 自記式食事歴法質問票を用いた簡単な個別栄養指導が栄養素等摂取量の改善に及ぼす効果. 地域における軽症高コレステロール血症者を対象とした健康教室の例. 栄養学雑誌. 1998; 56(6): 327-338.
- 12) 佐々木敏. 総論 日本人の食事摂取基準 (2005年版). 日本食生活学会誌. 2005; 16(1): 68-78.
- 13) 吉田精作, 池辺克彦. 1週間にわたる陰膳法によるナトリウムとカリウム1日摂取量の計算値と実測値の相関. 日本栄養・食糧学会誌. 1988; 41(4): 315-319.
- 14) 高橋敦彦, 久代登志男. 生活習慣指導のノウハウ－効果的で効率的な生活習慣改善指導のために－ 個々の患者における生活習慣改善余地の評価. medicina. 2004; 41(1): 30-32.

研究ノート

家庭での箸の指導からみた
幼稚園児保護者の箸の持ち方と食に対する意識篠原 啓子^{※1}

The Relationship between How Parents of Kindergarteners Hold Chopsticks and Dietary Awareness

Keiko SHINOHARA^{※1}

ABSTRACT

The purpose of this study is to verify whether the practice of dietary education at home can objectively be assessed by how they hold chopsticks. To achieve this, we conduct a questionnaire survey of 191 parents of kindergarteners to see the relationship of parents' awareness of diet and how they hold chopsticks and arrange dishes in meals, and to see how it relates to their children's way of holding chopsticks. Then we divide the parents into three groups according to the level of diet-awareness, and look into those who hold chopsticks correctly to find whether they are aware of their correctness. Also we study 73 kindergarteners using chopsticks on videotape in order to judge the relationship of holding manners of chopsticks between parents and their children.

As a result, 47.6% of the 191 parents hold chopsticks correctly. 49% of them know whether their manner is correct or not, 28% do not, and 23% don't care about it. As for how to arrange dishes, 51% of the parents are right, 25% of them are not, and 17% don't have a specific pattern. 26% are right in both holding chopsticks and arranging dishes.

In the group with the highest level of diet-awareness, the number of the parents correct in both of the two items is larger than that in the other two groups ($p < 0.01$). As for the children's holding manners of chopsticks, 26% of them are mature-type, 59%, transition-stage-type, and 15% immature-type. 78% of the parents train their children to use chopsticks correctly at home with different frequencies, 33% of whom do not know that their own manner is right or not, or don't care about it.

It is evident from this survey that there is a relationship between parents' holding manners of chopsticks and diet-awareness and how their children hold chopsticks. But the fact that the transition-stage-type children make up 59% suggests that children in this age range are in the process of developing the function of fingers. Therefore, further study to locate the critical point of correcting the holding manner of chopsticks is needed to answer the research question.

※1 日本大学短期大学部 (三島校舎) 食物栄養学科 准教授 Associate Professor, Junior College (Mishima Campus), Nihon University

1. はじめに

平成17年6月の食育基本法制定に基づき、平成18年度から開始された食育推進基本計画は、平成28年度から第3次基本計画となり、若い世代や多様な暮らしに対応した食育推進、食文化の継承などが重点目標として追加された¹⁾。第1次基本計画からの10年間で、学校給食での地場産品の利用状況や教育ファームでの農業体験などの項目は、着実に進展し、保育や教育の場での食育活動は定着している。加えて、近年では学校における食育の評価方法の理論化についても研究がなされている²⁾。一方、生活スタイルや意識、家族形態の多様化から、食育に関心を持っている国民の割合や、家族が揃って食事をする共食回数などは目標値に届いてはおらず、家庭での食育の効果は測りにくいのが現状である。幼児期の食環境は、保護者の食や健康に対する意識や態度に影響を受ける。ゆえに、これまで保護者の食への意識と子どもの朝食の摂取状況^{3・4)}や和食食材等の摂取状況^{5・6)}や食事のあいさつ⁷⁾など食態度についての関連性の調査は多数報告されている。箸の持ち方についての調査⁸⁻¹³⁾も、これまでいくつか報告されているが、幼児期の食育との関連を検討したものは少ない。

箸や茶碗（以下、食具）の持ち方や使い方は、幼児期に体得する基本的な生活習慣の一つである。そこで、家庭での箸の指導状況を評価項目として園児の箸の持ち方を観察し、幼稚園児保護者の食具の使い方と食に関する意識調査の関連について横断的調査を行った。

2. 方法

2.1 調査対象

2015年7月に、静岡県三島市内の2つの幼稚園（N園・K園）に在籍する3歳から5歳の子どもをもつ保護者191人（N園年中・年長児保護者133名 回収率89%、K園年長児保護者80名 回収率98%）を対象に、箸の持ち方と食器配置、食に関する意識についてのアンケート調査を行った。さらに家庭での箸の指導状況調査のため、箸の持ち方のビデオ観察調査をK園で行った。K園の対象者は、保護者アンケートの回答があり、2回の箸の持ち方のビデオ撮影ができなかった園児5人の保護者を除いた73人である。なお、K園の対象者の除外の有無による年齢、就業形態、家族構成、食具の使い方と自己認識に有意な差はなかった。

2.2 アンケート調査

食に関する意識調査の項目は、森脇ら⁵⁾を参考に、「料理は手作りが基本である」「市販弁当や惣菜を多用しない」「冷凍食品やレトルト・インスタント食品を多用しない」「主食・主菜・副菜など栄養バランスを考慮する」など家族の食事作りに対する【食意識】7項目。「よく噛む、偏食しない」「子供だけで食べさせない」「間食は量と時間を決めて与える」「食事の手伝いや買い物などに子供を参加させる」など子どもへの【食態度・食教育】11項目。「夕食は決まった時間に食べる」「塩辛いものを控える」「脂っこい料理を控える」「食物繊維の多い食品を毎日1品以上食べる」「食品の種類を多く摂る」「栄養や食事に関する情報の収集」「適度な運動を週2回以上行う」など調理者自らの【健康意識】8項目とした。【食態度・食教育】には、幼児の食習慣や生活態度に影響を及ぼすと考えられる食事の作法についての項目を富岡⁶⁾の調査を参考に「箸を正しく持つ」「食事の際のあいさつをする」「食べ物を残さないなど食べ物と人々の関わりを教える」を追加し、全26項目を設けた。項目の回答は4段階（いつもそうである、時々そうである、あまりそうでない、そうではない）とした。

2.3 ビデオ観察調査および箸の持ち方判定

園児の箸の持ち方のビデオ観察調査は、平成27年の7月と9月の2回行った。1回目は、園児が同じ状況で箸を使えるように紙粘土等で作成した食品模型、配置シート、杉の割りばし（長さ21cm）を用意した。割りばしは、園児の手のサイズよりやや長いことから、箸の持ち方に影響を与えないか確認するため、2回目は、各自の箸でお弁当を食べている状況を撮影し、問題のないことを確認した。保護者の箸の持ち方と園児の箸の持ち方の判定は、内閣府調査の箸の持ち方のイラスト¹⁴⁾を使用した（図1）。正しい持ち方（選択肢5：以下No.5）を成熟型、No.2とNo.3の持ち方を移行型、それ以外を未成熟型（その他）とした。

2.4 統計解析

食に関する意識調査は、「食意識」「食態度・食教育」「健康意識」の3つの回答の4段階尺度に4点から1点までを与え、合計点数の高い順から均等に3つのグループに分けた。食具の使い方は4つの群に分け、箸の持ち方と自己認識が整合・茶碗の置き方が正解している群（箸茶碗○群）、箸の持ち方は整合だが茶碗の置き方は間違っている・または気にして

いない群（箸○、茶碗×△群）箸の持ち方は間違っている・または気にしていないが茶碗の置き方は正解群（箸×△、茶碗○群）箸・茶碗いずれも不整合・不正解または気にしていない群（箸茶碗×△群）とした。

調査対象の保護者の属性、保護者の食具の使い方と食に関する意識について、ならびに園児と保護者の箸の持ち方の関連は、SPSS Statistics 23（日本アイ・ピー・エム株式会社、東京）を用いてPearsonのカイ二乗検定し、5%未満を有意水準とした。

2.5 倫理的配慮

アンケートは無記名とし、通し番号を記入したシール付きの封筒に入れ、保護者への配布および回収は幼稚園を通じて行った。園児のビデオ撮影に関しては、入園の際、園が撮影の同意を保護者に得ているため園長に撮影方法を説明し、その同意を得た。撮影にあたっては、担任教諭が、保護者アンケート調査番号と同じ番号シールを園児の箸を持つ手に貼り、調査者は、園児が特定されないよう配慮しながら園児の背中側から箸を持つ手のみを撮影した。アンケート調査の方法ならびにビデオ撮影、対象者からの同意書については、日本大学国際関係学部倫理委員会委員長に報告し、許可を得てこれを実施した。

3. 結果

3.1 調査対象者の属性

調査対象者の属性を表1に記す。対象者は全員母親である。K園は、N園に比べ30代の割合が高く、家族構成は父母と子どもの核家族で専業主婦が多かった。K園は、20代、パート勤務、三世帯同居の割合が高く、年代と就業形態に有意な差がみられた。箸の持ち方と自己認識は、K園56%、N園44%、茶碗の配置は、K園56%、N園48%とともにK園の方がN園より正しい割合が高い傾向にあるが、食具の使い方や認識で両園に有意な差は認められなかった。

箸の指導は、「いつも行う」「時々行う」を合わせて両園とも約80%の人が行っていると回答していた。

表1：調査対象者の属性

人数	N園	K園 ^a	P値*
	118	73	
【年代】			0.007
20代	20%	4%	
30代	55%	68%	
40代	25%	27%	
【就業形態】			0.057
専業主婦	67%	77%	
フルタイム	2%	5%	
パートタイム	23%	16%	
家内業	8%	1%	
【家族構成】			0.112
父母と子	72%	85%	
三世帯同居	21%	11%	
母子家庭	3%	1%	
母子と祖父母	1%	3%	
四世帯同居	3%	0%	
【箸の持ち方】			0.967
成熟型（No.5）	47%	48%	
移行型（No.2と3）	43%	44%	
その他	9%	8%	
【茶碗の配置】^b			0.475
向かって左	48%	56%	
向かって右	26%	23%	
決まっていない	20%	19%	
【箸の持ち方の認識】			0.256
回答と整合	44%	56%	
回答と不整合	30%	25%	
気にしていない	26%	19%	
【箸の指導】			0.361
いつも行う	42%	51%	
時々行う	40%	27%	
あまり行わない	16%	21%	
ほとんど行わない	2%	1%	

a) 園児のビデオ撮影ができなかった5人を除く

b) 左利き各園5人除く * Pearsonカイ二乗検定

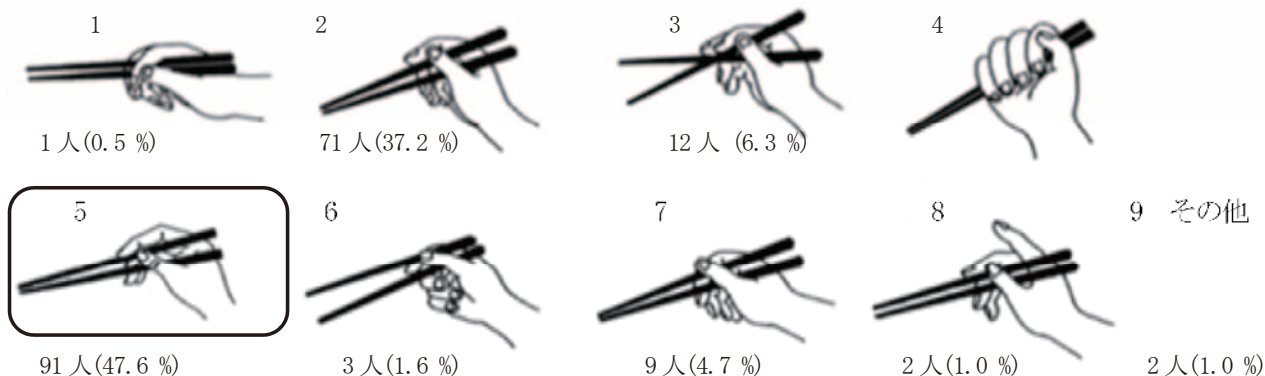


図1：保護者の箸の持ち方の回答状況 n=191人

3.2 保護者の食具の使い方の回答状況と箸の持ち方の自己認識

図1に保護者の箸の持ち方の回答状況を示す。この中で、上下2本の箸のうち、下の箸を親指の付け根と薬指の腹で固定し、上の箸を中指と人差し指の先端部で軽くはさみ、親指の先を箸にそえるNo. 5が正しい箸の持ち方である。

自分の持ち方がNo. 5であると回答した割合は47.6%、次に多かったのがNo. 2の37.2%だった。なお、左利きは10人だった。

保護者が自分の箸の持ち方をどのように認識しているかを図2で示す。全体の49%が、自分の持ち方をNo. 5と回答し、自己認識と整合していた（No. 5以外の持ち方をしているので直したいと思っている29人を含む）。しかしながら、28%は、No. 5以外を回答しているが自分の持ち方は正しいと思っている認識のずれがあった（持ち方はNo. 5と回答しているが、これを間違っていると認識している4人を含む）。また、持ち方を気にしていないと回答している人は24%だった（No. 5と回答している23人を含む）。

茶碗の置き方の回答状況を図3に示す。左利きの人を除き、茶碗は向かって左側に配置すると正解を回答している人は約半数で、25%は誤った配置、17%は置き方が決まっていないと回答していた。

箸の持ち方と茶碗の配置がともに正解していた人は全体の26%だった。箸の持ち方と茶碗の置き方の回答の正誤や認識には、年齢や就業形態、家族構成、保護者自身が小学生の頃の共食状況の違いによる統計的な有意な差は見られなかった。

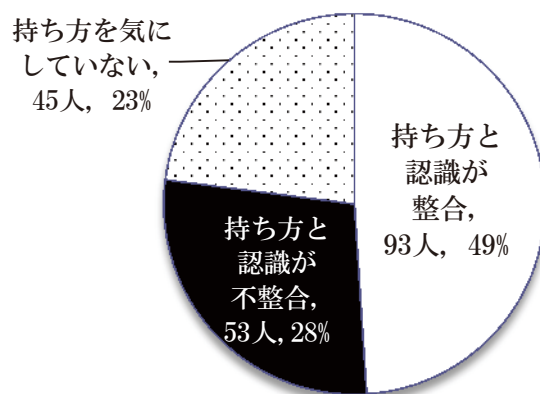


図2：保護者の箸の持ち方の回答状況と自己認識 n=191人

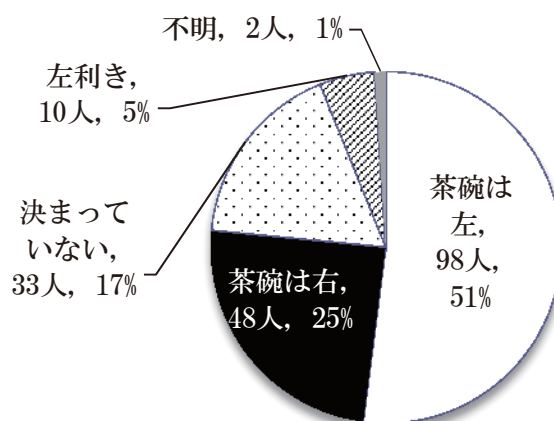


図3：保護者の茶碗の置き方の回答状況 n=191人

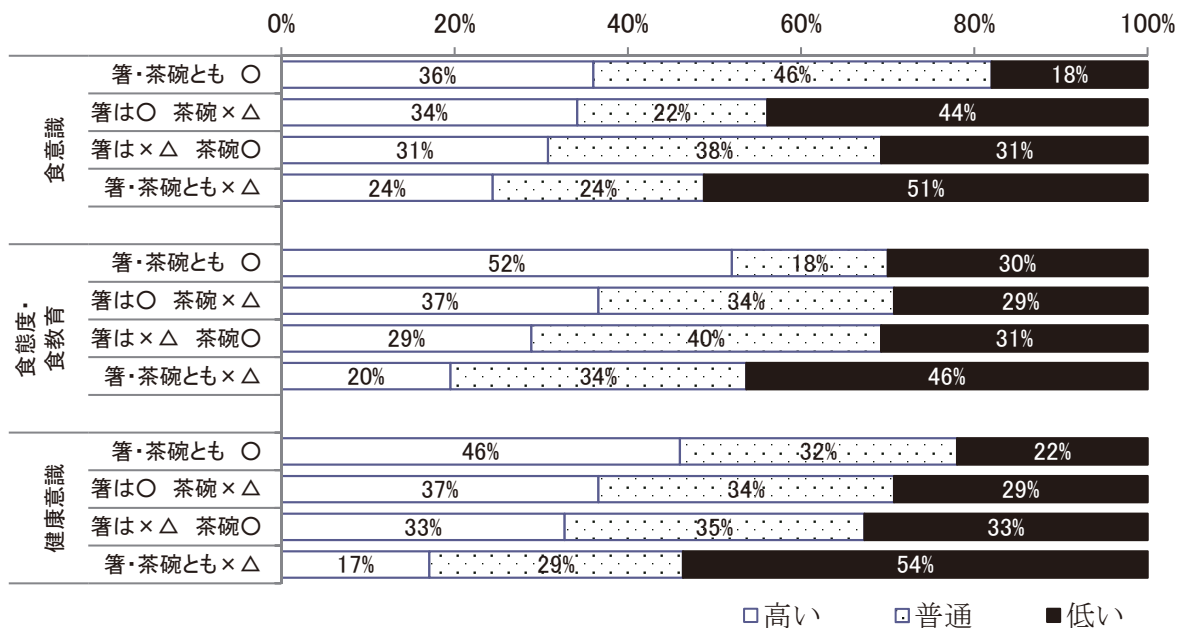


図4：食具の使い方の認識と食に関する意識 n=184人 左利き、無回答者12人除く

○：使い方と認識が整合 ×使い方と認識が不整合 △使い方を気にしていない
 箸・茶碗とも○ (50人) 箸○茶碗×△ (41人) 箸×△茶碗○ (52人) 箸・茶碗とも×△ (41人)
【食意識】 χ^2 値 14.9 p=0.02 **【食態度・食教育】** χ^2 値 14.5 p=0.03
【健康意識】 χ^2 値 13.1 p=0.04

3.3 食具の使い方の認識と食に関する意識との関係

食具の使い方の認識と食に関する意識との関係を図4に示す。食具の使い方を正しく認識している群は、食に関する意識が高く、誤った認識や気にしていない群の意識は低かった。惣菜等市販食品の利用や主食・主菜・副菜を揃えた栄養バランスを整えた食事などの状況を尋ねた【食意識】の項目、食事の際のあいさつ、箸の持ち方、よく噛んで食べる等、食に関する躰や間食について尋ねた【食態度・食教育】の項目、塩分、脂質、野菜の取り方や運動習慣について尋ねた【健康意識】のいずれの項目で群間に有意な差があった。図表の記載はないが、N園、K園の結果に有意な差はなかった。

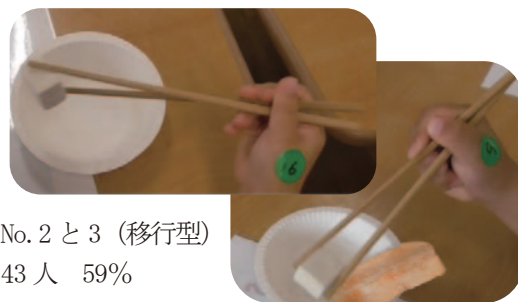
3.4 園児の箸の持ち方と保護者の箸の持ち方の関連

園児の箸の持ち方は、成熟型が、保護者48%に対し園児26%、移行型は44%に対し59%で、園児は移行型が最も多く観察された(図5)。園児と保護者の箸の持ち方の関連を図6に示す。園児に移行型が多いため、保護者と持ち方が同じである園児の人数と持ち方が異なる園児の人数には差がないが、園児の持ち方が保護者と同じ群の方が成熟型の割合が多く、有意な差がみられた(P=0.001)。

No. 5 (成熟型)
19人 26%



No. 2と3 (移行型)
43人 59%



その他の持ち方 (未成熟型)
11人 15%

図5：園児の箸の持ち方

3.5 保護者の箸の持ち方の自己認識と箸の指導状況

家庭での箸の指導の実施状況は、有意な差はないものの、箸の持ち方の自己認識が整合している保護者は「いつも行っている」「時々行っている」と回答している人が多い傾向が示された。また、保護者自身の持ち方の正誤を気にしていない人は、指導の頻度にばらつきがみられた（図7）。

3.6 親子の箸の持ち方と箸の指導の状況

親子の箸の持ち方と箸の指導状況の関連では、成熟型の園児の人数は、箸の指導を行っている保護者の成熟型に多かった。移行型の持ち方の園児は、箸の指導を行っている成熟型、移行型の保護者に同数みられた。また、その他の箸の持ち方をしている保護者も箸の指導をよく行っていた（図8）。

4. 考察

4.1 保護者の食具の使い方について

平成22年度に行われた内閣府の「食事に関する習慣と規範意識に関する調査報告書」¹⁴⁾によると30代女性（n=130人）では、正しい箸の持ち方（No. 5）と回答した者の割合は56.2%、No. 2と回答した者の割合が26.2%でこれに続き、それ以外の回答の割合は全て僅かであると報告している。同様に、茶碗の置き方は、ご飯を左に置くとしている割合が62.3%、右に置くは20%、決まっていないは17.7%であった。本調査では、これに比べると箸の持ち方の正解者は47.6%、茶碗の置き方は51%でやや正解率が低かった。しかし、内閣府の報告はインターネット調査であることを考慮する必要がある。

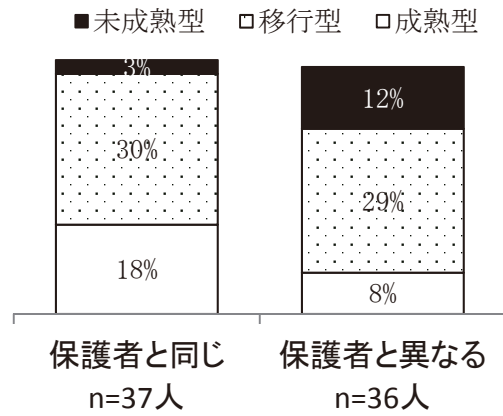


図6：園児と保護者の箸の持ち方の関連 n=73人

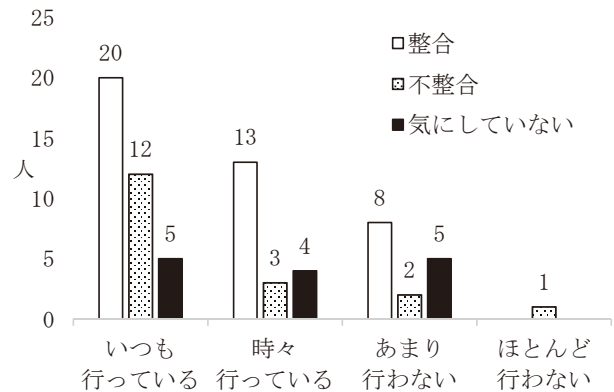


図7：保護者自身の箸の持ち方の自己認識と箸の指導の関連 n=73人

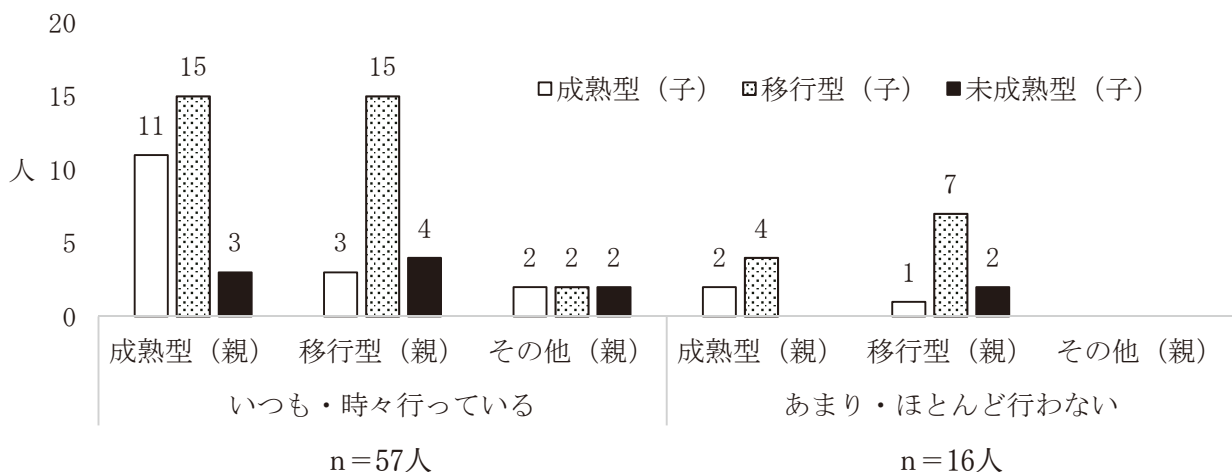


図8：親子の箸の持ち方と箸の指導の状況 n=73人

1980年に行われた向井ら⁸⁾のアンケート調査では、小学1年生が55.6%、中学1年生は67.6%、短大生では68.8%が正しい持ち方をしていると報告している。同じく1981年の短大生111人の観察調査の報告では、71.2%が正しかったとされている⁹⁾。1991年に行われた奥田らの大学生54人の観察調査の報告では、正しい持ち方は46.3%だった¹⁰⁾。これらの先行研究の結果から、箸の正しい持ち方をしている人の割合は年々減少しており、本調査の結果はほぼ妥当と考えられる。

4.2 保護者の箸の持ち方の自己認識と箸の指導について

本アンケート調査では、食の意識の高さと食具の使い方の認識の正しさには関連があるという結果が得られた。一方、保護者の箸の持ち方の自己認識では、4分の1強の人に持ち方と認識にずれがあり、「持ち方を気にしていない」と回答している人の割合は4分の1弱であった。K園での観察調査では、箸の指導を行っている人数は、持ち方と自己認識が整合している保護者が多かったが、持ち方の誤認に気づかずに教えている保護者や、自分の持ち方は間違っているが、子どもには正しい持ち方を教えているなどいろいろな保護者がいる現状がわかった。本調査と評価項目は異なるが、保護者の食意識と子どもの食生活・身体状況をみた横断的な調査¹⁵⁾では、食意識の得点が高くても食事調査を行ってみると、実際に使用する食品バランスには偏りがあり、意識と実態が乖離していることを報告している。家庭での食の作法は、なぜそうすべきかという根拠がないまま、こうしなさいと教えたり、教えられてきたものである。このため保護者の食に対する意識により、食の作法は変化する可能性は大きい。

本調査にみられるこのような箸の指導と保護者の自己認識のずれの理由として、長年、箸の持ち方を調べてきた谷田貝¹⁶⁾によれば、「1940年生まれを境に正しく箸を使えない人が増えてきており、これは戦中戦後の混乱期に、親が子に箸の躰をする余裕がなく、箸を使う食べ物も減っていたためでないか」と推測し、「身近なモデルである親が箸をきちんと使えないことが常態化した。」と述べており、参考意見のひとつとなる。また、箸の持ち方を気にしていない保護者で、箸の指導状況にばらつきがみられた背景には、箸がうまく使えない、正しい使い方を知らないなど持ち方の修正ができないことを理由とする意見と、食べられればよい、食べ方は個人の自由であ

ると箸を道具のひとつであると捉える考えがあるのではないかと推察する。

4.3 園児の箸の持ち方について

本観察調査では、園児の箸の持ち方は、成熟型が26%に対して移行型が59%と多く観察された。谷田貝らは、1936年に行われた山下の調査¹¹⁾を2003年に追試した結果「箸を正しく使うことは、山下調査は3歳6か月には80%に達しているが、本調査では6歳でやっと78.7%で大きな開きがある。しかし、本調査での持ち方の判定は母親が行ったものなのでやや信ぴょう性は低く、一見したところ正しく使っている程度と考えるのが妥当と考える。」と報告している¹²⁾。

また、箸の持ち方のように体得する学習は、一旦、誤った持ち方に慣れてしまう（固定化する）とこれを大人になって修正することが困難となる臨界期があるとされる。同じ山下と谷田貝らの調査では、箸の持ち方の固定化には2年半の差があったことを明らかにしている。一方、河村らの2008年の小学1年の観察調査では、中指が上下の箸の間に入って比較的正しい持ち方をしていた子どもは16.8%だったと報告している¹³⁾。これらの先行研究から子どもの箸の持ち方は、成熟型が減少してきている傾向が推察される。しかしながら、これらの先行研究は、調査の方法に違いがあり、加えて本観察調査は、さらに10年余調査年次の開きがある。ゆえに、本研究の結果をこれらの先行調査と比較することは妥当性を欠くため、さらなる追試が必要とされる。

1回目のビデオによる観察調査では、ミニトマト、ブロッコリー、焼き魚の紙粘土模型と凍り豆腐を21cmの杉の割りばしで配置シートの同じ形のところに移動させる作業をした。成熟型の子どもの箸使いは、箸の長さが園児の手よりやや長いものの、箸の動きはスムーズだった。一方、移行型は途中で箸先を揃えたり、指の位置を動かしたり作業に安定的な動きがみられなかった。向井ら^{8・9)}によると、正しい持ち方では、親指が上の箸を支えると同時に下も動かすだけでなく、人差し指の筋肉や指を広げたり閉じたりする背側骨間筋の活動が高くなる。このため箸先の角度を自在に操ることが可能で「つまむ」「切る」「はさむ」など多目的な対応ができ、大変機能的であると述べている。また高橋は、箸と鉛筆の持ち方には関連性があり、箸の持ち方は姿勢や視力にも影響を与えることを明らかにしている¹⁷⁾。本調査でも自分の持ち方は気にしないが子どもへの箸の

指導を行っているという矛盾した行動をとる保護者が少なからずいたことから、このような先行研究の結果を示しながら、保護者がその意義をはっきり意識できるような支援の方法を考えていく必要がある。

5. まとめ

本研究において、食の意識が高い保護者は、食具の使い方も正しく認識できていることが確認された。一方、園児の箸の持ち方は、正しい持ち方へ移行する段階が多く、保護者の中には誤った持ち方のまま箸の持ち方を指導している現状が明らかになった。今後は、箸の持ち方について、保護者がその意義をはっきり意識できるような支援の方法を考えていく必要がある。

6. 参考文献

- 1) 農林水産省平成27年度食育推進施策(食育白書)
http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/pdf/gaiyou_all.pdf
- 2) 赤松利恵, 稲山貴代 他: 望ましい食習慣の形成を目指した学校における食育の評価, 日本健康教育学会誌 23(2), pp.145-151 (2015)
- 3) 綾部園子, 小西史子 他: 朝食からみた幼児の食生活と保護者の食意識, 栄養学雑誌 Vol.63(5), pp.273-283 (2005)
- 4) 真名子香織, 久野鍛一恵: 朝食の食欲がない幼児の夕食の食欲と生活時間・共食, 遊ぶ場所, 健康状態との関係, 栄養学雑誌 Vol.61(1), pp.9-16 (2003)
- 5) 森脇弘子, 小田光子 他: 小学生の食生活・生活習慣に及ぼす調理担当者の意識, 栄養学雑誌 Vol.64(2), pp.87-96 (2006)
- 6) 富岡文枝: 幼児への食教育と両親の食意識及び食行動との関わり, 栄養学雑誌 Vol.57(1), pp.25-36 (1999)
- 7) 名村靖子, 東根裕子 他: 保護者の食意識が幼稚園児の食生活、食関心に及ぼす影響, 大阪教育大学紀要 Vol.57(2), pp.27-36 (2009)
- 8) 向井由紀子, 橋本慶子: 箸の使い勝手について—箸の持ち方(その3)—, 家政学雑誌 Vol.34(5), pp.269-275 (1983)
- 9) 向井由紀子, 橋本慶子: 箸の使い勝手について—箸の持ち方(その2)—, 家政学雑誌 Vol.32(8), pp.622-627 (1981)
- 10) 奥田和子, 渡邊裕季子, 林香枝: すべりどめ塗り箸の使いやすさと衛生, 調理科学 Vol.26 No. 4, pp.342-348 (1993)
- 11) 山下俊郎: 幼児に於ける基本的習慣の研究(第一報告), 教育第4巻第4号 pp.114-138 (1936)
- 12) 谷田貝公昭, 高橋弥生: 「データでみる 幼児の基本的な生活習慣」一藝社 2007年
- 13) 河村美穂, 高橋愛: 箸の持ち方と食生活との関連, 埼玉大学紀要57(2), pp.37-46 (2008)
- 14) 内閣府食育推進室, 食事に関する習慣と規範意識に関する調査報告書, 平成22年1月 <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1025343/www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/h21/netchosa/pdf/p069-098.pdf>
- 15) 塚原康代: 保護者の食意識と子どもの食生活・身体状況—ライフステージ別相違点と相互関連性—, 栄養学雑誌 Vol.61(4), pp.223-233 (2003)
- 16) 高橋ひとみ: 「箸の持ち方」「鉛筆の持ち方」と「姿勢」と「視力」の関連, 桃山学院大学総合研究所紀要30(2), pp.1-11 (2004)
- 17) 朝日新聞: Re:お答えします, 2015年1月18日朝刊 pp.31

症例報告

高血圧と糖尿病が合併した慢性腎不全高齢患者における
栄養食事指導の一症例報告葛城 (池田) 裕美^{※1}・武藤志真子^{※2}Report on the Instructions on Diet and Nutrition in the Case of
an Elderly Chronic Renal Failure Patient with Hypertension and DiabetesHiromi KATSURAGI (IKEDA)^{※1} and Shimako MUTO^{※2}

ABSTRACT

[Purpose] This report describes the instructions on diet and nutrition given to an elderly chronic renal failure patient with hypertension and diabetes.

[Method] While the instructions on diet and nutrition were continued thirty-two times, the actual condition was surveyed and assessment and monitoring were conducted.

[Results] The male subject was born in 1942 and lives in a family of three. He presented high blood pressure at the age of 33. The serum creatinine level was 2 mg/dl and he was diagnosed with chronic kidney disease (CKD) at 63. The instructions on diet and nutrition started when he was 66. Despite the consistent recording of meals and dietary practices, the serum creatinine level gradually increased, leading to initiation of dialysis when he was 68.

The first direction of the physician was 1600 kcal/day (28.4 kcal/kg) of energy, 40 g/day (0.7 g/kg) of protein and 6 g/day of salt. The food exchange lists for kidney disease were used to plan the food composition based on the direction. The first nutrient intake was about 1000 kcal with about 47 g of protein and about 5 g of salt, which was insufficient in energy and special foods for remedy were suggested for the problem. By replacing rice with low-protein rice to reduce protein, he could take his wife's dish of quality animal protein for it. The initiation of dialysis was delayed by 15 months by the living care with dietitians' expertise and his family's support as well as keeping dietary practices.

緒言

糖尿病は、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明や、透析治療が必要となることがあり、また、脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症、進展させてしまうことが知られている。このような糖尿病の合併症は、患者のQOLを著しく低下させるのみでなく、医療経済的にも大きな負担を社会に強いている。こうした状況のなか行われた厚生労働省の平成26年（2014年）

「国民健康・栄養調査」による実態把握では、糖尿病有病者（糖尿病が強く疑われる人）の割合は、男性で15.5%、女性で9.8%であり、2006年調査に比べ増加している。糖尿病は50歳を超えると増えはじめ、とくに70歳以上の高齢者では男性の4人に1人（22.3%）、女性の6人に1人（17.0%）が糖尿病有病者と推定されている¹⁾。このような糖尿病増加を背景として、糖尿病の三大合併症の一つである糖尿病性腎症が関連する透析者数も年々増加している。

※1 日本大学短期大学部食物栄養学科 准教授 Associate Professor, Department of Food and Nutrition, Junior College, Nihon University

※2 女子栄養大学 名誉教授 Emeritus professor, Kagawa Nutrition University

すなわち2014年末には我が国の全透析者数は32万448人となり、前年（2013年）より6,010人増加した。透析者の原疾患としても2011年から糖尿病性腎症が第1位となり、2014年末には前年に比べ0.5%増加して、糖尿病性腎症を原疾患とする透析患者は累積で11万8,081人と最も多くなり、全透析者の38.1%を占めるに至った。原疾患の第2位は慢性糸球体腎炎が9万6,970人（全体の31.3%）で続き、この2つの疾患で全体の7割を占める結果となった。透析者の平均年齢は高齢化が進行しており、原疾患が糖尿病性腎症の患者は67.16歳、慢性糸球体腎炎が68.66歳である²⁾。透析の医療費は1人あたり1ヶ月で約40万～50万円かかり、年間では約500万～600万円と推測されている³⁾。わが国の医療保険制度では、個人負担以外の医療費は国が負担しているため、透析導入患者の増加は医療費の増加に直結する。従って腎臓病の進行抑制をはかることは、透析導入患者の減少、治療費の削減につながる。透析導入の遅延に有効な治療は、薬物療法に加えて食事療法が不可欠であるが、エネルギーや複数の栄養素の調整が必要な腎臓病の食事療法の実行に際しては、一般食品のみでは遅延効果が十分に得られないといわれている⁴⁾。

また、治療を継続していく上で、患者自身のセルフケアマネジメントが求められる。栄養管理における重要なポイントは、患者の病態のみならず、患者の長期にわたる食事の嗜好や食事時間など食習慣を医療者も十分に加味すること⁵⁾が治療効果を高める上でも必要とされる。加えて高齢になると、加齢に伴うADL低下と食事療法や薬物療法など治療による負荷の影響を医療者は考慮する必要が出てくる。糖尿病性腎症の場合、患者自身による糖尿病のセルフマネジメントに加え、腎不全に対する自己管理やセルフマネジメントが必要となる。透析を行うと身体的、社会的に制限がかかってくるため自尊心の変化が見えてくる。患者自身のセルフマネジメントは一生継続くものであり、途切れることがない点が、慢性疾患患者の最も苦痛な点である⁶⁾。それに対して医療者である管理栄養士は、患者の変化を見つけ、受け止め、援助し続けることが求められる。

そこで、透析療法導入を遅延させ、また透析導入後もバーンアウトしない食事療法はどのように行えば良いのかを症例により検討し、今後の栄養食事指導の基礎資料の一つとすることとした。すなわち、計画的行動理論^{7,8)}を取り入れながら、高血圧と糖尿病が合併した慢性腎不全の高齢患者1名の食事療法の傾向を症例として取り上げた。なお、栄養食事

指導と症例報告投稿にあたり、日本大学国際関係学部倫理委員会の審査の承認とY病院における栄養委員会の許可、並びに患者とその家族に書面と口頭の説明を行い、書面にて署名と押印の同意を得て行った。

2. 対象者

昭和17年（1942年）1月8日生まれ男性
職業：無職。以前はサラリーマン、建築士など
家族構成：妻、次男の3人暮らし、長男夫婦と孫2人は近くに居住
家族歴：母（糖尿病から慢性腎臓病（以後CKDと略す）、兄（虚血性心疾患）、弟（脳梗塞）、兄弟4人中、患者本人は次男

3. 病歴と治療経過

- 33歳（1975年）：高血圧（血圧180mmHg）と血糖が高めと指摘され、薬が処方されるが仕事が多忙にて治療中断となる。
- 34歳（1976年）：腎炎にてJ大学病院を1カ月毎日通院治療となる。
- 36歳（1978年）：痛風
- 40歳（1982年）：生命保険に加入を試みた際、血圧180mmHgあり、保険加入を断られ、診療所を勧められる。診療所を受診したところ、高血圧と血糖が高めと指摘され、薬が処方されるが仕事が多忙にて治療中断となる。
- 60歳（2002年）：陳旧性脳梗塞（後遺症無）となる。ボイラー仕事の夜勤明けに声が出なくなり、帰宅後も続く。2本の指に触っても、1本しか感じないため、病院を受診したところ、即入院となる。コンピュータ断層撮影検査を行う。脳に入る動脈に血栓あり、2時間投与の薬物治療を行う。
- 62歳（2004年）：尿量の減少と下肢浮腫が気になる。
- 63歳（2005年）：N国際病院で狭心症と診断される。心電図異常あり、心臓カテーテルの際、血清クレアチニン（以後Cre）2 mg/dlとCKD指摘あり、以後近医で経過観察となる。
- 66歳（2008年）：Y病院を紹介受診する。冠動脈3本とも閉塞していたため、ステントより負担が大きいが、自ら冠動脈バイパス術を選択する。手術は半日を要し2枝は治せたが、1枝は治せなかったと説明を受ける。この時点（2008年4月）ではCre 4.0 mg/dlであった。
- 66歳（2008年9月）：Y病院循環器科を定期受診し

た際、Cre 5.9mg/dl、尿素窒素（以後BUN）49mg/dl、血清カリウム値（以後K）5.3mEq/lと腎機能悪化みられ腎臓内科を紹介される。初診時Cre 5.75mg/dlあり、ヘモグロビンA1c（以後、HbA1c）も高値（数値不明）であったためインスリン導入となる。その後、循環器科と腎臓内科の併診となる。11月、シャント造設。12月、冠動脈造影（CAG）される。

・67歳（2009年1月）：CAG後に造影剤除去目的で透析を行う。6月外来にて透析導入の説明を受ける。10月～12月にかけて食事を遵守しているが、血清クレアチニンが上昇、水分貯留のため体重増加傾向となる。

・68歳（2010年1月28日～3月2日）：肺炎で入院となる。3月3日明け方から胸痛出現ありニトロペンを使用するが効果がなく、救急外来受診する。腎不全による溢水の診断で入院。透析導入となる。

・71歳（2013年5月27日～6月1日）：入院し、心臓冠動脈の石灰化を除去し、ステントで再生する。

4. 栄養食事指導及び経過観察

1) 栄養食事指導の流れと初回時の状況

66歳（2008年12月）の時、腎不全の栄養食事指導を開始し、透析導入後も自ら栄養食事指導を受けることを希望し71歳（2013年1月）まで計32回行った。初回の栄養食事指導には、妻も同席し、月1回の指導を継続した。

初回の栄養食事指導は、現状の把握と医師からの栄養指示量 エネルギー1600kcal/日（28.4kcal/kg）、たんぱく質40g/日（0.7g/kg）、塩分6g/日に基づき、腎臓病のための食品交換表にて、患者の食事状況に合わせて、食品構成を作成した。2回目の栄養食事指導では患者本人から家族と同じおかずが食べたいとの希望があり、治療用特殊食品の低たんぱくご飯を取り入れた食品構成を作成した（表1）。

2) 食生活の内容と摂取量

患者は2009年4月12日（67歳）から毎日食事を計量、記録用紙に記入し始めた。この食事記録表を栄養食事指導日に筆者が受け取り、摂取量の計算結果（エネルギー量、たんぱく質量、体重あたりのエネルギー量とたんぱく質量、前回から今回の指導の期間内の平均摂取栄養量）と検査値の結果をまとめたものにコメントを添えて返却した。栄養食事指導前後、透析導入後の患者の声、生活状況、具体的な食事内容と問題点および筆者による栄養食事指導内容の一部を表2にまとめて示す。また、2013年7月31日までの1567日間の食事記録の結果から計算したエ

ネルギーとたんぱく質の摂取量の推移および検査値の変遷を図1に示す。

以下に栄養食事指導開始後の表2の要点について記す。

66歳（2008年12月）：初回栄養指導時の摂取量は約1000kcal、たんぱく質約47g、塩分約5gであった。

67歳（2009年6月）：主治医より血清クレアチニンが7mg/dlになったら透析導入と宣告される。食事をさらに気をつける。同年9月には食事コントロールしながら、故郷の台湾へ旅行に行く。10月～12月にかけて食事を遵守しているが、血清クレアチニン上昇、体重増加傾向となる。

68歳（2010年1月）：風邪で発熱38°C、食欲なし、昼は欠食、同年1月～3月に肺炎で入院となる。入院食2000kcal、たんぱく質40gへ変更となる。同年3月に透析導入となる。指示栄養量がエネルギー2000kcal、たんぱく質50g、塩分6gに変更となる。栄養食事指導は一旦終了となる。同年4月に食生活が気になり栄養食事指導を希望し再開となる。2～3か月に1回、透析後の金曜日15時～指導を行う。透析導入後、飲量、尿量、血圧、脈拍、体温、血糖値、体重、万歩計の値について患者自身が記録を始める。

70歳（2012年5月）：指示栄養量 エネルギー2000kcal、たんぱく質60gへ変更となる。

71歳（2013年1月）：70歳以後、指示栄養量に変更なく摂取エネルギー量もほぼ横ばいに推移する。

3) 食生活上の問題点

慢性腎不全と診断された患者は、初回の栄養指導では、主治医に栄養指導を勧められて来室したが、第1声から行動を変えようと思いを持って臨んでいた。初回の栄養食事指導時点では、エネルギーのあるジュースよりノンカロリージュースなら摂取しても大丈夫と患者は判断し、飲み続けたところ、血清カリウム値が6.0mEq/Lに上昇していた。患者は糖尿病自己管理のためにエネルギー摂取制限行動をとったが、血清カリウムについての知識不足があった。またエネルギー不足が食生活上の問題点としてあげられたので、栄養食事指導でカリウムを多く含む食品とエネルギーアップについて説明し、治療用特殊食品を紹介した。

ProchaskaとDiClemente⁹⁾らによる変化のステージモデルでは、人の行動が変わり、それが維持されるには5つのステージを通ると考える。その5つのステージとは、「6ヶ月以内に行動を変える気がない；無関心期」、「6ヶ月以内に行動を変える気がある；関心期」、「1ヶ月以内に行動を変える気がある；準

備期]、「行動を変えて6ヶ月以内の時期；行動期]、「行動を変えて6ヶ月以上の時期；維持期」である。本対象者は、透析導入後さらに食生活を変え、その後ほぼ5年以上食事自己管理行動を維持している。

栄養食事指導の際、毎回患者の声に耳を傾けながら、患者には行動しようと思う気持ちは今どのくらいあるのか、また、この気持ちを高めるには何が必要なのかを、栄養的根拠に基づくデータを示しながら栄養食事指導を行った。また、計画的行動理論^{7,8)}を取り入れながら、食生活上の問題点を検討した。例えば、患者は醤油をたっぷりかける習慣があった。これを計画的行動理論の「行動への態度」、「主観的規範」、「行動コントロール感」の3つで分析すると、患者は「血圧をコントロールすることは透析導入を遅延するのに良いと思うが、塩分を控えていたら本当に血圧が下がるのだろうか」(行動への態度)。「家族も主治医も管理栄養士も塩分を控えることを望んでいるのだから、私もその気持ちには応えたいと思っている」(主観的規範)。「いままで料理について醤油をかけてしまっていたので減塩が出来るか心配だ」(行動コントロール感)に分けられた。患者の声から血圧を下がることは良いと思っているが、「塩分を控えること」という行動が「血圧低下、透析遅延」につながるかが確信を持っておらず、行動態度、コントロール感が不十分であることがわかった。そこで、「行動への態度」には約8年間の追跡調査で減塩の取り組みを行った研究結果で、血糖、血圧管理良好群にて腎症の進行が抑制された具体的なデータを示した¹⁰⁾。「行動コントロール感」については、つい醤油をかける習慣を改善するため、簡単に出来る減塩指導を行ったところ、第2回目の栄養食事指導以降も減塩を継続することが出来た。

全32回の栄養食事指導のうちでの食生活上の問題点をあげたところ、食生活の問題点は、「エネルギー不足」が最も多く、14回、「たんぱく質摂取に関すること」4回、「外食の選び方」3回、「透析についての知識不足」3回、「塩分摂取過剰」・「野菜摂取不足」・「菓子摂取過剰」それぞれ2回、「体重増加(短期間)」・「アルコール摂取過剰」・「水分摂取不足」それぞれ1回ずつであった。

5. 考察

患者は35歳(1977年)に結婚し、36歳(1978年)の時に妻が妊娠した。妻の妊娠時に痛風を発症し、心臓の鼓動と一緒に痛くなったと記憶している。患者は家族のイベントと自身の病気をセットで記憶し

ている。初回の栄養食事指導では何とか透析導入を遅延したいと切望し、データが悪化しても望みを失わず、食事療法を継続し続けた。栄養食事指導の際、きつい身体の痛みや辛いことも多々話してくれたが、その中には必ず家族の話題があった。「生きる源は何か」と栄養食事指導の際、伺ったところ、「家族」と話されていた。2008年12月には医師より、透析導入まであと3カ月との説明を受けるが、家族の協力のもとで生活療養と食生活を遵守し、1年3カ月も透析遅延をすることが出来た。低たんぱく食は透析導入の遅延に繋がる食事療法である。患者は普通の主食を低たんぱくごはんに置き換えたことで主食に含まれるたんぱく質の減量が可能となり、その分を妻が調理した主菜の肉や魚、卵類に含まれる良質な動物性たんぱく質を摂取できた。このことは、患者にとって、家族と同じおかずを食べることができ、共食の楽しみを味わうことができるばかりでなく、調理担当者の家事軽減につながることであった¹¹⁾。

患者は透析導入後も食生活に気を付け、料理や食品はスケールで計り、食事記録を記入し、外出時には携帯食品スケールを持ち歩くなど自己管理の徹底をしている模範的ともいえる患者である。また、集団栄養食事指導の腎不全講習会へ出席するなど情報収集も積極的に行い、最新の医療・栄養食事の知識を習得している。病気を抱えながらも諦めず、生きている姿には家族の存在があった。透析は、いったん導入されると生涯治療を続けなければならない。加えてその治療経過は多岐にわたり、患者の生活習慣と複雑に絡み合っていることが多く、継続には困難が伴う。しかし、各患者自身の積極的な態度や行動、そしてこれを支える自己効力感こそが食生活ステージに影響を及ぼす最も重要な要因¹²⁾であることを裏付けている。このような模範的な患者であってもエネルギー不足が見受けられたことは、対象患者が冠状動脈の閉塞など循環器疾患を併発しており、糖尿病、慢性腎不全とあわせて3疾患の食事療法を実行することの困難さも反映しているのではないかと推察される。困難な食事療法を継続していくためには、患者を支援する家族、専門知識を持った管理栄養士を含め医療スタッフの存在は不可欠であることも裏付けているといえよう。患者は透析導入の説明の際、「趣味の旅行は出来るか」と質問した。透析しながらの旅行は交通手段の確保・ホテルの手配に加え、透析を行うクリニックの依頼の手続きなどあり、食事や薬などの生活管理を通常より気をつけなければならないが、透析導入後も患者は家族と国内

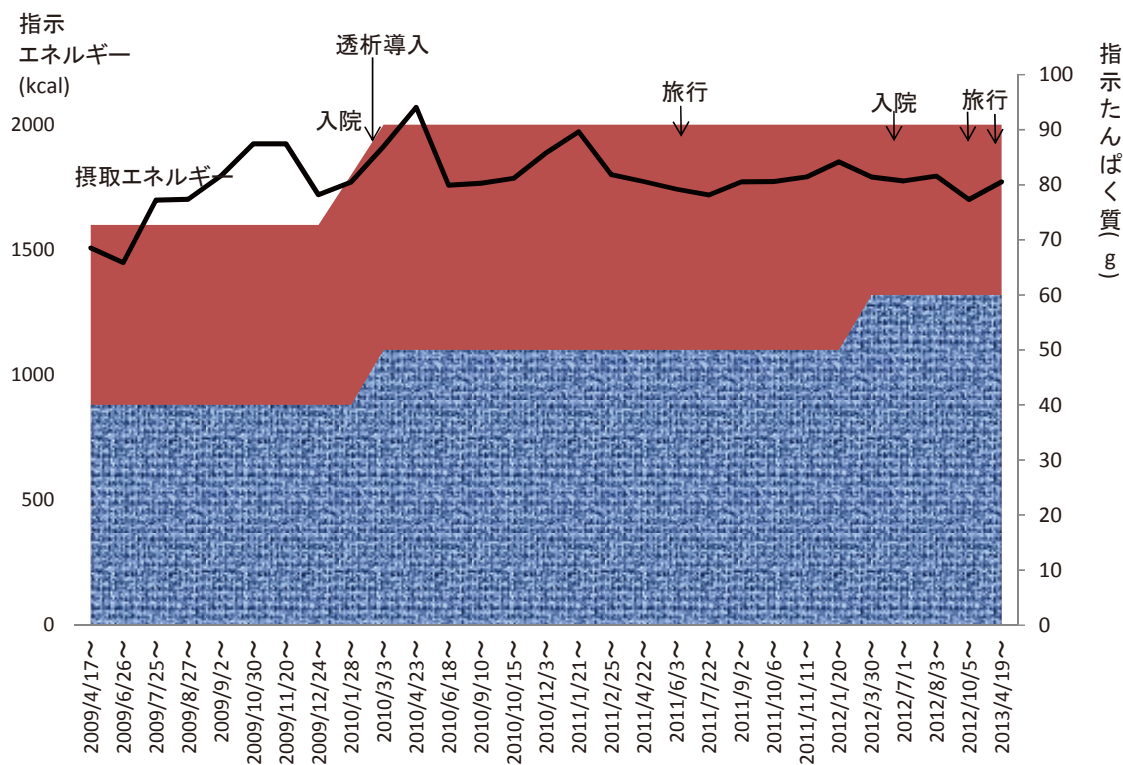
のみならず、海外へも足を運び、QOLが維持されている。栄養食事指導では、患者に改善しようとする行動が自分の望む結果を招くと信じてもらい、自分にとって家族を始め、主治医・管理栄養士がそうすることを望んでいると思い、その期待に応えたいと考え、その行動が簡単であると思えるような具体的な栄養食事指導を心がけている。病状やその時々々の患者の言葉に耳を傾け、丁寧なモニタリングを行い、患者のアドヒアランスを継続させることで、患者の自己管理を支えることができる。医療スタッフは、自分の専門性を高めることはもちろんだが、自分の専門性だけにとどまらず、広い視野を持ちながら他職種との連携を取り、患者の治療状況や心理状態あるいは生活上の問題点などを個別によく理解した上で患者と接し、患者にとって頼りになる支援の拠り所となれるよう日々自己研鑽に努めることが必要である。

6. 謝辞

本研究の栄養食事指導にあたり患者Kさん及びそのご家族の方々に感謝申し上げます。済生会横浜市南部病院栄養部志波郁子先生には栄養食事指導のご助言を賜り、御礼申し上げます。また、論文の御指導を頂きました女子栄養大学 藤倉 純子准教授にこの場をお借りして感謝を申し上げます。

7. 引用文献

- 1) 2014国民健康・栄養調査、厚生労働省
- 2) 日本透析医学会統計調査委員会：図説わが国の慢性透析療法の現状、2014年末の慢性透析患者に関する基礎集計 <http://docs.jsdt.or.jp/overview/>
- 3) 社団法人 全国腎臓病協議会：<http://www.zjk.jp/support/>
- 4) 松下由実、森田早苗、岡本香織、内藤裕子、門倉芳枝：慢性腎不全患者用の高エネルギー・低たんぱく質菓子の試作と嗜好について、栄養学雑誌、1999、Vol.57、No.5、283
- 5) Kulkarni K, Castle G, Gregory R, et al, Nutrition Practice Guidelines for Type 1 Diabetes Mellitus positively affect dietitian practices and patient outcome. The Diabetes Care and Education Dietetic Practice Group. J Am Diet Assoc, 1998, 98: 62-70.
- 6) 江川隆子：セルフメンジメント（3）、腎不看護、7-9、2009
- 7) Ajzen I : From intentions to actions: a theory of planned behavior. In J Kuhl, J Beckmann (eds), Action – control : from cognition to behavior. Heidelberg : Springer, 11-39, 1985
- 8) Ajzen I : From intentions to actions: In I Ajzen, Attitude, personality, and behavior. Chicago, IL : The Dorsey Press, 112-145, 1988
- 9) Prochaska JO, DiClemente CC : Stages and processes of self-change of smoking : toward an integrative model of change、Journal of Consulting and Clinical Psychology 51(3): 390-395, 1983
- 10) Yamada T, Komatsu M, Komiya I, Miyahara Y, Shima Y, Matsuzaki M, Ishikawa Y, Mita R, Fujiwara M, Furusato N, Nishi K, Aizawa T. Development, progression, and regression of microalbuminuria in Japanese patients with type 2 diabetes under tight glycemic and blood pressure control : the Kashiwa study. Diabetes Care 2005, 28 : 2733-2738
- 11) 葛城（池田） 裕美、武藤 志真子：慢性腎臓病の治療用特殊食品の使用状況調査、健康科学学会、2015、vol.31, No.2, pp127-136
- 12) 池田裕美、柏原一美、浜口直樹、藤倉純子、武藤志真子：透析患者に対する栄養ケア介入の効果の検討、女子栄養大学紀要、2009、vol.40, pp17-24



HbA1c(%)		8.0	5.8	6.5	5.9	6.4	6.4	7
BUN (mg/dl)	61	46	40.4	72	69.2	49	52.3	54.9
Cre (mg/dl)	6.16	10.3	9.6	12.0	12.8	13.07	11.52	13.92
K (mEq/l)	6	3.9	3.4	4.5	4.5	4.7	4.4	4.1
Alb (g/dl)	3.6	3.4	3.7	4.0	4.1	3.9	3.7	3.9
Hb (g/dl)		10.5	11.7	11.2	11.8	10.2	11.6	11.2
Ht (%)		32.3	38.5	35.9	37.8	33.7	38.5	37.9

図1 エネルギーとたんぱく質の摂取量の推移および検査値の変遷

表1 指示栄養量と腎臓病食品交換表による食品構成

腎臓病食品交換表による食品構成(1単位=たんぱく質3g)

期 間	指示栄養量			表1	表2	表3	表4	表5	表6
	エネルギー kcal(標準体重 あたり)/日	たんぱく質 g(標準体重 あたり)/日	食塩 g/日	(単位)				(kcal)	
				ご飯・粉、 パン、麺	果物、 種実、 いも	野菜	魚介、 肉、卵、 豆と その製品、 乳と その製品	砂糖、 甘味料、 ジャム、 ジュース、 でんぷん	油脂
	1600 (28.3)	40(0.7)	6未満	4	0.5	1	7.5	1050	
2009/4/17 ~ 2010/1/27				0.1	0.5	1	11.8	829	
2010/1/28 ~ 2010/3/2	1800 (31.7)	40(0.7)		0.1	0.5	1	11.8	789	
2010/3/3 ~ 2012/3/29	2000 (35.2)	50(0.9)		2.3	0.5	1	12.9	911	
2012/3/30 ~	2000 (35.2)	60(1.1)		2.3	0.5	1	16.2	812	

表2 栄養食事指導の内容

治療に関すること	心臓カテーテル		透析導入説明		・9/3～9/8入院(上気道炎)
栄養指導日	2008/12/5	2009/5/29	2009/6/26	2009/8/28	2009/9/25
栄養指導回数	初回	4	5	7	8
患者の声	<ul style="list-style-type: none"> 血清クレアチニン値が今年4月3.8mg/dl→4.1mg/dl、9月5.1mg/dl→5.7mg/dl→6.1mg/dlとどんどん上がってしまった 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を茹でるのが面倒になった 	<ul style="list-style-type: none"> 先生に、血清クレアチニン値が7mg/dlになったら透析導入と説明される 	<ul style="list-style-type: none"> 妻も同席 	<ul style="list-style-type: none"> 疲れていたのか、だるい日が続いた
	<ul style="list-style-type: none"> シャントは作ったけど、透析は延ばしたい 	<ul style="list-style-type: none"> 同席の奥様より 調理に野菜ジュースを使うことがあるが、大丈夫か 	<ul style="list-style-type: none"> 先日、息子の家族と妻と5人で、白川郷へ1泊2日の旅行へ行っただ 	<ul style="list-style-type: none"> たんぱく質を40gになるように食べたら、血清クレアチニン値が良くなってきた 	<ul style="list-style-type: none"> 生まれ故郷の台湾へ9月10日～9月13日に行ってきた
	<ul style="list-style-type: none"> 食事は控えて食べている 		<ul style="list-style-type: none"> 旅行から帰ってきて、とても疲れ、だるかった 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を食べるようになったら、空腹感もなくなり、HbA1cも6.6%と改善された 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾で食事療法が乱れたので、いま、必死にたんぱく調整している
			<ul style="list-style-type: none"> 食事療法は全然苦ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医に褒めてもらい、とても嬉しい 	
生活状況	<ul style="list-style-type: none"> 運動(犬の散歩)後体重-0.2kgになる 	<ul style="list-style-type: none"> 家事を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩(30分位) 	<ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩30分 	
		<ul style="list-style-type: none"> 歩くように心がけている 	<ul style="list-style-type: none"> ウォーキング(90分位) 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車1時間(月・火:買い物へ往復) 	
食生活状況	<ul style="list-style-type: none"> <朝食>ご飯150gと納豆1パック 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の食事記録書いている 	<ul style="list-style-type: none"> 食事時間:朝食8時、昼食12時、夕食18時 	<ul style="list-style-type: none"> 粉飴1袋/日 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾へ秤と低たんぱく質ご飯を持参
	<ul style="list-style-type: none"> <昼食>パンにバター小さじ1匙 	<ul style="list-style-type: none"> 低たんぱく質食品を取り入れている 		<ul style="list-style-type: none"> <朝食>春雨炒め(自分で調理) 	
	<ul style="list-style-type: none"> <夕食>ご飯150gと鍋 	<ul style="list-style-type: none"> <朝食>低たんぱく1/35ごはん1パック 		<ul style="list-style-type: none"> <昼食>パンorげんたうどん(自分で調理) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ノンカロリージュース 	<ul style="list-style-type: none"> 治療用特殊食品おかず1品 		<ul style="list-style-type: none"> 野菜揚げ物+α 	
		<ul style="list-style-type: none"> <昼食>低たんぱく麺のみ 		<ul style="list-style-type: none"> <夕食>低たんぱく質ご飯1/35 	
		<ul style="list-style-type: none"> <夕食>低たんぱく1/35ごはん1パック 妻が作る食事 アルコール:ビール(アルコールゼロ) 		<ul style="list-style-type: none"> 妻が作る主菜、副菜 	
食生活上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> 水分摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> たんぱく質を多く含む食品を若干とりすぎ 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足
		<ul style="list-style-type: none"> 野菜摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> 水分を2000ml以上飲んでも良いと勘違い 		
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> 腎臓病交換表を用いて1日の目安量を説明する 	<ul style="list-style-type: none"> 水分は1500ml位/日摂るようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 再度、腎臓病交換表を用いて、エネルギー1600kcal、たんぱく質40gを説明する 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾旅行の食生活の注意点 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーアップの仕方について説明する。具体的には、サラダには塩分の多い調味料ではなく、マヨネーズを使う
	<ul style="list-style-type: none"> カリウムを多く含む食品の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の茹で方 	<ul style="list-style-type: none"> 肉・魚は、60g→45g(3単位分) 		<ul style="list-style-type: none"> 毎食、野菜を取り入れる
	<ul style="list-style-type: none"> 治療用特殊食品の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を毎食食べる 	<ul style="list-style-type: none"> 水は1500ml位 		<ul style="list-style-type: none"> 全身倦怠感があれば、昼食は治療用特殊食品を取り入れる
	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーアップについての説明 				<ul style="list-style-type: none"> 1日1回粉飴を取り入れる
体重 (kg)	66.3 体重減少-4kg/月	62	65.1	63.5	63.5
BMI (kg/m ²)	25.6	23.9	25.1	24.5	24.5

	入院肺炎1/28～2/6	3/3 透析導入		
2009/10/23	2010/1/29	2010/3/5	2010/3/10	2012/10/5
9	12	14	15	31
<ul style="list-style-type: none"> 妻とともに1時間ごと乗り換えて、車で宮古まで8時間かけて2泊3日の旅行へ行った 	<ul style="list-style-type: none"> 透析導入を避けたいから、血清クレアチニン値を下げるためには汗をかけばさがると思いい、朝夕の犬の散歩の他に、ウォーキングを90分追加し、1日に3回行ったら、風邪を引いてしまったようだ 	<ul style="list-style-type: none"> 肺炎後、自宅で静かにしていたが、血清クレアチニン値の上昇が気になり、妻からの提案もあり、家の中で運動ができるwillを購入し、息子と孫と一緒に行ったが、次の日、体調が悪化した 	<ul style="list-style-type: none"> 病棟で「透析を受けられる患者様へ」のパンフレットをもらったけど、分からないことがあるので、教えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 2か月ぶりに妻の運転で来室（自分で運転が出来ないため）
<ul style="list-style-type: none"> 食事を気をつけているけど、血清クレアチニン値が上がってしまった 		<ul style="list-style-type: none"> 医師より「透析まであと3か月と言われてから、食事療法（毎日食事記録を書く、治療用特殊食品使用など）薬物療法・自己管理（血糖管理、血圧管理）してきたのに、もっと透析導入を延ばしたかった 	<ul style="list-style-type: none"> 小さい頃、贅沢な食事をしていたから、糖尿病になったのかもしれない 	<ul style="list-style-type: none"> 食事記録を2か月分持参したので、チェックして欲しい。
		<ul style="list-style-type: none"> 透析して痰のからみがなくなった 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚をして妻に食生活を変えてもらい、ここまで来られ、妻のおかげ、感謝している。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 食事はどんなことに気をつければいいのか 	<ul style="list-style-type: none"> HD導入後、食生活が不安 	
<ul style="list-style-type: none"> 母が、骨折して特養から呼び出された 	<ul style="list-style-type: none"> 風邪、倦怠感、発熱、呼吸困難→入院となる 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の気持ちがだんだん、前向きになってきた 		<ul style="list-style-type: none"> 透析クリニックへの通院の手段を自転車→送迎バスへ変更する
<ul style="list-style-type: none"> 長男家族と東京ディズニーシーへ旅行へ行って、寒かった 				
<ul style="list-style-type: none"> 体重は毎朝測定し、増減がないように、自己管理している 	<ul style="list-style-type: none"> インスタントのコーンスープを摂取してたが、栄養食事指導で指摘され、摂取をやめた 	<ul style="list-style-type: none"> <入院食>全量摂取 	<ul style="list-style-type: none"> 透析日を減らしたいと、低たんぱくごはん摂取している 	<ul style="list-style-type: none"> アルコールと水分摂取を控えた
<ul style="list-style-type: none"> 毎食、治療用特殊食品を使っている 				
<ul style="list-style-type: none"> 昼食にエネルギーを摂るように心がけている 				
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> 無理しすぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 知識不足 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー摂取不足
				<ul style="list-style-type: none"> 外食
<ul style="list-style-type: none"> 間食の選び方、摂り方を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 指導内容を入院食になったので、エネルギー量を変更し、説明する 	<ul style="list-style-type: none"> 透析食の総論を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養指示量がエネルギー2000kcal、たんぱく質50g、塩分6gへの変更に伴い、今までの食事記録をもとに、具体的な食事量の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 目安量にて、エネルギー2000kcal、たんぱく質50gを説明
<ul style="list-style-type: none"> 15時に間食を取り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 入院食 エネルギー2000kcal たんぱく質40g 塩分6g 		<ul style="list-style-type: none"> 質問（アミノ酸価、カリウム、リン）の回答 	<ul style="list-style-type: none"> 外食の選び方
<ul style="list-style-type: none"> 体を冷やさない 			<ul style="list-style-type: none"> 「透析を受けられる患者様へ」のパンフレットの質問への回答 	
<ul style="list-style-type: none"> 体を疲れさせない 				
62	63	61.6	61.9	61.3
23.9	24.3	23.8	23.9	23.6

日本大学国際関係学部
生活科学研究所

平成27年度事業報告

日本大学国際関係学部生活科学研究所

日本大学国際関係学部生活科学研究所 平成27年度事業報告

当研究所の平成27年度の事業概要は、次のとおりである。

1 平成27年度研究課題

本年度は以下の課題が設定された。

(個人研究費)

第1号	データ分析からのブランド・広告戦略について	雨宮 史卓
第2号	河川における水環境評価に関する研究	石川 元康
第3号	翻訳文学と日本モダニティの変容	井上 健
第4号	食用魚介類の生物学的特性に関する研究	上田龍太郎
第5号	食品タンパク質ゲル形成過程における乳ホエータンパク質と卵白オボムコイドの相互作用の解明	太田 尚子
第6号	地域（本学学生を含む）の食生活・近郊状況及び地元農産物（加工食品を含む）の調査	小柳津 周
第7号	大学スポーツ選手に対する栄養サポート効果の検討	神戸 絹代
第8号	格子QCD数値シミュレーションによる重いクォーク系の研究	駒 美保
第9号	糖尿病の食事・栄養教育について	篠原 啓子
第10号	生活習慣病における食と食習慣の基礎的検討	高橋 敦彦
第11号	アスリートを対象とした全身振動刺激トレーニング効果	本道 慎吾
第12号	食品の調理特性および人の食行動に関する研究	三橋 富子
第13号	インバウンドを含めた地域の観光振興に関する研究	宮川 幸司
第14号	生物多様性に関する遺伝子発現による形態の変異と生理機能に関する解析	室伏 誠

2 研究実績報告

平成27年度実績報告書として以下が提出された。

(個人研究費)

第1号	データ分析からのブランド・広告戦略について	雨宮 史卓
第2号	河川における水環境評価に関する研究	石川 元康
第3号	翻訳文学と日本モダニティの変容	井上 健
第4号	食用魚介類の生物学的特性に関する研究	上田龍太郎
第5号	食品タンパク質ゲル形成過程における乳ホエータンパク質と卵白オボムコイドの相互作用の解明	太田 尚子
第6号	地域（本学学生を含む）の食生活・近郊状況及び地元農産物（加工食品を含む）の調査	小柳津 周
第7号	大学スポーツ選手に対する栄養サポート効果の検討	神戸 絹代
第8号	格子QCD数値シミュレーションによる重いクォーク系の研究	駒 美保
第9号	糖尿病の食事・栄養教育について	篠原 啓子
第10号	生活習慣病における食と食習慣の基礎的検討	高橋 敦彦
第11号	アスリートを対象とした全身振動刺激トレーニング効果	本道 慎吾
第12号	食品の調理特性および人の食行動に関する研究	三橋 富子
第13号	インバウンドを含めた地域の観光振興に関する研究	宮川 幸司
第14号	生物多様性に関する遺伝子発現による形態の変異と生理機能に関する解析	室伏 誠

3 研究業績

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告

『生活科学研究所報告』第38号は平成28年3月1日に発行され、掲載された論文の標題と執筆者は次のとおりである。

標題及び執筆者	<年度－課題番号>
• 業績番号791 江川坦庵の「兵糧パン」とその復元	浅川 道夫, 橋本 敬之
• 業績番号792 フード・ビジネスにおける食品のブランド力についての一考察	雨宮 史卓
• 業績番号793 南米諸国における日本の食文化の普及と変容に関する考察	福井 千鶴
• 業績番号794 ウィーンのカフェと文学 —イルゼ・アイヒンガーの場合—	眞道 杉
• 業績番号795 ラフカディオ・ハーンと「食」	梅本 順子
• 業績番号796 『儒林外史』と江南飲食文化	小田切文洋
• 業績番号797 良きキリスト者と生ハム	角田 哲康
• 業績番号798 観光における食の課題に関する一考察	<平26-12> 宮川 幸司
• 業績番号799 モーパッサン『テリエ館』における食と宗教	橋本由紀子
• 業績番号800 塩味とうま味の相互作用	<平26-11> 三橋 富子, 野村 歩
• 業績番号801 静岡県伊豆市月ヶ瀬梅林産梅とその加工品に含まれる有用成分比較	<平26-13> 室伏 誠, 鶴澤まゆか, 田島 理瑛, 山下 あゆ, 佐藤 沢子
• 業績番号802 官民学の連携による食育の推進 —幼児期からの味覚教育の実践—	吉田 隆子, 楠原 正俊, 甲田 勝康, 武井 恭子 西島 真美, 藤田 裕規, 益田 葉子, 山口 建

- 業績番号803 <平25-8>
ラットにおけるアボカド摂取による有用性について—大豆油との比較による血中脂質・大腸への影響—
小橋 恵津, 鈴木 広美, 神戸 絹代

4 その他の研究業績

平成26年度における、関連する学会の学会誌あるいは日本大学研究報告書（『日本大学国際関係学部研究年報』等）に掲載されたもの及び出版物については事項(1)に業績番号を付け記載した。また学会における口頭発表に関しては事項(2)に、講演作品等その他の成果に関しては事項(3)に記載した。

(1) 学会誌, 日本大学国際関係学部研究年報等出版物

標題及び発表者

<年度-課題番号>

- 業績番号804 <平26-2>
「Length of Submerged Jump and B-jump」Proceedings of the 2nd International Workshop on Hydraulic Structures: Data Validation, pp.73-80 / Hydraulic Structures Technical Committee of the International Association for Hydro-Environment Engineering and Research (IAHR)
PDF version ISBN 978-989-98435-9-2 Book version ISBN 978-989-20-5792-7 (May 7-9, 2015)
Motoyasu ISHIKAWA, Masayuki TAKAHASHI, Youichi YASUDA and Iwao OHTSU
- 業績番号805 <平26-2>
「B-JUMP IN ABRUPTLY EXPANDING CHANNEL」E-Proceedings of 36th IAHR World Congress, 28 June-3 July, 2015 The Hague, the Netherlands / IAHR (International Association for Hydro-Environment Engineering and Research) pp.4036-4046 IAHR, ISBN 978-90-824846-0-1
Motoyasu ISHIKAWA, Masayuki TAKAHASHI, Youichi YASUDA and Iwao OHTSU
- 業績番号806 <平26-3, 13>
「本邦産ズメダイ *Chromis notatus notatus* およびナガサキズメダイ *Pomacentrus nagasakiensis* の背鰭, 胸鰭, 臀鰭条数, 側線有孔鱗数, 鰓耙数並びに体型に見られた地域変異」
日本大学国際関係学部研究年報第37集 (2016. 2)
室伏 誠, 長谷川勇司, 鈴木 大揮, 島本 大樹, 久保田裕子, 上田龍太郎

(2) 学会における口頭発表

標題, 学会名及び発表者

<年度-課題番号>

- 「コンビニ食品の炭水化物の質と量が血糖値に与える影響」 <平26-8>
第19回日本病態栄養学会年次学術集会 (2016. 1. 10) 篠原 啓子
- 「陸上競技短距離選手の指導に関する基礎的研究 国内一流競技者を対象として」 <平26-9>
2015年度ホスピタリティ学会第1回研究発表大会 国立オリンピック記念青少年総合センター
(2016. 1. 30) 淵野 辰雄
- 「観光地の旅館の課題についての一考察」 <平25-13>
ホスピタリティ学会第1回全国大会 桜美林大学 (2015. 9. 5) 宮川 幸司
- 「日本ミステリーの黎明」 <平26-14>
日本学術研究支援協会・日本比較文学会第77回全国大会・シンポジウム (2015. 6. 14) 井上 健

- 「1920年代翻訳文学と日本モダニティの変容」 <平26-14>
日本通訳翻訳学会 (JAITS)・翻訳研究育成プロジェクト第10回会合・講演会 (2015. 12. 13)
井上 健

(3) その他

著書・雑誌論文・その他の発表及び発表者

<年度-課題番号>

- 「Measurement for a size of Ovalbumin soluble aggregate using ultrasound spectroscopy and effect of propylene glycol addition on the rheological properties」ポスター発表 <平26-4>
ECIS (界面学会) 2015 BORDEAUX, 29TH Conference of the European Colloid and Interface Society
(2015. 9. 6-11) Naoko Yuno-Ohta, Chinami Yoshita
- 「Examination of Effect of Practical Nutrition Education on University Male Long-distance Runners」ポスター発表 ACN 2015 12th Asian Congress of Nutrition パシフィコ横浜 (2015. 5. 15) <平26-5>
Kinuyo KANBE
- 「The static three-quark potential from the Polyakov loop correlation function」 <平26-7>
PoS (Proceedings of Science) (LATTICE2014) 352 /SISSA (the international School for Advanced Studies (2015. 5.)
/The 32nd International Symposium on Lattice Field Theory 23-28 June, 2014 Columbia University New York, NY
でYoshiaki KOMA が口頭発表した内容の連名報告書 Yoshiaki KOMA, Miho KOMA
- 「The three-quark potential of various quark configurations」 <平26-7>
Lattice 2015 口頭発表 The 33rd International Symposium on Lattice Field Theory Kobe International Conference
Center, Kobe, Japan (2015. 7.) Miho KOMA
- 「英米ミステリー移入と大正作家の『探偵小説』の試み」 <平26-14>
駒沢女子大学日本文化研究所平成27年度第一回講演会 (2015. 7. 14) 井上 健
- 「翻訳文学あるいは文学を日本語に翻訳するということ—一九二〇年代の翻訳小説を事例に」
『日本語学』特集・翻訳と日本語 Vol.35-1 Jan. 2016 明治書院 pp.6-18 <平26-14>
井上 健
- 「第一次大戦後日本文化と翻訳文学—ジャック・ロンドンからレマルクへ」 <平26-14>
『超域文化科学紀要』20 東京大学 駒場 2015 (2016. 2. 29) ISSN 1349-2403 pp.5-25 井上 健

5 研究発表会

(ポスター発表)

平成27年度研究発表会は平成28年1月18日(月)から1月30日(土)まで、15号館1階フロアにて下記のとおり実施された。

- | | | |
|------|--|-------|
| パネル① | 食品タンパク質ゲル形成過程における乳ホエータンパク質と卵白オボムコイドの相互作用について | 太田 尚子 |
| パネル② | 静岡県産の抹茶を利用した加工食品の研究—抹茶ヨーグルトの微炭酸タイプ— | 小柳津 周 |
| パネル③ | 量子色力学に基づくクォーコニウムの研究 | 駒 美保 |

パネル④	健診の血圧測定時における血圧変動制の要因	高橋 敦彦
パネル⑤	静岡県伊豆市月ヶ瀬梅林産梅とその加工品に含まれる有用成分比較	室伏 誠
パネル⑥	本邦産スズメダイおよびナガサキスズメダイの体型鰭条数並びに鰓耙数にみられた地域変異	室伏 誠
パネル⑦	大学男子陸上長距離選手に対する栄養サポート効果の検討	神戸 絹代
パネル⑧	「やさしい日本語」の特徴と有効性	松浦 康世
パネル⑨	カワノリ生育地域の水質特性	石川 元康
パネル⑩	各種天然だしおよび市販だしの成分比較	三橋 富子
パネル⑪	園児保護者の箸の持ち方と食に関する意識について	篠原 啓子
パネル⑫	シロギスの体部粗脂肪含量の季節変化	上田龍太郎

6 学術講演会

平成27年度生活科学研究所学術講演会

「食べ物で見る『小さいうち』の時代」

講師：作家・中島京子氏

日時：平成27年11月27日(金) 16:30~18:00

場所：国際関係学部三島駅北口校舎山田顕義ホール

対象：学生，教職員及び一般の方

以 上

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行
平成27年5月14日改正
平成27年5月15日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部生活科学研究所（以下研究所という）が発行する生活科学研究所報告（以下研究所報告という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究所報告の発行者は、生活科学研究所長とする。

2 研究所報告は、毎年3月に発行するものとする。ただし、生活科学研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部生活科学研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究所報告の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、生活科学研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、生活科学研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、生活科学研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 生活科学研究所報告に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

- ① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）
- ② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）
- ③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師
- ④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 研究所報告に掲載する原稿は、生活科学に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は原則として1号につき1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究所報告執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究所報告掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内または学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、原則として二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究所報告の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究所報告に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

2 ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部生活科学研究所報告からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 生活科学研究所報告に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

この内規は、平成27年5月15日から施行する。

生活科学研究所報告執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の形式は次のとおりとします。以下に示すように整理してください。
 - ① 表紙
 - (1) 原稿の種別
 - (2) 原稿の表題（原稿が和文の場合は英文表現、原稿が他の言語の場合は和文表現も並記してください）
 - (3) 著者名（全著者）
 - (4) 所属・資格（国際関係学部国際〇〇学科・資格、短期大学部（三島校舎）〇〇学科・資格、英文も記入してください）
 - ② 英文要旨（原稿が和文以外の言語である場合は和文要旨）
 - ③ 本文（本文には下段中央にページを記入してください）
 - ④ 引用文献
 - ⑤ 図・表、写真
- 3 投稿原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1)論文 (2)研究ノート (3)資料 (4)学会動向
 - ② (1)~(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 4 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 5 要旨、和文要旨は400字程度、英文要旨は200語程度とし、目的、方法、結論などを明確に要領よく記述してください。
- 6 原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - (1) 日本文 23字×46行×2段
 - (2) 英文 48字×46行×1段
- 7 単位はSI単位系を原則とします。補助単位系を使用する場合はSI単位を（ ）に並記してください。
- 8 数式：以下の様式に従ってください。
 - ① 数式は通常に用いられる常識的な表現としてください。数式に用いる記号は最初に使用するところで明確に定義してください。本文の途中で定義を変えることは避けてください。
 - ② 数式には本文で通し番号を付けて、（ ）内に表示してください。文中での数式の引用は、式（ ），としてください。
 - ③ 数式中の上付・下付は明確に示してください。場合によっては赤鉛筆で \vee / \wedge を記入してください。
 - ④ 数式が分数表示の場合は2行とと考えてください。

9 本文中の見出しは、原則として以下のとおりとしてください。

- ① 章 1 2 3……
- ② 節 1.1 1.2 1.3……
- ③ 項 1.1.1 1.1.2 1.1.3……
- ④ 見出しの後は改行し、1文字空けて文章を書き始めてください。
- ⑤ 章の見出しはボールドタイプ（太字）としてください。

10 箇条書きは

- 1) 2) 3) ……としてください。

11 図、表、写真は、パソコンを使用して作成し、デジタル原稿に含めて提出してください。

- ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
- ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
- ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
- ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
- ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。

12 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。

- ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
- ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
- ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れ〔・・・より引用〕と明記してください。

13 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S.537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

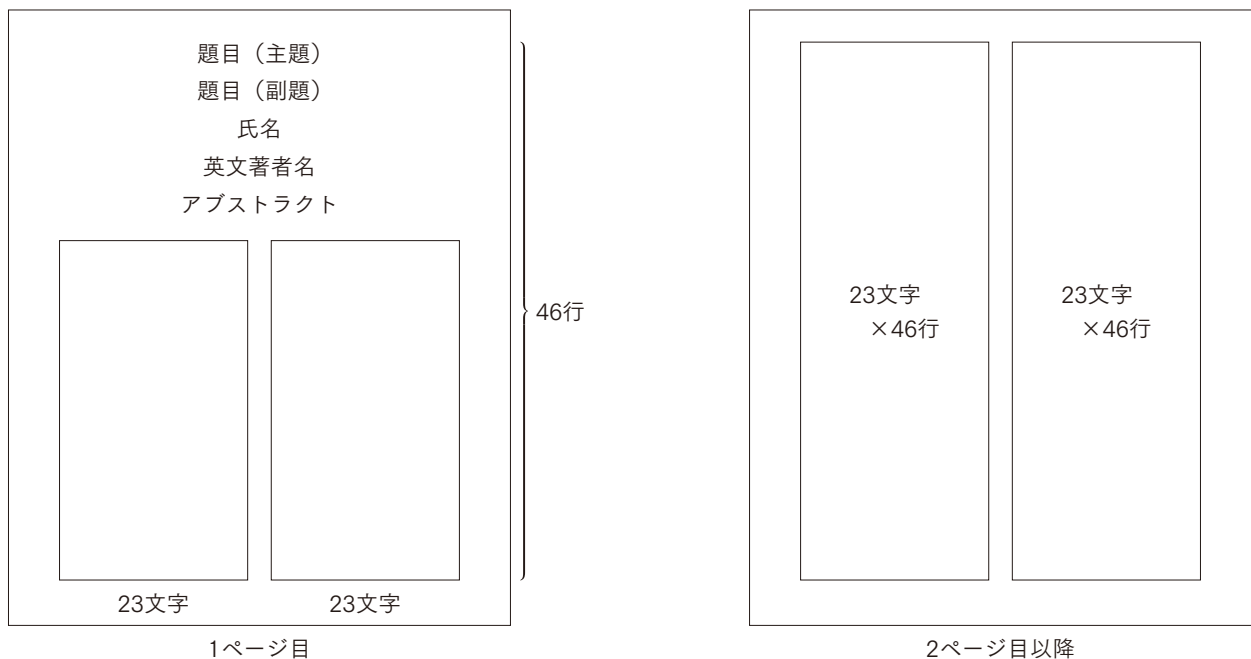
Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の中に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.*

他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

平成28年度 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告編集委員会

委員長・研究所長	宗	形	賢	二
副委員長・研究所次長	鄭		勛	燮
委	青	木	千	賀子
員	小	野	健	太郎
	葉	山		明
	山	中	康	資
	高	橋	力	也
	駒		美	保
	武	井		勲
	宮	川	幸	司
	松	井	洋	子
	上	田	龍	太郎
	葛	城	裕	美
	堀	内	和	秀
	小	檜	山	惠 (幹事)

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告 第39号

平成29年3月1日 発行

発行 日本大学国際関係学部生活科学研究所
三島市文教町2丁目31番145号 (〒411-8555)
電話 055(980)0808 (研究事務課)

印刷 みどり美術印刷株式会社
沼津市沼北町2-16-19 (〒410-0058)

